

令和元年 第4回

宿毛市議会定例会会議録

令和元年12月10日開会

令和元年12月25日閉会

宿毛市議会事務局

令和元年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和元年12月10日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 平成30年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに 水道事業会計の利益処分及び決算認定について	4
委員長報告	
予算決算常任委員長	4
質疑・討論・表決	6
○日程第4 議案第1号から議案第25号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前10時27分)	
陳情文書表	10
----- . . . -----	
第 2 日 (令和元年12月11日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (令和元年12月12日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (令和元年12月13日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (令和元年12月14日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (令和元年12月15日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (令和元年12月16日 月曜日)	

議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1
欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	1 3
1 三木健正議員	1 3
市 長	1 3
三木健正議員	1 4
市 長	1 5
三木健正議員	1 5
市 長	1 5
三木健正議員	1 6
市 長	1 7
三木健正議員	1 7
市 長	1 7
三木健正議員	1 8
市 長	1 8
三木健正議員	1 9
2 松浦英夫議員	1 9
市 長	1 9
松浦英夫議員	2 0
市 長	2 0
松浦英夫議員	2 1
市 長	2 1
松浦英夫議員	2 1
市 長	2 2
松浦英夫議員	2 2
市 長	2 3
松浦英夫議員	2 3
市 長	2 3
松浦英夫議員	2 3
市 長	2 3
松浦英夫議員	2 4
市 長	2 4

	松浦英夫議員	2 4
	市 長	2 5
	松浦英夫議員	2 5
	教 育 長	2 6
	松浦英夫議員	2 6
	教 育 長	2 6
	松浦英夫議員	2 7
	市 長	2 7
	松浦英夫議員	2 8
	市 長	2 8
	松浦英夫議員	2 9
	市 長	2 9
	松浦英夫議員	3 0
	教 育 長	3 0
	松浦英夫議員	3 0
3	今城 隆議員	3 0
	市 長	3 1
	今城 隆議員	3 1
	市 長	3 1
	今城 隆議員	3 2
	市 長	3 2
	今城 隆議員	3 2
	市 長	3 2
	総務課長	3 2
	今城 隆議員	3 2
	総務課長	3 2
	今城 隆議員	3 3
	総務課長	3 3
	今城 隆議員	3 3
	市 長	3 4
	今城 隆議員	3 4
	市 長	3 4
	今城 隆議員	3 4
	市 長	3 5
	今城 隆議員	3 5
	市 長	3 5
	今城 隆議員	3 6

市 長	3 6
今城 隆議員	3 6
市 長	3 6
今城 隆議員	3 6
市 長	3 7
今城 隆議員	3 7
市 長	3 8
今城 隆議員	3 9
教 育 長	3 9
今城 隆議員	3 9
教 育 長	4 0
今城 隆議員	4 1
教 育 長	4 2
今城 隆議員	4 2
教 育 長	4 2
今城 隆議員	4 3
教 育 長	4 3
今城 隆議員	4 3
教 育 長	4 4
今城 隆議員	4 4
市 長	4 4
今城 隆議員	4 5
市 長	4 5
今城 隆議員	4 5
市 長	4 6
今城 隆議員	4 6
市 長	4 6
危機管理課長	4 6
今城 隆議員	4 6
市 長	4 7
今城 隆議員	4 7
市 長	4 8
今城 隆議員	4 8
4 岡崎利久議員	4 9
市 長	4 9
岡崎利久議員	4 9
市 長	4 9

岡崎利久議員	5 0
市 長	5 0
岡崎利久議員	5 0
市 長	5 1
岡崎利久議員	5 1
市 長	5 1
岡崎利久議員	5 1
市 長	5 1
岡崎利久議員	5 2
市 長	5 2
岡崎利久議員	5 2
市 長	5 2
岡崎利久議員	5 2
市 長	5 2
岡崎利久議員	5 3
市 長	5 3
岡崎利久議員	5 3
市 長	5 4
岡崎利久議員	5 4
副 市 長	5 4
岡崎利久議員	5 5
副 市 長	5 5
岡崎利久議員	5 5
副 市 長	5 5
岡崎利久議員	5 6
副 市 長	5 6
岡崎利久議員	5 6
副 市 長	5 6
岡崎利久議員	5 7
副 市 長	5 7
岡崎利久議員	5 7
延 会 (午後 3 時 1 8 分)	

----- . . . -----

第 8 日 (令和元年 1 2 月 1 7 日 火曜日)

議事日程	5 9
本日の会議に付した事件	5 9
出席議員	5 9

欠席議員	59
事務局職員出席者	59
出席要求による出席者	59
開 議 (午前10時02分)	
○日程第1 一般質問	61
1 山戸 寛議員	61
市 長	61
山戸 寛議員	62
市 長	62
山戸 寛議員	62
市 長	62
山戸 寛議員	62
市 長	63
山戸 寛議員	63
市 長	63
山戸 寛議員	63
市 長	63
山戸 寛議員	63
市 長	63
山戸 寛議員	63
市 長	64
山戸 寛議員	64
市 長	64
山戸 寛議員	64
市 長	64
山戸 寛議員	64
市 長	64
山戸 寛議員	64
市 長	65
山戸 寛議員	65
市 長	65
総務課長	65
山戸 寛議員	66
市 長	66
山戸 寛議員	66
市 長	66
山戸 寛議員	66
市 長	66
山戸 寛議員	66
市 長	66
山戸 寛議員	67
市 長	67
山戸 寛議員	67

市 長	6 7
山戸 寛議員	6 7
市 長	6 7
山戸 寛議員	6 7
市 長	6 7
山戸 寛議員	6 8
市 長	6 8
山戸 寛議員	6 8
市 長	6 8
総務課長	6 8
山戸 寛議員	6 9
市 長	6 9
山戸 寛議員	6 9
市 長	6 9
山戸 寛議員	7 0
市 長	7 0
山戸 寛議員	7 1
市 長	7 1
山戸 寛議員	7 2
市 長	7 2
山戸 寛議員	7 3
市 長	7 3
山戸 寛議員	7 3
市 長	7 4
山戸 寛議員	7 4
2 川田栄子議員	7 4
市 長	7 5
川田栄子議員	7 6
市 長	7 6
川田栄子議員	7 7
市 長	7 8
川田栄子議員	7 9
市 長	7 9
川田栄子議員	8 0
市 長	8 1
川田栄子議員	8 1
市 長	8 1

	川田栄子議員	8 2
	市 長	8 2
	川田栄子議員	8 2
	市 長	8 2
	川田栄子議員	8 2
	市 長	8 3
	川田栄子議員	8 3
	選挙管理委員会委員長	8 3
	川田栄子議員	8 4
	選挙管理委員会委員長	8 6
	川田栄子議員	8 6
	選挙管理委員会委員長	8 6
	川田栄子議員	8 7
3	寺田公一議員	8 7
	市 長	8 7
	寺田公一議員	8 7
	市 長	8 7
	寺田公一議員	8 8
	市 長	8 8
	寺田公一議員	8 8
	市 長	8 9
	寺田公一議員	8 9
	市 長	8 9
	寺田公一議員	8 9
	市 長	9 0
	寺田公一議員	9 0
	市 長	9 1
	寺田公一議員	9 2
	市 長	9 2
	寺田公一議員	9 3
	教 育 長	9 3
	寺田公一議員	9 3
	教 育 長	9 4
	寺田公一議員	9 4
	教 育 長	9 5
	寺田公一議員	9 6
4	堀 景議員	9 6

市 長	9 6
堀 景議員	9 7
市 長	9 7
堀 景議員	9 8
市 長	9 8
堀 景議員	9 9
市 長	9 9
堀 景議員	1 0 0
市 長	1 0 0
堀 景議員	1 0 1
市 長	1 0 1
堀 景議員	1 0 1
市 長	1 0 1
堀 景議員	1 0 1
市 長	1 0 2
堀 景議員	1 0 2
市 長	1 0 2
堀 景議員	1 0 3
市 長	1 0 3
堀 景議員	1 0 4
市 長	1 0 5
堀 景議員	1 0 5
教 育 長	1 0 5
堀 景議員	1 0 6
教 育 長	1 0 6
堀 景議員	1 0 7
散 会 (午後4時10分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (令和元年12月18日 水曜日)

議事日程	1 0 9
本日の会議に付した事件	1 0 9
出席議員	1 0 9
欠席議員	1 0 9
事務局職員出席者	1 0 9
出席要求による出席者	1 0 9
開 議 (午前10時04分)	
○日程第1 議案第1号から議案第25号まで	1 1 1

質疑	1 1 1
1 川田栄子議員	1 1 1
都市建設課長	1 1 1
川田栄子議員	1 1 1
都市建設課長	1 1 1
川田栄子議員	1 1 2
都市建設課長	1 1 2
川田栄子議員	1 1 2
都市建設課長	1 1 2
川田栄子議員	1 1 2
都市建設課長	1 1 2
川田栄子議員	1 1 2
都市建設課長	1 1 2
2 松浦英夫議員	1 1 2
都市建設課長	1 1 3
松浦英夫議員	1 1 3
都市建設課長	1 1 3
松浦英夫議員	1 1 3
都市建設課長	1 1 3
松浦英夫議員	1 1 3
都市建設課長	1 1 3
松浦英夫議員	1 1 4
3 川村三千代議員	1 1 4
産業振興課長	1 1 4
教育次長兼学校教育課長	1 1 5
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 1 5
川村三千代議員	1 1 6
産業振興課長	1 1 7
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 1 7
川村三千代議員	1 1 7
○日程第2 幡多西部消防組合議会議員の選挙	1 1 7
散 会 (午前10時55分)	
議案付託表	1 1 9

----- . . . -----

第10日 (令和元年12月19日 木曜日) 休会

----- . . . -----

第11日 (令和元年12月20日 金曜日) 休会

----- . . . -----

第12日（令和元年12月21日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第13日（令和元年12月22日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第14日（令和元年12月23日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第15日（令和元年12月24日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----

第16日（令和元年12月25日 水曜日）

議事日程	121
本日の会議に付した事件	121
出席議員	121
欠席議員	121
事務局職員出席者	121
出席要求による出席者	122
開 議（午前10時00分）	
○故山岡 力君追悼の儀	123
（追悼の辞）	
岡崎利久君	123
○日程第1 議案第1号から議案第25号まで	124
委員長報告	
予算決算常任委員長	124
総務文教常任委員長	127
産業厚生常任委員長	128
質疑	129
（議案第1号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第25号まで）	
討論・表決	130
（議案第22号）	
討論	130
今城 隆議員（反対）	130
表決	131
○日程第2 陳情第6号	131
委員長報告	
産業厚生常任委員長	131
質疑・討論・表決	132
○日程第3 委員会調査について	132
継続調査	132

○日程第4 議案第26号	132
(提案理由の説明)	
市長	132
質疑	133
委員会付託省略	133
討論・表決	133
(挨拶)	
岩本昌彦君	133
(閉会挨拶)	
市長	133
閉会(午前11時11分)	
委員会審査報告書	136
陳情審査報告書	139
閉会中の継続調査申出書	140

----- ● ● -----

付 録

一般質問通告表	付一 1
議決結果一覧表	付一 5
議案(令和元年第3回定例会提出分)	付一 5
議案(令和元年第4回定例会提出分)	付一 6
陳情	付一 8

令和元年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和元年12月10日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 平成30年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について

第3 議案第1号から議案第25号まで

議案第 1号 令和元年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 2号 令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 3号 令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 4号 令和元年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 5号 令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 6号 令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 7号 令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第 8号 令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 9号 令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第10号 宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第12号 宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市沖の島循環バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 指定管理者の指定について

- 議案第19号 指定管理者の指定について
議案第20号 指定管理者の指定について
議案第21号 指定管理者の指定について
議案第22号 工事請負契約の変更について
議案第23号 財産の取得の変更について
議案第24号 特定事業契約の変更について
議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成30年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について
日程第4 議案第1号から議案第25号まで

3 出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 今城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三木 健正 君 | 4番 川田 栄子 君 |
| 5番 川村 三千代 君 | 7番 高倉 真弓 君 |
| 8番 山上 庄一 君 | 9番 山戸 寛 君 |
| 10番 岡崎 利久 君 | 11番 野々下 昌文 君 |
| 12番 松浦 英夫 君 | 13番 寺田 公一 君 |
| 14番 濱田 陸紀 君 | |

4 欠席議員（1名）

- 6番 山岡 力 君

5 事務局職員出席者

- 事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈良 和美 君
兼調査係長
議事係長 宮本 誉子 君

6 出席要求による出席者

- 市 長 中平 富宏 君
副市長 岩本 昌彦 君
企画課長 黒田 厚 君

総務課長	河原敏郎君
危機管理課長	岩本敬二君
市民課長	沢田美保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	谷本裕子君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	平井建一君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（野々下昌文君） これより令和元年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において岡崎利久君及び松浦英夫君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る12月6日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から12月25日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月25日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月25日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

6番山岡 力君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届け出がありました。

本日までに、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「平成30年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、令和元年第3回定例会において、予算決算常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山戸 寛君） おはようございます。予算決算常任委員会の審査結果について、報告をいたします。

令和元年第3回宿毛市議会定例会において、閉会中の継続審査として、本委員会に付託されました平成30年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定の審査を終了しましたので、宿毛市議会会議規則第110条の規定に基づき、報告いたします。

まず、審査方針といたしましては、平成30年度各会計の決算審査については、監査委員から提出された宿毛市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書並びに宿毛市水道事業会計決算審査意見書を参考としながら、予算が議会議決に従って適法かつ合理的、効果的に

執行されているか。また、財政の健全化並びに財産が適正管理されているか。しかも、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという視点から審査をするとともに、これからの予算審議に活用するためのものとしたしました。

審査の結果につきましては、各会計における予算は、適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成30年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算については、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、水道事業会計の利益処分及び決算についても、全会一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

委員会審査の中で指摘をいたしました事項の中で、主なものについて報告いたします。

まず、1点目は、収入未済金の早期解消についてであります。

市税、国保税については、差し押さえの強化など、徴収率向上に向けた取り組み等の効果もあり、収納率の向上や収入未済額の減少が見られるものの、依然として厳しい財政状況である。

収入未済金は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則並びに受益者間の不均衡を招くなど、憂慮すべき問題であり、滞納者の経済状況等に十分配慮する必要があるが、今後も適切な納付指導や、各関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、収入未済金の早期解消に向けた、さらなる取り組みに努められたい。

2点目は、移住定住推進の取り組みについてであります。

農業や漁業といった一次産業を希望し、移住してこられる方がいるが、研修制度活用後の就業状況等は、企画課では把握していないとのことだった。産業振興課によると、農業を希望した移住者は自立し、地域の核として農業に従事

しているということだが、よりよい支援ができるよう追跡調査及び関係課との情報共有をしっかりと行ってもらいたい。

また、移住者が後継者不足に悩む事業者の後継者となり得ることがあるので、商工観光課など、各課横断的な体制整備について検討することを求める。

3点目は、防災情報伝達システムについてであります。

屋外放送が聞こえにくい地域への対応については、屋外子局を増設するのは高額なので、スピーカーの増設や、固定電話へ直接放送内容を流す方法も検討しているようだが、よりよい情報伝達方法の検討を求める。

また、新興住宅地は、地域住民のつながりが薄いので、自主防災組織等の充実も含めて、さらなる取り組みに努められたい。

4点目は、障害者等の災害対策についてであります。

避難行動要支援者名簿が策定され、名簿を活用した避難支援の体制づくりを、地域で進めていただくための取り組みを行っているということだが、具体的な計画の策定には至っておらず、障害者等の要支援者の避難訓練への参加率が低い状況もあるので、要支援者に対する情報伝達や、防災対策の推進に努められたい。

5点目は、特産品の開発と情報発信についてであります。

すくもまるごと商社プロジェクトでは、「まち歩きガイド」の事業や、「ECサイト」での特産品の販売等を行っているが、例えば大人よりSNSでの情報発信に長けている中高生が商品開発を行い、事業者が商品化するという方法であれば、自発的な情報発信につながり、商品の効果的なPRが可能となる。

また、一緒になってまちを盛り上げようとする空気が感じられ、より大きな効果を生むと思

われるので、商品開発や情報発信の方法として、検討を求める。

また、宿毛の魚おもてなし事業では、ぬたを商品化し、人気タレントが出演するテレビ番組でPRを行ったとのことだが、人気タレントの起用は肖像権等の問題があり、2次利用が難しいので、ウサギの島として有名になった瀬戸内海の大久野島のように、観光客に気軽にSNS等で情報発信をしてもらえるような取り組みの検討を求める。

6点目は、消防団の再編計画や分団の受け持ち区域の変更についてであります。

全体を同時に検討することは無理であるので、山奈地区から再編計画の検討・協議を進めているとのことだが、進捗状況等について、適宜、議会に報告することを求める。

7点目は、放課後子ども教室等の熱中症対策についてであります。

普通教室には、エアコンが設置されたと思うが、放課後子ども教室を使う部屋にはエアコンが設置されていない。現時点で活用できる補助制度はないということだが、命の危険を考えると、新校舎建設後の宿毛小学校や、松田川小学校のエアコンを活用するなど、熱中症対策の検討を求める。

8点目は、国民宿舎「椰子」を中心とした周辺観光施設の整備についてであります。

国民宿舎「椰子」から咸陽島公園へ行く市道は、バス等の大きな車が通ることができない。今のところ、道路の改修計画はないとのことだが、咸陽島周辺の観光資源を連携させるため、各事業を単発で行うのではなく、国民宿舎「椰子」の売却を含め、全体を見据えた計画づくりと実施に努められたい。

以上、本委員会の審査における指摘事項については、今後の市政運営に反映し、さらなる市民の福祉と暮らしの向上が図られるよう切望し

て、委員長報告といたします。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成30年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成30年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本案は委員長報告のとおり、認定及び可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって、平成30年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定については、委員長報告のとおり認定及び可決することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第25号まで」の25議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和元年第4回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ざいます。

去る12月8日に執行されました宿毛市長選挙におきまして、多くの市民の皆様の御支持をいただき、再び市長の大任を拝することとなりました。

議員の皆様方の御協力をいただく中で、務め上げてまいりました1期目の4年間、宿毛市の重点政策を、産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策の5本の柱に集約をいたしまして、全力で取り組んでまいりました。

そのような中で、宿毛市が長年抱えておりました宿毛小学校建設や、自動車道のミッシングリンクの解消、市役所庁舎や保育園の高台移転という難題も、一步前に進むことができたものと自負をしているところでございます。

これから、宿毛市の市長といたしまして、2期目の市政運営のかじをとります。4年間で築き上げてきた流れをとめることなく、さらに前へと推し進めていくため、全身全霊で取り組んでまいりますので、議員の皆様方の御協力を、何とぞよろしく願いをいたします。

先ほどは、平成30年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を御認定いただき、まことにありがとうございます。

審査報告書の御指摘はもとより、審査の過程におきまして、御指摘をいただきました点につきましては、今後さらに検討を重ね、これからの市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、令和元年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で5億6,199万4,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、県支出金1億1,112万6,000円、寄附金1億5,000

万円、繰入金2億1,459万3,000円、市債5,500万円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、人事院勧告等に伴う人件費の補正を除きまして、総務費では、国土調査に係る地籍調査事業委託料として2,802万8,000円、ふるさと寄附金事業関連経費といたしまして2億1,464万5,000円を計上しております。

民生費では、母子福祉関連経費といたしまして2,657万円、生活保護国庫負担返還金として5,294万2,000円を計上しております。

衛生費では、塵芥処理費といたしまして1,702万5,000円、農林水産業費では、水産加工施設等整備事業費補助金といたしまして8,970万4,000円を計上しております。

土木費では、がけくずれ住家防災対策工事費といたしまして2,000万円、災害復旧費では、土木施設災害復旧費といたしまして2,411万3,000円を計上しております。

次に、債務負担行為補正につきましては、本庁舎清掃業務委託料ほか6事業の契約等の作業を、令和元年度中に実施する必要がありますので、12月補正で計上しようとするものです。

議案第2号から議案第9号までは、令和元年度の各特別会計の補正予算でございます。

総額で、822万8,000円を増額しようとするものです。

主な内容は、人事院勧告等に伴う人件費の補正となっております。

議案第10号は、「宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日より導入されることに伴い、本条例を制定しようとするものです。

議案第11号は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、さきの議案第10号で御説明いたしました会計年度任用職員制度の導入に伴い、本市においては13本の条例改正が必要となることから、それらを一括で改正するための条例を制定しようとするものです。

議案第12号は、「宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号は、「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、運転免許証返納後における移動手段の支援策といたしまして、宿毛市コミュニティバスの運賃減免措置を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、「宿毛市沖の島循環バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、議案第13号同様、運転免許証返納後における移動手段の支援策といたしまして、宿毛市沖の島循環バスの運賃減免措置を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号は、「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、令和元年人事院勧告の実施に伴い給料表等の改定を行う必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号は、「宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、議案第13号及び第14号と同じく、運転免許証返納後における移動手段の支援策として、宿毛市スクールバス一般混乗部分の運賃減免措置を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第17号は、「宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第18号から議案第21号までは、「指定管理者の指定について」でございます。

内容につきましては、いずれも令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、「神有地区」を「神有多目的集会所」の指定管理者として、「楠山地区」を「楠山多目的集会所」の指定管理者として、「坂本地区」を「坂本多目的集会所」の指定管理者として、「合同会社ドラマチック」を「宿毛市林邸」の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号は、「工事請負契約の変更について」でございます。

内容につきましては、令和元年7月3日の議会議決を受け、山本・金村・仲上特定建設工事共同企業体と契約締結しました、小深浦高台造成工事につきまして、工事内容に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号は、「財産の取得の変更について

て」でございます。

内容につきましては、令和元年7月3日の議会議決を受け、消防ポンプ自動車1台を取得する契約につきまして、消費税増額に伴う変更契約を締結する必要が生じたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第24号は、「特定事業契約の変更について」でございます。

内容につきましては、平成31年3月27日の議会議決を受け、宿毛小学校PFI株式会社と契約締結しました、宿毛市における小中学校整備事業につきまして、消費税増額に伴う変更契約を締結する必要が生じたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」でございます。

内容につきましては、令和元年9月18日に議決されました沖の島辺地の総合整備計画について、同辺地の妹背山展望台の改修を行うに当たり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を変更する必要が生じたので「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月11日から12月

13日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、12月11日から12月13日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月11日から12月15日までの5日間休会し、12月16日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時27分 散会

陳 情 文 書 表

令和元年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 6 号	令和 1.10.30	すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書	保育の公的保障の拡充を求める大運動高知県実行委員会 会長 田中 きよむ	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

令和元年12月10日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

令和元年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和元年12月16日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（12名）

1番 今城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三木 健正 君	5番 川村 三千代 君
7番 高倉 真弓 君	8番 山上 庄一 君
9番 山戸 寛 君	10番 岡崎 利久 君
11番 野々下 昌文 君	12番 松浦 英夫 君
13番 寺田 公一 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

4番 川田 栄子 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良 和美 君
議事係 長	宮本 誉子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副 市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	岩本 敬二 君
市民課 長	沢田 美保 君
税務課 長	山岡 敏樹 君
会計管理者兼 会計課 長	佐藤 恵介 君

健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	谷本裕子君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	平井建一君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

山岡議員が、12月15日にお亡くなりになりました。まことに哀惜の念に堪えません。

議会といたしまして、後日、哀悼の儀をとり行うことにいたします。

4番、川田栄子君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届け出がありました。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番三木健正君。

○3番（三木健正君） おはようございます。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず、せんだって12月8日に行われました市長選挙におきまして再選をされました中平市長、2期目におきましても、宿毛市、また市民のために御尽力いただきますよう、お願いをいたします。

最初の一般質問です。

その2期目4年を迎えることになりましたが、この任期4年の主要政策を含めた、市長としての基本方針をお伺いをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

一般質問の答弁に先立ちまして、12月15日に御逝去されました山岡 力議員に、謹んで哀悼の意をささげ、お悔やみを申し上げます。

突然の訃報に接しまして、驚きを禁じ得ないところでございます。

山岡議員は、平成27年4月の初当選以来、一般質問等を通じ、市政に対しまして、鋭いな

がらも人間味のこもった、そういった貴重な御提言、御提案をいただいております。

また、ことし5月からは、総務文教常任委員長の重職を務められ、宿毛市政発展のため御尽力いただいていたところであり、まことに残念でなりません。

今はただただ御家族の皆様のお悲しみを察し申し上げますとともに、故人の御冥福を祈るばかりでございます。

それでは、一般質問の答弁に移らせていただきます。

今後4年間における、市政の基本方針についての御質問でございます。

私は、1期目の4年間におきまして、若者が夢を、高齢者が生きがいを持てるまちづくりを基本理念として、宿毛市の重点政策を産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策の5本の柱に集約をし、宿毛市発展のために全力で取り組んでまいりました。

この間、宿毛小学校建設や、四国横断自動車道のミッシングリンク解消、そして庁舎建設や保育所の高台移転など、長年の課題を国、そして県と連携する中で、確実に進めてまいったところでございます。

また、人口減少対策といたしまして、移住定住推進室を新設することにより、移住希望者への総合的なサポート力の向上、移住施策の推進によりまして、大幅な移住者の増加を実現いたしました。

さらには、地域の活性化や産業振興に大きく寄与するふるさと納税事業では、返礼品の充実などを図った結果、従前を大きく上回る納税額を達成しております。

2期目にあたる今後の4年間におきましても、このような動きをとめることなく、さらに前へ進める政策を展開し、にぎわいと活気に満ちた、そういった宿毛のまちづくりを推進してまいり

ます。

中でも、南海トラフ地震対策に加え、近年、頻発している豪雨災害等への災害対策は、喫緊の課題であります。これまでも避難道整備や耐震化など、命を守る取り組みを実施してまいりましたが、これに加えて、備蓄品整備や津波避難計画の見直し、そして雨水排水計画など、命をつなぐ対策を強化をいたします。

さらには、市役所庁舎や、保育園、給食センターなどの公共施設の高台移転を進めるとともに、被災後も暮らしていける宿毛市を目指しまして、取り組みを進めてまいります。

このように災害に強いまちづくりを進めることは、安心して宿毛で暮らすことができる将来ビジョンを示し、定住につながり、産業振興や子育て支援など、そのほかの重要な政策のベースになるものと、そのように考えているところでございます。

また、都市計画マスタープランでは、庁舎移転後の市街地の将来像をしっかりと示させていただきます。市庁舎が移転することで、現庁舎周辺の方々からは、寂しくなるとの声も聞かれました。このような不安や寂しさを払拭するためにも、現庁舎や林邸の利活用に加えて、市民から強い要望のありました奥谷美術館の建設に取り組むなど、市街地の活性化と交流人口の拡大を推進してまいります。

さらに、誰もが健康で生きがいを持ち、安心して生活を営むことができる健康長寿社会の実現を目指してまいります。

これは、市街地の活性化にもつながる事業ですが、高齢者の方々が気軽に集えるサロンのような拠点整備を進めてまいります。

身体面の健康増進に加え、交流の機会をふやすことで、心豊かな人生をおくれる拠点となることを計画をしているところでございます。

次に、次世代を担う子供たちのための政策と

いたしまして、宿毛小中学校の合築や、保育園の高台移転など、よりよい教育環境の整備に、引き続き取り組むとともに、幼児への英語教育の充実や、部活動への支援等も行っておりま

す。また、子育て世代に対しましては、従来の子育て支援施策のさらなる充実に加えて、ニーズの多い事務系企業の誘致などを行い、新規就労の場を確保することで、働きやすく、子育てしやすい、そういった環境づくりに努めてまいります。

加えて、宿毛の豊かな自然を生かした体験型観光や、横瀬川ダム等のインフラツーリズムの推進による観光振興、自伐型林業の推進や、集落営農への支援、ふるさと納税のさらなる活用による産業振興も充実をさせてまいります。

さらに、スポーツを通じた地域活性化や歴史資源の活用など、文化芸術の振興も図ることで、誰もが住みよい、活力ある、そういった宿毛となるよう、取り組んでまいりたい、そのように考えております。

以上、概略ではありますが、2期目の市政運営に関する基本方針を述べさせていただきます。

これらの政策を着実に前へ進めていくには、市民の皆様の御理解と御協力が必要となります。そのためにも、これまで以上に市民の方々と接する機会をふやし、民意を肌で感じながら、市政に反映させていきたいと、そのように考えているところでございます。

今後の4年間も、宿毛市発展のため、全身全霊で取り組んでまいりますので、議員各位の御支援、御協力をよろしくお願いをいたしまして、答弁にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 以前に、市長の市政報

告のときにございました、今の答弁の中にもございました、市民の声を聞き、スピード感を持って前に進むという姿勢を留意しながら、市政運営を行っていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

プレミアム付商品券についてでございます。

プレミアム付商品券事業におきまして、現在の申請及び発行の状況をお伺いをいたします。

また、宿毛市としての目標値はございますでしょうか。あわせてお伺いをいたします。

よろしくお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

プレミアム付商品券の申請状況等につきましては、令和元年11月22日現在、非課税対象者5,255人に対しまして、申請数は2,494人、商品券引きかえ券の発行数は2,438人となっております、申請率は約47%、発行率は約46%となっているところでございます。

目標値につきましては、設定はしておりませんが、近隣市町村と情報交換する中で、最低でも申請率60%を上回るものと見込んでおりました。引き続き、商品券の販売及び換金業務の委託先である宿毛商工会議所と連携をし、できる限りの取り組みを行っていきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） この消費税増税対策として実施をされているこの事業ですが、共同通信社の、10月21日から23日に、県庁所在地と政令市、東京23区の74自治体を対象に実施した調べによりますと、申請率の平均は3割程度と非常に低く、このままでは消費税増税対策としての効果は限定的であり、制度の実効性に疑問を残すような状況であると、東京新聞

等を通じて報告されております。

ちなみに、この時点で最も申請率が高かったのは、青森市の44.3%、次いで秋田市が41.9%。一方、新宿区と渋谷区が14.8%で最も低かったとされております。

申請率が低い理由として、所得が低い人にとって購入費の工面が難しいとか、手続の面倒くささを嫌がっているなどの声が多かったとのこととです。

さて、そこで令和元年11月22日現在の推定値ではありますが、高知県下各市町村の非課税者の平均申請率は約30%、先ほど答弁にもございました、宿毛市は47%と、高知県下では第1位の数字となっております。全国的な現状からしますと、これは行政と商工会議所、各事業所の連携により、一定の促進が図られ、健闘しているといってもよいように思われますが、まだ半数以上の約2,700名の方がこの制度を利用されておらず、まだまだ利用促進が必要と思われます。

まだ申請をされていない方に聞いたのですが、通知書をなくしてしまつて諦めたですとか、手続が面倒くさい。非課税所得者対象ということで、利用時に気がひける、などの声が上がっております。

そういった声にも気を配りながら、今後、申請の期限及び、また利用の期限が迫っておりますので、今後対象となる市民の皆様、この制度を最大限に利用していただくために、いま一度、声かけや告知、各所との連携を強化し、さらなる努力が必要ではないかと考えます。

今後、何か申請促進の対策をとられる予定はありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、利用促進に向けた取り組みといたしま

しては、12月9日から2週間の限定ではありますが、宿毛商工会議所とともに、各地域で臨時窓口を開設しているところがございます。

臨時窓口につきましては、購入引きかえ券の交付申請と、商品券の購入を行うことができます。ただし、購入引きかえ券の交付につきましては審査が必要であることから、申請と同時に、その場で商品券を購入することはできません。このため、同じ場所で購入ができるよう、翌週に同じ会場で、また臨時窓口を開設することとしているところがございます。

また、広報やホームページによる利用促進に向けた広報活動を継続するとともに、申請期限の迫る年明けには注意喚起を含めまして、申請率の向上に向けた周知文書の各戸配布を予定しており、状況に応じた告知を行っていききたいというふうに考えております。

本日も市役所の1階ロビーのほうでしているところございまして、朝も、呼びかけをさせていただいたところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 先ほどの答弁の中で、60%の目標値はもちろんです、クリアしていただきたいと思っております。

また、臨機応変な対応で、申請率向上を目指していただきたいと思っております。

使用期限が、宿毛市は令和2年3月8日となっております。

先ほど、答弁の中にもございました、申請から引きかえ券発行までに時間がかかるということで、当初は3週間を想定するというふうに、ホームページはうたわれておりました。その最終の3月8日に向けましては、そういった期限のタイムラグも生まれてきて、混乱を来す可能性もございますので、その点には十分注意をして、今後進めていっていただきたいと思っております。

また、臨時窓口等を設置して、購入までの煩わしさを軽減できる取り組みを実施されているとのことで、引き続き、対象者の立場に立った活動をお願いいたします。

また、購入後のプレミアム付商品券の利用の忘れが発生しますと、増税に追い打ちをかけるような事態になりかねませんので、できれば地域の参加事業者の方とも連携の強化を図っていただきまして、レジを通過する際に、プレミアム付商品券の利用を確認していただく等の協力の呼びかけをお願いするなど、利用期限の告知もしっかり行っていただくよう、あわせてお願いをいたします。

対象となられる方が一人でも多くこの制度を利用されるように、なお一層の努力をお願いをいたしまして、この質問を終わります。

次の質問に移らせていただきます。

住宅耐震化促進事業についてでございます。

平成31年3月末の資料によりますと、宿毛市の耐震改修は、平成17年から平成30年の14年間で94棟となっております。お隣四万十市は277棟、土佐清水市は122棟、そして何より防災減災の先進地でございます黒潮町では501棟。このほか、県下各市町村と比べても、非常に宿毛市のおくれを感じております。

地震対策において、自助、公助、共助の三位一体の取り組みが重要であり、その自助の点から見ますと、最優先されるのが住宅の耐震化ではないかと思われまます。

熊本地震では、住宅の倒壊により、多くの命が失われ、住宅の耐震化の重要性を改めて認識をさせられました。高知県といたしましても、啓発にも力を入れ、改めて住宅の耐震対策の加速化に向けた取り組みを進めております。

そこでまず、宿毛市の耐震化事業の現状はどのようなようになっておりますでしょうか。また、目標値も含め、お答えをお願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市の住宅耐震化促進事業についての質問でございます。非常に大切なことだというふうに思っております。

先ほど、質問の中にもありましたとおり、本市において、耐震改修を行った住宅は、14年間で94棟となっております。

そのうち、平成28年度は13棟、平成29年度は26棟、そして平成30年度は44棟と、この直近3年間で83棟の住宅耐震改修を実施しておりまして、年々耐震改修を行う住宅は、増加している状況でございます。

目標値につきましては、平成19年度に策定し、平成30年度に改定しました宿毛市耐震改修促進計画におきまして、令和7年度までに宿毛市内の住宅の耐震化率を90%にすることを目標としているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 令和7年までの8年間で90%を目指すということで、さらなる促進が必要かと思われま。

耐震設計、耐震改修の補助金についてですが、設計と改修に対する合計補助額は、宿毛市と仁淀川町、三原村の3市町村が高知県下の中で、合計が113万円。これは、県下では最低額の補助額となっております。

このほかの市町村は、それぞれに補助金を上乗せし、合計約130万円前後から200万円前後の補助金を捻出し、この事業の促進に当たっております。

沿岸地域とか、立地的な条件の考慮はありますが、この事業への積極性がそれぞれの市町村の実績につながっているようにも思います。

もちろん補助金の問題だけではなく、取り組

みの内容も重要と考えております。耐震化を進めるには、何よりも建物所有者が、大地震への備えは待たないということ強く認識し、行動することだと思います。

また、その中で行政の役割は、建物所有者がみずから耐震化を実施できるよう、強力に後押しをすることと考えております。

黒潮町では、5年間の住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを作成し、平成29年には戸別訪問員を雇用して、住宅耐震に関する補助事業の説明、診断の相談や家具固定、ブロック塀対策に関する情報提供を初め、その他耐震、防災に関する相談を行っております。

次に、診断を受けた住宅所有者に対する啓発へとつなげている現状でございます。

また、事業者の育成、事業者情報の提供や、住民説明会を開催し、普及啓発活動にも取り組んでおります。

その事業者自身も、仕事につなげる、自分の仕事をふやしていくという目的も兼ねて、積極的に活動に参加されているようです。

この南海トラフ地震や、津波等への対策の基本である、まず命を守り、そしてつなぐ。その第一の対策につながることはもちろん、庁舎の高台移転や高速道路の整備によって、有事の際に少しでも早い復興、復旧に移せるように、命と宿毛市の未来をつなぐ準備は進捗しているようには思われますが、いま一度、この命を守ることに着目して、住宅の耐震化に取り組んでいただきたいと思いますが、今後の方針について、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

住宅の耐震につきましては、一義的には、地震の揺れから居住者の命を守るものでありますが、津波浸水区域では、避難路の確保、津波浸

水区域外におきましては、避難所不足の解消、また被災後におきましては、公営住宅の整備費や、災害瓦れきの撤去、処分費の抑制にもつながるなど、その効果は多岐にわたりまして、地震対策の一丁目一番地であると考えているところでございます。

宿毛市では、平成28年度から自主防災会連絡協議会へ、戸別訪問を委託をいたしております。

各家庭への住宅耐震に対する補助事業の説明、そのほか家具の固定や、危険なブロック塀の除去に関する情報提供を行い、住宅耐震化の普及促進に努めてまいりました。

その中で、今年度からはさらなる補助事業の促進といたしまして、公益社団法人高知県建築士会宿毛支部に委託をし、再度の戸別訪問を行っているところでございます。

建築士の方に住宅耐震化事業費補助金の対象となりそうな家庭を訪問していただくことで、これまでのような説明や情報提供のほかに、外見でわかる範囲ではありますけれども、耐震改修工事を行った場合の、おおよその金額など、これまでより詳細な相談を行える、そういう体制となっているところでございます。

また、住宅耐震を進めていく上では、工務店や設計業者の育成支援や、連携も重要となってくることから、宿毛市においても、一昨年から事業者の育成や、交流につながる勉強会を開催をしているところでございます。

今後におきましても、住宅の所有者への周知説明による普及や、事業者がより積極的に住宅の耐震化に携わっていただけるよう、取り組みを進めていくことで、住宅耐震を促進をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

災害は、よく自助、共助、そして公助というふうに言われております。この3つが非常に大

切ですが、これを割合でいうと、自助が7、そして共助が2、そして公助が1というふうにいわれておりまして、やはり自助の部分でしっかりと、自分でそういった対策をするということが大切でございますので、それをバックアップするという形の中で、しっかりと公助として行っていきたい、そういった意味で、非常に大切な事業だというふうに位置づけているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 1点、再質問をさせていただきます。

先ほど、少し質問の中でも紹介をいたしましたが、県内各市町村は、住宅耐震化に補助金を上乗せして事業を促進している市町村がほとんどであり、宿毛市においても、見直しが必要であるのではないかとというふうに考えておる次第でございますが、宿毛市において補助金の見直し、及び上乗せ等は考えておられませんでしょうか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど答弁しましたように、住宅の耐震化につきましては、現在、宿毛市においても実績が伸びているところでございます。それ以前が非常に低かったということもありますが、建築士会による戸別訪問の実施など、新たな取り組みを、現在、進めているところでございまして、まずはそういった取り組みによる効果をしっかりと見きわめていく、そういった必要があると考えておりますので、現段階では、補助金の上乗せというのは、考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 現段階での補助金の上乗せは考えていないということですが、場合によっては、その必要性が出てくる場合もあろうかと思っておりますので、その必要性を検討する機会を、できるだけ多くとっていただきまして、こちらでもまた臨機応変な対応で、早期に耐震化を進めていただけるような努力をしていただきたいと思います。

また、国や県ともしっかりと連携をとって、防災、減災が手おくれにならないように、取り組みの強化を期待いたします。

また、戸別訪問の際には、災害への備えにおいて、耐震化の重要性というものをしっかり伝えていただきまして、災害発生時に助かった命を、復興・復旧の拠点となるべきである新庁舎エリアを中心としてつないでいくという、そういった自助と公助の、また共助の連携を伝えることも、南海トラフ地震等への災害の注意喚起を促し、防災意識の向上にもつながると思っておりますので、あわせて、さらなる努力をお願いいたします。私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。

同僚であります山岡 力君の御逝去に対し、謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。

また市長、12月8日の市長選挙、本当にお疲れさまです。

2期目に当たっての決意等については、先ほ

ど、三木議員に対する答弁にもあったかと思っておりますけれども、市民の目線に立って、全力で取り組んでいただきたいというふうに思いますし、私自身、是は是、非は非としながら臨んでまいりたいというふうに考えております。

それでは、通告いたしております内容について、市長並びに教育長に対して、以下一般質問を行います。

これから、向こう4年間の市政運営に当たっての市長の政治姿勢についての問題でもありますので、基本的小お考えをお示しいただきたいと思っております。

まず、初めは高齢者対策についてであります。

私は、以前にもこの問題については質問してきた経緯がありますが、大変重要なことと思っておりますので、重ねて質問することに対し、御容赦をお願いいたします。

質問に入ります前に、まずお伺いいたしますけれども、現在の宿毛市における、高齢者といわれる65歳以上の人口と、宿毛市の人口に占める割合、いわゆる高齢化率と少子化率といえますか、中学校3年生までの人口と、宿毛市の人口に占める割合はどのような状況であるのか、まずお示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

宿毛市における65歳以上の人口は、令和元年10月1日現在の住民基本台帳上、7,600人となっております。宿毛市全体の人口2万271人に対する比率、いわゆる高齢化率につきましては、37.49%となっております。

同じく中学3年生、15歳以下の人口として見たとき、2,318人でありまして、宿毛市の人口に占める割合は11.44%となっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） まさに、ただいま市長が答弁されましたように、現在の宿毛市は、子供の人口より高齢者が占める人口が非常に高く、まさに少子高齢化が進んでいる状況ではないでしょうか。

宿毛市として、これまで中学校卒業までの医療費の無料化や、保育園の開園時間の一部延長を初め、少子化対策及び子育て支援を重点にして、取り組まれてきました。

また、ことしの10月から保育料の無料化も始まり、子育て中の家庭にとりまして、大変喜ばれています。

中でも、福祉事務所に設置された子育て支援室については、若いお母さん方が安心して子供を産み育てることができるように、宿毛市としての対策の一つであります。

このように、子育て支援対策や少子化対策については、一定、前に進めている感があります。しかし、先ほども答弁されましたように、高齢者の人口が占める割合が、子供たちの人口より非常に高いのであります。

高齢者の皆さんは、今日までの宿毛の礎を築いてきた方々であります。皆様はどの地域で生活されようが、皆さんと仲よく、しかも安心して生活のできることを望んでおります。

しかし、地域で生活をする上で、将来の医療や介護、年金といった問題を初め、多くの不安を感じながら生活をしているのが実態ではないでしょうか。

このことを考えると、高齢者対策といえますか、高齢者に向き合い、高齢者に優しいまちづくりに向けて、今まで以上に対策を講じることが求められています。

交通手段一つを見てみましても、花ちゃんバスの運行等、地域住民の足の確保に向けて、取り組みはされておりますけれども、これも全市

的なものではありません。中山間地域で生活されている皆さんは、病院への通院や、日々の買い物等に欠かすことのできない移動手段の確保等といったことでも、非常に不安を抱え、生活をされております。

憲法25条では、全て国民は、健康で文化的な、最低限度の生活を営む権利を有するとうたわれております。高齢者の皆さんが、住みなれた地域で安心して生活のできる環境づくりをつくっていくことが、行政としての務めではないでしょうか。

そこで、市長として、高齢者対策として、今後どのような対策が必要であり、どのような取り組みを行おうとしているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今後の取り組みについての質問でございますが、平成30年に策定いたしました第7期宿毛市高齢者保健福祉計画及び高齢者介護保険事業計画に基づきまして、介護ニーズに対しての事業や、介護予防への取り組みを実施するとともに、住みなれた地域で、安心して、自分らしい、普通の暮らしを実現するため、地域の人同士や、医療、介護現場などの関係機関もつながり、支え合う地域包括ケアシステムの構築に向け、取り組みを進めているところでございます。

そのほかにも、生きがい大学の開催を初めとした高齢者の生きがいづくり活動、そして集いや相談、訪問などを行うあったかふれあいセンター事業の実施、自主的な介護予防の活動のいきいき100歳体操や、地域元気クラブ、そして各地区の老人クラブ活動への支援を行っているところでございます。

いきいき100歳体操などを活性化させるため、宿毛市介護予防拠点整備補助金を設置し、

活動施設の改善にも取り組んでいるところでもございます。

就労が可能な高齢の方の支援につきましては、シルバー人材センターの運営に対しまして、補助をしているところでもございますが、現在では、登録者も増加傾向でございまして、受託する仕事もふえてきていると報告を受けているところでもございます。

今後も引き続き、既存の事業を効果的に実施していきながら、高齢者の自主的な取り組みなどに対しまして、人的、物的支援を継続するとともに、多くの高齢者が集い、健康寿命のさらなる延伸のため、運動機能の強化や、そして生きがいがづくりにつながる、そんな拠点施設の整備について、検討を進めてまいりたい、そのように考えているところです。

私の言葉としては、サロンという言葉を使わせていただいておりますが、高齢者の方々が集って、いろいろなことを、そこで行うことができ、なおのこと運動なんかもできるような、そういった場の設置に向けて取り組みをしていきたい、そのように考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、市長、サロンづくりといいますか、集う場づくり、大変お年寄りの皆さんにとっては、本当に引きこもりをなくするという部分もあって、大変有効なことではないかと思っておりますので、積極的な、財政支援も含めた取り組みを求めておきたいというふうに思います。

先日行われた市長選挙によって、市内をくまなく訪れたことだと思いますが、特に中山間地域の生活実態をどのように、市長として感じたのか、率直な感想をお示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

非常に厳しい状況だと思います。ただ、その中で、本当に元気に、自立した生活を送っておられる高齢者の方が多数おられることにも、感銘というか、感動したところでもございます。

やはりしっかりと支えて、そういった地域が消滅することなく、宿毛のそういった場所ですっきりと生活ができるような支援策を考えていかなければならない、そのように強く思ったところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 先ほども言いましたけれども、年をとって、住みなれた地域で生活していきたいというのが本音だろうというふうに思いますので、そこらあたりを基本にしながら、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次は、津波避難計画と津波避難タワーの設置についてであります。

私は、ことしの3月議会において、津波避難タワーの設置の必要性について質問をしてきた経緯があります。また、9月議会では、同僚の議員からも質問がなされてきました。

答弁の中で、平成24年に策定をした宿毛市津波避難計画の見直しをする中で、その必要性について検討したいと、これまでの避難タワーについては、設置する考えはないとしてきた宿毛市の方針から一歩前進する答弁であります。

これを受けて、宿毛市は6月議会において、津波避難計画改定業務委託料として、652万3,000円が計上され、可決をされてきました。

そして、8月16日には、コンサルタント業者と契約の締結を行い、8月30日にはこの業

務を所管する危機管理課と業者とで打ち合わせを行い、今後の取り組みについて、協議をされたとのことであります。

そこで、平成24年に策定された津波避難計画をどのように改定をしようとしているのか、まず伺います。

宿毛市が策定しているこれまでの津波避難計画を見ますと、津波避難計画と津波避難タワーの設置との関係が余り見えてきませんので、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市津波避難計画につきましては、本市における津波避難に関する基本的な事項を規定しているものでございまして、平成23年度に策定、その後、津波の新想定が発表されたことを受けまして、平成25年度に全面改定し、軽微な修正を行った平成27年2月の改定計画が、現行の津波避難計画となっているところでございます。

その後、平成27年度から3カ年で、高知県主導によりまして、各地区にも御協力をいただきながら、津波避難路の危険箇所等を歩いて確認する現地検事業を実施しておりまして、今回の改定に関しましては、この現地検結果を反映することが、一つの大きな目的でもあります。

さらに、現計画への改定以降の人口や避難施設の情報を更新をし、避難行動要支援者に関する避難支援の内容等を記載することで、現行の計画をよりよいものへと、バージョンアップが図れるように、現在、取り組みを進めているところでございます。

また、当該計画と津波避難タワーの関係が見えてこないという御指摘もいただいたところでございます。

現行の津波避難計画におきましては、津波避難地域がないということで、津波避難タワー建設の検討はしておりませんでした。

今回の改定に際しましては、先ほど申し上げた現地検結果等を反映させることで、さらに制度を高めていこうとするものでございまして、こういった結果により、避難困難地域が生じれば、避難困難地域をなくすために、津波避難タワーを建設しようとするものであります。

要するに、前回改定時以降の状況変化によりまして、避難困難地域が生じてくれば、津波避難タワーを建設していく、そういったこととございます。

そういった地域ができれば、建設をする、そういったこととございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次は、計画の改定に当たっての基本的な考え方について、お伺いをいたします。

宿毛市は、南海トラフの大地震が発生した場合に、津波が到来し、多くの被害が予想されるのは、海岸線では藻津から栄喜までの非常に長いエリアであり、しかも長期浸水や液状化現象も予想されております。

この地域には、多くの市民が生活をされております。その中には、高齢者や障害を持たれる方も多く生活をされております。

このように、高齢者や障害を持たれる方々等、災害弱者といわれる方に対し、配慮した計画でもなければならぬと思います。

また、それぞれの地域では、置かれた状況はおのずと違っております。近くに高台のあるところもあれば、ないところ、それぞれさまざまあります。そのことを考えれば、何よりも地域の実情に沿った計画でなければなりませんし、

地域の皆さんの参加、住民参加のもと、計画づくりをしなければなりません。

地域の実情に沿った、きめ細やかな計画づくりに向けて、どのような取り組みをしようと考えているのか、市長の基本的な考えについてお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど答弁したように、今回の改定に際しましては、津波避難路の現地点検結果を反映することとしております。

現地点検は、地区にも御協力をいただきながら行った事業でありまして、実際に歩きながら確認も行っておりますので、こういったことで一定、地域の実情は反映できるものと考えているところでございます。

また、高齢者、障害者対策につきましても、当然、考慮しなければならないものでありまして、そういった観点で、今回の見直しに際しては、避難行動要支援者に関する避難支援の内容も取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 特に災害弱者といわれる方に対する取り組みについて、きめ細やかな取り組みを求めておきたいと思っております。

それでは、ちなみに本計画は、本年度末にも改定の運びとお聞きいたしておりますが、現在までの進捗状況といたしますか、取り組みの状況についてお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本年6月議会で予算を議決していただき、8月16日にコンサルタント業者と契約をし、8月末に、第1回目の打ち合わせを行ったところ

までは、9月議会の中でお答えをさせていただいたところでございます。

その後の進捗といたしましては、必要な資料の提供や、打ち合わせは継続して行っておりまして、先月におきましては、受託業者が津波避難道の点検を行い、現在、点検結果をまとめている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 先ほど申し上げましたように、計画の改定に当たっては、卓上だけの計画ではなく、地域の実情に沿った、きめ細やかな計画になるよう、改定することが求められております。

地域の実情の把握の方法や、住民参加といたしますか、地域住民の意見をどのように組み上げようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地域の実情につきましましては、これも先ほど申し上げましたとおりでございますが、現地点検事業により反映できると、そのように考えているところでございます。

なお、今回、計画を改定した後は、それをどのように各地区の津波避難に生かしていくかということが必要になってまいりますので、それを住民の皆様とともに取り組んでいきたいと考えております。

現在、宿毛市におきましては、市内の津波浸水エリアを25に分けて、それぞれに地域津波避難計画を策定しておりますが、今回の市の津波避難計画の改定を踏まえまして、来年度以降、この地域津波避難計画の改定についても、取り組んでまいりたいと考えており、その際には、住民の皆様とともに作り上げていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 次は、津波避難タワーの建設について、お伺いをいたします。

津波避難タワーについて、高知県の資料によりますと、東は東洋町から土佐清水市までの、高知県の太平洋側に位置する自治体で設置をされております。

中でも、香南市では21基が設置をされておるようでございます。

ちなみに、設置されていないのは、大月町と宿毛市だけではないでしょうか。

そこで、私たち市民クラブは、先日、津波避難タワーを設置している四万十市と黒潮町へ伺い、調査をしてまいりました。

四万十市には4基、黒潮町では6基の津波避難タワーが設置をされております。

津波の被害から住民の命を守るためには、避難場所としては、宿毛市でも同じでありますように、とにかく高台に避難することが重要であると言われていました。

四万十市と黒潮町とも、被害が予想される地域にこれといった高台はなく、その必要性を鑑み、津波避難タワーを設置してきたとのことであります。

特に、四万十市では、地元住民が避難訓練をする中で、近くの高台である土佐西南大規模公園まで避難する場合にかかる時間と、津波の到来が予想される時間を考えると、どうしても高齢者等が取り残されて避難できないことがわかりました。

そうしたことを勘案して、設置をしてきたそうであります。

黒潮町でも同じことが話されていました。

津波避難計画の策定に当たっては、津波避難タワーの建設について盛り込むことを、しっかりと位置づけをすることが必要であると考

えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほども答弁したことと同じ内容にはなりませんが、計画の見直し作業によりまして、必要性が生じれば、津波避難タワーの建設についても、しっかりと盛り込んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

ただ、必要性が生じた場合におきましても、今回の改定の中では、建設場所を特定することはできませんので、あくまで避難困難エリアを解消するために、その近隣に津波避難タワーを建設することが必要といった記載の仕方になるのではないかと、そのように考えているところでございます。

その後、近隣の住民にも御理解をいただく中で、タワー建設に取り組んでいく必要があるというふうに考えておりますので、そのときに、場所についても選定をしていくという作業になるかというふうに考えているところでございます。

どちらにいたしましても、市民の方々がしっかりと、津波が到来するまでに、高いところに逃げていただかなければならないことでありますので、しっかりとした計画を立てて、取り組みを進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、市長答弁ありましたように、避難タワーをここにつくってくれ、ここにつくってくれという話ではなしに、市民の生命を守るという、死亡者をなくすという意味でのことでございますので、そこのあたりを踏まえて、計画が策定次第、そういう方向で進んでいただければというふうに思います。

ちなみに、この避難タワーの建設に当たって、財源について、少しお伺いしますけれども、どのような財源といたしますか、補助金が予想されておりますか。お願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

この津波避難タワーの建設の財源につきましては、事業費の100%に充当ができ、その70%が交付税として措置される緊急防災・減災事業債を基本として、想定をしているところでございます。俗に言う緊防債でございます。

平成27年度までに予算化した事業につきましては、交付税措置後の残りの30%、要するに自分たちが必要な30%に、県の補助として津波避難対策等加速化臨時交付金が交付されておりまして、ほぼ市町村負担なしで津波避難タワーを建設することが可能でありましたが、当時は避難困難地域がないことから、津波避難タワーは必要ないという判断でございました。宿毛市はそういった判断でございました。

ただ、これまで、繰り返し答弁しておりますが、現在、見直ししております津波避難計画によりまして、今後、宿毛市においても、津波避難タワーを建設する必要性が生じる可能性がありますので、令和2年度が期限となっております、緊急防災・減災事業債を延長いただくよう、国に要望するとともに、高知県に対しても、交付金を復活していただくよう、要望をしているところでございます。

また、緊防債、先ほど言いましたように、令和2年度が期限となっておりますが、こちらのほうも活用できるような形で、何とかならないか、そういったこともしっかりと考えていくようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 宿毛市は、そういう面で財政的にも非常に厳しい状況だろうと思っておりますので、有利な補助金の活用というか、計画の中でそういう方向でなければ、まだ無理だろうと思っておりますけれども、もし計画の中に盛り込まれた際には、そういった補助金の活用について、積極的な取り組みをお願いをしておきます。

次に、教育長に鶴来島の戦争遺跡の問題について、お伺いいたします。

私たち市民クラブは、2017年8月29日から今日まで、7回にわたって鶴来島の竜頭山の山頂に設置されています旧海軍が設置した3台の砲台跡や、鶴来島防衛衛所跡について、現地での調査活動を行ってまいります。

これまでの調査活動には、鶴来島の方々や、鶴来島を守る会の皆さんを初め、高知市周辺の方々の御協力をいただいております。心からこの場をかりまして、厚くお礼を申し上げます。

私は、これまでもこの議会で何回か、この戦争遺跡を活用しての平和教育のあり方、鶴来島の活性化と観光施設としての活用、また貴重な戦争遺跡の保存について、質問してきた経緯があります。

あわせて同僚の議員からも、同様の質問がされた経緯があるわけでございます。

まだまだ調査は道半ばではありますが、引き続き、専門家や関係者の協力をいただきながら、調査活動を進めてまいりたいと考えております。

さて、これまでの質問では、平和教育についての質問が中心であったと思います。今回は、この貴重な鶴来島の戦争遺跡を宿毛市の文化財として指定する中で、保存し、活用すべきではないかという視点で質問をしたいと思っております。

保存や活用に当たっては、何といたっても高知県との連携が何よりも必要であると考えます。

現在、高知県は戦争遺跡の保存とその活用について、ようやく重い腰をあげて、取り組みを

進めようとしております。

その一つが、高知市朝倉の高知大学の周辺にあります旧陸軍歩兵第44連隊跡地について、戦争の悲惨さと平和のとうとさを学ぶ場として位置づけるとの基本的な考え方のもと、国指定の登録有形文化財への申請と、その保存と活用を探る動きがあるわけでございます。

このように、高知県は戦争遺跡を保存し、文化財として保護に向けて、積極的な姿勢が見られますが、こうした高知県の取り組みを踏まえ、宿毛市はどのように受けとめているのか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、12番松浦議員の一般質問にお答え申し上げます。

鵜来島戦争遺跡の文化財指定に関する御質問をいただきました。

文化財指定の動向につきましては、高知県下の戦争遺跡を見ますと、国指定及び高知県指定は現在ございません。南国市での指定が1件のみとなっております。現状では、戦争遺跡の文化財指定は進んでいないという状況でございます。

このような中で、議員も御指摘いただきましたように、高知大学朝倉キャンパス周辺にございます旧陸軍歩兵第44連隊跡地につきましては、平成29年度の高知県文化財保護審議会の答申を受けた後、高知県におきまして、旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会を設置をいたしまして、今年度4回の検討委員会が開催をされております。

本検討委員会での議論を踏まえた高知県の本遺跡に対する対応は、今後、県下の戦争遺跡の保存活用を考える上で、一つの指標になるものというふうに受けとめているところでございます。

本市といたしましては、検討委員会の動向を

初め、今後における県下の文化財指定に向けた取り組みも参考にしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ありがとうございます。

先ほども少し触れましたけれども、高知県として、文化財を保存活用するため、市町村等が行う文化財保護事業に要する経費について、予算の範囲内で補助するという高知県文化財保存事業費補助金交付要綱を策定し、積極的に文化財の保存に努めていますが、高知県文化財保存事業費補助金交付要綱の内容はどのようなものであるのか、お示しをいただきたいと思っております。

あわせて、高知県内最大級の戦争遺跡といわれている鵜来島の戦争遺跡に対して、宿毛市として、こうした有利な補助金を活用して、高知県と連携しながら、高知県における貴重な文化財として、保存に向けて調査活動に取り組む考えはないのか、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） お答え申し上げます。

文化財保存事業に対する県補助金交付要綱の内容と、補助金の活用について、御質問いただきました。

高知県文化財保護保存事業費補助金交付要綱につきましては、文化財の保存活用のため、文化財の所有者及び市町村等が行う文化財保存事業に対しまして、補助金の交付に関する事項を定めたものでございます。

本要綱に規定をされております補助事業のメニューといたしましては、文化財保存事業、指定文化財管理事業、ふるさとの文化遺産保存推進対策事業、そして地域文化財保存伝承活用事業の4つがございまして、本市でも、これまで

に本事業を活用したことがございます。

最近では、高知県指定の芳奈の泊り屋の修繕を行う際の財源に、4つのメニューのうち文化財保存事業による補助金を充当いたしております。

御質問の鵜来島の戦争遺跡につきましては、文化遺産等の保存活用のための実態調査が補助対象となります、ふるさとの文化遺産保存推進対策事業を活用することとなりまして、補助率といたしましては、補助事業費の3分の1以内の額で、補助限度額は100万円となっております。

なお、宿毛市内には宇須々木及び母島にも旧海軍基地跡地がございますが、高知県は今回の旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存活用の検討に関連をいたしまして、県下の戦争遺跡の把握調査を行っております、鵜来島もリストに入っているところでございます。

御提案をいただきました補助金を活用した調査につきましては、今後、県の動向を注視するとともに、県や市長部局とも連携を図りながら、市内の戦争遺跡を包括的に捉える中で、検討してまいりたいというふう考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） これからは質問ではないわけですが、これまで教育長自身も簡易ではありますが、現地へ赴き、調査活動をされたことと言われておりますが、このことに対し、感謝を申し上げます。

そこで、教育長は、これまでの私に対する答弁の中で、鵜来島は戦争の実体験者が高齢化している中でありますので、聞き取り調査をすることによって、生の声を集めることが重要であると考えてるので、まずはこうした地道な調査を積み重ねてまいりたいと答弁されています。まさにそのとおりでございます。

鵜来島地区は他の地区に比べて、高齢化が急速に進んでおります。そのことを考えると、聞き取り調査を初めとする調査活動について、早急に行う必要性が増している状況ではないでしょうか。

教育長として、しっかりとした取り組みを進めていただきたいと思います。

戦争遺跡の活用については、文化財的な視点、観光施設としての位置づけ、また平和教育の場としての活用等々、いろいろと幅広く考えられます。いずれにしても、鵜来島の活性化に寄与するものであります。

専門家の御意見を拝聴することはもちろんであります、高知県を初めとする関係機関、そして地元の方々や、関係者との連携はもちろんのこと、市長部局との連携を密にしながら、今後、取り組んでいただきたいと思います。

私自身、先ほども触れました、今後もこうした教育長の取り組みを注視しながら、全力で取り組んでまいる所存でございます。

教育長の今後の取り組みについて、大いに期待をいたしておりますので、頑張ってくださいというふうに思います。

以上で、この戦争遺跡についての質問は終わらせていただきます。

次は、沖の島の医療体制の充実について、まずお聞きいたしますけれども、沖の島や鵜来島で緊急を要する、病気やけが等にあわれた場合の救急患者の運搬体制と、渡船をチャーターする場合の、費用負担についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

沖の島や鵜来島での救急患者は、現在は無医地区対策といたしまして、沖の島町内に住民票のある方を対象に、沖の島渡船組合連合会の協

力を得て、本市が組合員の渡船を借り上げる方法で搬送しておりまして、島民につきましては、原則費用負担なしで搬送しているところがございます。

渡船の借上費用の予算は、沖の島につきましては、宿毛市へき地診療事業特別会計に、鵜来島につきましては、一般会計の無医地区対策費に予算計上しているところがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、市長から答弁いただきましたように、島民の場合には、その費用について、宿毛市で負担をする内容であると思います。

そして、この制度の対象者は、沖の島の島民が対象でありまして、島を訪れた観光客や、島を訪れた島外の方々を対象ではないようであります。

近年、島を訪れる客や、島での各種の行事に参加される方々も多くなっています。先日は、鵜来島で開催された春日神社の秋祭りには、島外から300人を超える皆さんが参加をされ、盛大に開催されたことは、御案内のとおりであります。

この秋祭りには、中平市長も参加してくれました。このことについては、島民や関係者の皆さんは、非常に力強く感じており、大変喜んでおられます。

さて、病気やけがは、いつ起こるかわからないのであります。島を訪れた市民の皆さんが、緊急を要する病気になられた場合には、渡船をチャーターしなければなりません。島で緊急を要する病気等になった場合の、渡船による運搬費用についても、島民だけではなく、宿毛市民であればこの制度が適用になるようにすべきではないかと考えますけれども、市長の所見をお伺いをいたします。

また、市長は日ごろより、観光行政にも力を入れております。こうした問題が起きた場合に、市外からの島を訪れた観光客についてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これまで、島外の方が、急患の場合に渡船を借り上げた場合は、原則、本人負担となっていたところがございます。平成6年9月9日付で、厚生労働省から健康保険の移送費の支給の取り扱いについての通知がありまして、その文書では、離島等で疾病にかかり、または負傷し、その症状が重篤であり、かつ傷病が発生した場所の付近の医療施設では、必要な医療が不可能であるか、または著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送された場合は、健康保険法の移送費として支給できるケースとして、記載をされているところがございます。

要するに、必要があれば、移送したらその費用は出るということでございます。

その場合には、それぞれが加入している保険者に対しまして、移送費の申請を行えることとなっております。この取り扱いでは、一旦は個人が移送費として支払いする必要がありますが、保険者が認めた場合は、後日、返金がある制度となっております。現状では、その制度を活用してもらうことを考えているところがございます。

なお、救急患者の場合は、さまざまなケースが考えられますので、島民以外の方を問わず、何らかの救急措置が必要になった場合には、原則として、消防の119番に通報をしていただくべきではないかと、そのように考えております。

その場合は、消防において症状の確認を行う

こともでき、日中であれば、県のドクターヘリや防災ヘリに要請することも可能となっております。ヘリによる救急患者搬送は、医師も同乗してくるため、患者を迅速に、安全に搬送できることが最大のメリットでございます。

また、海上の緊急事態には、118番への通報制度がありまして、これは海上保安署へつながるものでございます。

このように、沖の島地区からの救急搬送体制につきましては、海上の事故の場合、悪天候などの場合など、さまざまなケースが考えられますので、宿毛海上保安署とも連携し、よりよい方法を検討していきたいというふうに考えております。

そして、何よりも、先ほど議員おっしゃったように、島民の方以外の方も、安心して島を訪れることができるように、しっかりとそういった体制の構築に向けて検討を進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、やわらかくいきたいと思います。

子ども議会等の開催についての問題であります。

この夏にも、多くの自治体では子ども議会が開催されております。中には、毎年、開催されている自治体もあります。昨年から、18歳から選挙権が付与されてきましたが、近年、若者の政治に対する関心が非常に低いといわれております。この夏に行われた参議院選挙における投票率を見れば、そのことが端的にあらわれています。まさに若者の投票率が非常に低いということです。

高知県全体の投票率は46.34%でしたけ

れども、18歳と19歳の若者の投票率は24.58%と、約半分くらいでありました。

ちなみに、先日行われました高知県知事選挙においては、全体で投票率は5割に満たない結果でありましたし、先日行われた宿毛市長選挙では、前回より12.91%少ない過去最低の58.10%であります。

こうした若者の政治に対する関心を高め、若者の政治教育を図るとの観点からも、投票率の向上に向けた取り組みが必要ではないかと思えます。

これらの対策の一つとして、宿毛市内でも子ども議会や若者の意見を聞く場などを設けることを考えていくときではないでしょうか。

市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員御指摘のように、18歳から19歳の投票率は、選挙権年齢が引き下げられた平成28年以降、下降傾向でありまして、政治に関する関心を高めること、また政治に参加するという意識を醸成させることが大切であると、そのように感じているところでございます。

御提案いただいた子ども議会につきましては、児童生徒が日ごろ生活をしている中で感じたことや、社会全体における環境問題や、社会的な問題など、そういったものの課題を学習し、改善するために施策を考え、発表するなど、有意義な活動であると考えているところでございます。

ただ、授業時数の問題など、学校現場におきまして、新たに負担となつてはいけませんので、教育委員会の意見を聞きながら検討をしてまいりたい、そのように考えております。

また、若者の意見を聞ける場につきましては、今後も政策を進めていく上で、市民の皆さんの意見を聞くことが大切でありますので、若者だ

けに限ることなく、座談会の開催はもとより、地域のイベントなどにもっともっと足を運ぶようにして、意見を聞いていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 最後に、教育長にお伺いします。

先ほど、市長の答弁でもありました、政治への関心を高めると同時に、子供たちの我がふるさと宿毛市の将来について考えていることや思い、現在、生活している中で感じていること等、子供の視点から話を伺うことは、今後の宿毛市政を考える上でも、大いに参考となるのではないのでしょうか。

ぜひ子ども議会を設けるべきではないかと思っておりますので、教育長としての所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

子ども議会の開催について、御質問いただきました。

学校教育におきましては、社会科や総合学習の授業の中で、選挙権や社会参加など、主権者教育にも取り組んでおり、先ほど、市長が答弁されましたように、私といたしましても、子供たちが政治に関心を持つことや、みずから社会に積極的に参画していく意識を高めることは、大変有意義なことであるというふうに考えております。

一方、来年度からの新学習指導要領の本格実施に向けまして、各学校におきましては、さまざまな教育課程の取り組みを行っており、本年度は授業時数を確保するために、夏季休業期間の短縮などを行った学校もございます。

このような状況の中で、子ども議会への参加

等、新たな学習や授業を行うためには、事前学習はもとより、本番に向けての発表、指導や、事後学習などが必要となりまして、そのための授業時間が確保できるかという問題を解決してまいらなければなりません。

また、一方で、子ども議会自体は一部の児童生徒しか参加できないという課題もございまして、事業の実施に関しましては、校長会等におきまして意見を聞く中で、市長部局とも連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） なかなかハードルが高いということでございますけれども、やはり子供たちの新鮮な意見を取り入れることも、また宿毛市の活性化の一つにつながると思っておりますので、先ほど教育長答弁されましたように、市長部局とも連携をしながら検討をしていただきたいというふうに思います。

いろんな角度から質問をさせていただきましたけれども、ぜひ地域で生活をされている皆さんのことや、そして防災対策等々、そして戦争遺跡の文化財への指定の問題等を含めて、それこそ行政一体となって取り組んでいただけることを望んで、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。

まず初めに、市長、このたびは、また立場の

違いもあるかもしれませんが、意見を交わし合
って、市政を前に、一緒に進めていけるように、
またぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、一般質問を始めたいと思います。

初めに、9月議会一般質問のその後のことか
らお尋ねしたいと思います。

まず、小中学校PFI建設事業について、市
民の側から見ると、不明な点が多過ぎる。学校
現場の情報からも、おかしなことが起こってい
ると考え、私は3月26日に公正取引委員会に
申告いたしました。

公正取引委員会の電話相談では、不正である
ことと不正に見えることは分けて考えるように、
申告を見て必要ならば調査し、通知する。2カ
月もあれば通知できるだろう。不正に見えるこ
とは、市民として行政に改善を求めるようにと
いう話がありました。

申告後、7カ月たってやっと通知が届いたの
で、報告いたします。

公正取引委員会審査通知ということになると
思いますが、「公審通第197号 今城 隆殿。

書面で報告を受けた件について、下記のとおり
処理したので通知します。

記、報告いただいた情報では、独占禁止法の
違反する行為は認められず、措置はとりません
でした。

なお、報告いただいた情報は、今後の事件処
理の参考とさせていただきます。」という結果
でした。

そこで市長に質問します。

これまでのPFI事業決定において、住民の
理解は十分であったのか。また、公正取引委員
会の通知結果の件と合わせて、御意見をお聞か
せ願ひしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

PFI事業についてでございます。

今城議員本人が公正取引委員会に申告をされ
たということでございます。

PFI事業について、一定、説明はしてきた
つもりでございますし、公正取引委員会の件に
つきましては、これまでもお答えしましたよう
に、事業者選定において、何ら不正をしている
わけではございませんので、何も述べることは
ございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 開示は黒塗り、住民説
明会を避ける、だから公正取引委員会に調査し
てもらったということになります。

そして、公正取引委員会が通知に7カ月もか
かったのはなぜかという問題もあります。

行政が改善すべき課題としての情報公開につ
いて、幾つか確認させていただきたいと思っ
ております。

9月議会で市が答えられなかった点を、再度
お尋ねしたいと思います。

まず、1番目として、山幸建設グループに決
定いたしました。選定時の次点業者を公表し
ていただきたいと思います。よろしくお願
ひします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、9月議会閉会後に、議長より円滑な議
会運営のために、公開できる情報はないかとの
要望を受けまして、次点企業に依頼をいたしま
した。そうしましたところ、企画提案書やそれ
に関する情報が記載された議事録等については、
企業ノウハウ等の流出による市場優位性が損な
われる可能性があるとのことで、了承をいただ
けませんでした。

ただし、構成企業の企業名については公開の了承を先方からいただきましたので、公表をさせていただきます。

宿毛市における小中学校整備事業の次点グループの構成企業は、株式会社四電工、株式会社松田平田設計、西松建設株式会社、竹村産業株式会社、三菱電機ビルテクノサービス株式会社、株式会社上田、G I Pコンサルティング株式会社となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 次点は四電工グループ。株式会社松田平田設計、大阪、西松建設株式会社、香川、竹村産業株式会社、宿毛、三菱電機テクノサービス株式会社、香川、株式会社上田、愛媛、G I Pコンサルティング株式会社、大阪ということですね。

では、次はアドバイザーについて、もう一度確認したいと思います。

まず、市の契約したアドバイザーは、平成29年度のアドバイザー、株式会社GPMO、高松、これは調査研究業務でしたね。それから、平成30年度も株式会社GPMO、これは事業選定業務、それから、今後も株式会社GPMOということで、これはよろしいでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今後というのは、どこまでのことかわかりませんが、現在は株式会社GPMOでございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 契約は単年度で行うのかもしれませんが、現在も続いて株式会社GPMOということになっているようです。

それで、前回、非常にわからなかったことなのですが、選定委員会の議事録の黒塗りの部分です。黒塗りのアドバイザー2名、これの所属が言えませんでしょうか。よろしくお願いしま

す。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 細かい話になっていきますので、担当課のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩します。

午後 1時09分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時10分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、今城議員の質問にお答えします。

人数については、非公開情報として、今ここで申し上げられません。具体的な人数をお答えすることはできないのですが、黒塗りの具体的な理由について、改めて御説明をさせていただきますと思います。

9月議会の一般質問でお答えをしましたが、有識者会議に登場するアドバイザーは、公表している情報ではありませんので、個人名も含まれていることから、宿毛市情報公開条例第6条第2号の規定に基づき、非公開とさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 人数も所属も言えないということですが、もう一回確認します。

株式会社GPMOかそれ以外の所属か、それも言えなければ言えないということであれですが、もう一度確認したいと思います。

所属は同じなのか、違うのか。もう一回確認します。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 今城議員の再質問にお答えします。

これまで、平成30年度の当初予算提案時等におきましても、議会に対して、委員会等を通じて御説明をさせていただいておりますので、議員御自身は御承知のこととは思いますが、今回、アドバイザー業務については、議案についての情報公開条例に基づいて、有識者会議の議事録については非公開とさせていただいたものでありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 早々から押し問答になっていますが、これがわからないんですよ。こういうところが、市民に対して情報が開かれていないということになります。

それで、情報公開法何条とか、規定に基づきというのが、市民にはわけがわからないんです。開くことによって、何が問題になってくるのか。だから開けないというような答えがないと、納得できない部分がありますので、もう一回、アドバイザーが開示できない理由を、わかるように説明していただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、今城議員の再質問にお答えします。

公開できない理由をわかりやすくという御質問であろうかと思えます。

宿毛市情報公開条例第6条第2号の規定に基づきということですが、これにつきましては、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るもの、これについては非公開とされておりますので、これに基づきまして、議事録については非公開とさせていただいておる次第でございます。

○議長（野々下昌文君） 今城議員に申し上げます。

同趣旨の質問であり、同じような答弁になっ

ておりますので、気をつけて発言してください。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 必要な質問ですよ、これは。

選定委員会のアドバイザーは、市が雇い入れた公的業務に預かる人物になります。当然、市の、あるいは市民の立場に立った選定を行う業務。これにかかわった方になります。

ですから、いわゆる公人的な扱い、市の職員であった選定委員は、全て名前も所属も公開。有識者も公開。ですから、ここにアドバイザーを、名前を隠さなければならないということが少し疑問に感じるわけです。隠すことは市民の不信を免れないという感じがいたします。

再度検討していただきたいと思えます。

ここで行政機関の保有する情報の公開に関する法律を読んでおきます。

「（前略）国民主権の理念にのっとり、（中略）行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、（中略）国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」

つまり、理解もさせなければならないし、批判もおおがなければならない、そのための情報を出してくれというのが行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的です。

それに対して、不開示情報というものもあると思うのです。個人情報、法人情報、そういうことですよ。その中で、行政としての位置づけにおいて、やはり公正であるかどうか。批判に耐えられる行政であってほしいと思えます。

公正になされたのだということが論議できる情報を開示しなければならないという原則がありますので、もう一度、開けるものか開けないものか、しっかり検討して、今後の対応を見せていただきたいと思えます。

次の質問ですが、アドバイザーの今後の業務

内容、それから今年度、あるいは建設が始まるので来年度になると思いますけれども、今後の業務内容、あるいは単年度の契約額、大体概要でいいですので、教えてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

アドバイザー契約の内容についての質問でございます。

契約期間は令和元年度末までの委託契約となっております。モニタリングの支援業務や、設計段階での課題解決に向けての助言を受けているところでございます。

現在契約している委託料につきましては、平成30年度と令和元年度で2,665万2,000円の委託料となっております。

今後につきましては、PFIの契約期間である30年間を通して契約する予定はありません。しかし、宿毛市にとって、PFI事業は初めてのことでありますので、必要であればモニタリングの支援業務の継続をしたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。

次に、建設設計の監査体制について、お聞きします。

PFIの場合、建設整備におけるチェックは、SPCである管理会社が行う。つまり、グループ企業間内でのセルフチェックを行うことになるということだと思います。

そこで、市の監査を随時受けるというたてつけになっているはずですが。

市の監査体制をどのように行うか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

監視体制につきましては、平成31年3月議会で、山戸議員の一般質問で、学校教育課と都市建設課がチェックの役割を担うと答弁しております。

それに加えて、外部の専門家や有識者を入れたほうがよいのかなど、アドバイザーとも体制の構築について、協議をしているところでございます。

いずれにいたしましても、モニタリングで不備が起こらないような、万全の体制を構築したいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 来年早々に建設が始まっていくと思われますので、市の監査チームに県の職員など、公的にかかわってきた、あるいは経験してきた公共の職員が入ってくることは、私たちにとっても非常に安心感が出るものではないかと思っておりますので、そういう方々も加わって、監査をしていただければというのが一つ提案でございます。ぜひ検討していただきたいと思えます。

次に、非核平和都市宣言のことについて、お尋ねします。

6月、9月議会で、非核平和都市宣言の看板や、ホームページ等の掲載がないことを指摘してきました。宿毛市ホームページ、市のあゆみが11月12日に更新され、掲載に至りました。少しほっとしているところです。

そこで、重要なことなんです。宣言文も掲載していただかなければならないということですので。

ホームページで、非核平和都市宣言だけが出てきません。それも掲載していただきたいと思えます。

また、市民への意識喚起をする展示や行事なども、随時必要と考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市非核平和都市宣言を、宿毛市のホームページ上で全文を見ることができるようにといったことに加えての御質問でございます。

この宣言につきましては、現在、市ホームページ上の、本市のこれまでの沿革を御紹介させていただいている、市のあゆみのみに掲載をしているところでございます。

質問議員が言われますように、ホームページ上で宣言の全文を見ることができるようにするためには、この非核平和都市宣言だけを捉えて考えることはできませんので、このあゆみに掲載しております項目一つ一つの詳細なページを作成する必要性、もしくは、本市では非核平和都市宣言以外のさまざまな宣言を行っておりますので、その宣言をまとめた別コーナーの作成などが必要となります。

本市といたしましては、現時点ではホームページでの対応は考えておりませんが、ホームページへの掲載の有無にかかわらず、それぞれの宣言の趣旨や目的を十分にくみ取って、そして尊重していくことが、何よりも重要であるというふうに考えているところでございます。

それから、続けまして、各種事業を実施してはというところでございますが、本市におきましては、非核平和都市宣言を行った自治体に組織される日本非核宣言自治体協議会に、平成25年より加盟をしていることは、質問議員も御承知のところでございます。

現在、本市におきましては、独自の取り組みは行っておりませんが、こうした協議会の趣旨に賛同加盟し、組織を通して、核兵器の廃絶と

恒久平和の実現を目指すことも、市として重要な取り組みであると考えているところでございます。

また、戦争で亡くなりました多くの犠牲者の方々の御冥福を祈り、平和を祈念することを目的として、毎年実施しております戦没者追悼式や、原爆を投下された日の原爆死没者の慰霊と、平和記念のための黙禱なども行っているところでございます。

先ほども申し上げましたが、宣言の趣旨を尊重し、平和への意識を持って、こうした事業を行っていくということが重要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 宣言の内容が出てくるには、それぞれ確認しないとイケないと言われますが、これ、例規集に載っているものは全て出てきますよね。

市のあゆみに載っている宣言は検索すれば、全て文言は出てきます。

つまり、市の例規集に非核平和都市宣言だけが掲載していないという状態になっております。

昭和60年決議なので、昭和61年の例規集には掲載されていたのかどうか。また、いつから消えたのか、来年度例規集には掲載しないとイケないが、その点も、市長に、あわせて確認したいと思います。お願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員御質問の非核平和都市宣言の例規集への掲載時期についてでございますが、これまでに作成された例規集を確認しましたところ、議員もおっしゃられましたが、議決以降、掲載の実績はございませんでした。

そして、地方議会における議決につきまして

は、法的効果を生ずるものがある一方で、法的効果を生じない、事実上のものがあるものと認識をしているところをごさいます、このうち、宿毛市非核平和都市宣言決議は、法的効果を生じない事実上の決議でありまして、議会の自立権に基づいて掲出されるものでありますので、議員御質問の例規集への掲載につきましては、議会からの要請に基づいて掲載することが基本であると認識をしているところをごさいます。

しかしながら、当時の経緯については、詳細な資料が残っておらず、現時点では把握することができない状況をごさいます、今後につきましては、議会から要請があれば、例規集に掲載することもできますので、議会との連携を図ってまいりたい、そのように考えているところをごさいます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 昭和60年というのは、高校生が内外ノ浦の調査でビキニ被災の実態を掘り起こした年でもあります。

非核平和都市宣言がその年、決議制定され、それが市の記録になく、何年も気づかずに放置されたと。ホームページにも載らなかった。歴史から消し去られようとしている。余りにもお粗末ではないかという気がします。

まず、制定時の議会意思に従い、掲載手続きをしなければならないと思いますが、来年の例規集に必ず掲載するというところでいいでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど申したとおりをごさいます、議会からの要請があれば、例規集に掲載することもできるということをごさいますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 私の言った意味ですが、それは昭和60年の議会が、本来はしなければならぬことであったということになると思います。それができてなかったということになりますから、とりあえずは、その当時の決議意思に基づき、掲載手続をとると。もし、それに改廃の意思があるならば、再度、議会で決議して、改廃を行うということに、私はなろうかと思ったわけです。

当時の議会意思に基づき、とりあえず掲載手続をとるというたてつけにならないのでしょうか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これも先ほどと全く同じ答弁になってしまいますが、法的効果を生じない事実上のものがあるというふうに認識をしているというお話もさせていただきました。

宿毛市非核平和都市宣言決議は、法的効果を生じない事実上の決議でありますので、議会の自立権に基づいて提出されるものであるというふうに認識をしております。

そういった形の中で、先ほども申しましたが、当時のこと、ちょっとわかりませんので、議会のほうから要請があれば、例規集に掲載するというお答えをさせていただいたところをごさいます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） また議会のほうでも、そのことを、当時の意思に立ち返り、載せる方向ということ、一旦考えてもらうべきかと思っております。

そして、載った状態からどうこうするということが起これば、ということになるのではないかと思っておりますので、よろしくお願いま

す。

非核平和都市宣言にこだわるというのは、私、ビキニ被災の支援とかかかわっているために、非常に気になるわけです。

尾崎前知事は、高知は被ばく県であるという認識を示していました。まさに、宿毛はビキニの核実験被災で、被災したその中心のまちということになります。

被災者や遺族の心情を考えると、二度とこの苦しみを起こさせない決意、非核平和都市宣言の重さを、市長としても改めて示していただきたいものだと思っております。

ということで、続いてビキニ被災者支援について、質問を移します。

12月12日、ビキニ訴訟高松高裁判決で、国は船員たちの被ばくの事実を隠蔽し、救済を怠ったという原告の訴えを棄却しました。

しかしながら、裁判長は、60年を経て、国が開示した資料をもとに、被ばくを認定し、救済の必要性を改めて検討されるべきと指摘。立法府と行政府に期待するほかないと、強く促しています。

高知新聞も、裁かれるべきは怠惰で不誠実な国の姿勢。放置は許されぬ、と断言しています。

ことし1年間に6名の原告が、がんや血管破裂で亡くなりました。高齢となった被災者救済への時間は残されていません。

1954年のビキニ水爆実験、この年だけで被ばく船員は1万人以上、高知県の被災船員は約3,000人。この宿毛市には、300人ほどいたことがわかっています。

さて、このほど、県は独自に、ビキニ被ばくの健康相談会を行うということを11月に発表しました。これは画期的なことです。

この相談会を全市民に周知し、対象の船員とその周りの方々にしっかり届け、対象者、家族、身近な方々が相談しやすい体制をとっていただ

ければと思っています。

そこで、どのようにして市民に周知するのか、計画をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本年度、高知県がビキニ環礁水爆実験に関連し、健康不安を抱かれる方のための健康相談を実施する旨の情報提供の通知が、11月26日付でありました。

内容は、1946年から58年に、米国によるマーシャル諸島で水爆実験が行われ、その時期には、周辺海域には複数の日本の漁船等が操業しており、こうした船舶の乗組員の中には、健康不安を持ちながら、操業や生活を続けられた方がおられます。

高知県では、こうした方の健康不安を軽減するために、県内在住の元乗組員の方を対象に、地域の医師などによる無料の健康相談ができるようにしたとのことをございました。

詳細の御案内や手続等は、高知県の健康対策課で行うとのことですので、本市では、関係課において、健康相談が実施される旨の情報共有を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） それで、さっきも言ったように、この情報が宿毛市民全員が知っている状態をつくるべきではないかと思うんです。

なかなか、今まで本人たちが、自分から言えなかったという事実をお察してください。言うことによって、家族も差別を受ける可能性があるとか、あるいは、今まで自分の船から廃棄マダロを出したということがあってはならない。結局、船会社を潰してしまうわけですね。

そういう中できた方、病気に苦しみながらも、ずっとこういう形で過ごしていますので、宿毛市もしっかり支援していますよというイメージ

をもって市民にアピールをしていただければ、周りからも声がかかる、こういった状態にしていただきたいわけです。

たてつけとしては、先ほど申されたように、県に電話やメールをすると、アンケートが本人に届く。それをもとに、医師が相談に入るといいう形になっています。

それは、県と個人の関係ですが、それに積極的に市が関与していただくということが前提になろうかと思えます。

まず、パンフレットなどを広報に挟むなどして、周知していただく。放送などを通じて周知していただく。そして、相談者が電話をかけた場合に、恐らく市に情報が入ってくると思えますので、今度はアンケートが届いたときに、アンケートを本人が県に出せるか、ここにも大きなハードルがあります。

やはり届いたときに、本当に今の状態を記録して出せるか、対応によっては半分に減ってしまうという可能性があります。そこで市の担当課が関与して、相談活動を繰り返し行えば、相当の率で支援につながるのではないかと考えております。

そういう意味で、相談に結びつけていただけるよう、お願いしたいと思います。

ちょうどきのう、裁判の報告を兼ねて、原告の方のところへ参りました。

宿毛市で生存者、原告の方で生存者は佐治幸三さんだけです。その方の健康状態も含めて、きのう話を聞いてきたのですが、この現状を見るときに、救済法を待つ時間的猶予は本当にないなという実感をしてきたところなんです。

ビデオも見ていただいたと思いますが、佐治さん、22歳で初めて乗ったマグロ船で被ばくし、それ以来、ずっとぜんそくになり、仕事がなかなかできなくなり、がん、心臓病、その他、白血病といわれたときもあります。

そういう状態で、入退院をいまだに繰り返しております。

佐治さんは、船員保険も適用されないのです。なぜか。それは国が被ばくを認めなかったからです。

福竜丸以外の被ばくは、去年この裁判で被ばくの実実はありますよということが出たことが初めてです。まだ船員保険は適用されません。ということは、医療費がずっとかさむ状態で、本当に大変な状態で、皆さん生活されているという状態です。

そういうことです。

本当に佐治さんは、私らは国に捨てられた、棄民状態だということを、常々言っておりました。

そこで、制定の手續の話は抜きにして、市長に伺いたいと思います。市でビキニ被ばく支援条例などというのを制定すれば、通常行政の範囲内でも、被ばく支援の視点で生活、医療等への援助が進むのではないか。それが何よりも精神的に支えになるのではないか。

これまで口を閉ざしてきた船員の方々も、恐らく相談に来られる状態が進んでくるのではないか。

こういったことで、裁判で求められている被災者救済の道を、宿毛から開くことになるのではないかと私は考えるわけです。

こういった条例制定について、市長はどう思われますでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これまでも、市におきましては、ビキニ環礁水爆実験に関連し、健康に不安感がある方からの相談があった際には、健康状態の把握を行い、相談者の了解を得まして、幡多福祉保健所へつなぐことも行っております。

その後も、保健師や地域包括支援センター職員による高齢者支援により、医療や介護サービスにつなげるなどの支援を行っているところでございます。

今後の市の取り組みに関しましては、今回、県が実施します健康相談事業等による取り組みの実績や、動向を確認する中で、緊密に連携を図っていくことが重要ではないかというふうに考えているところでございますので、現状では、議員から提案のありました条例制定については、考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 本当に時間がないと思います。できる限りの早い対応をとって、あと5年もすれば全員亡くなってしまおうという状況ではないかと思います。

とにかく対象者をもれなく相談につなげること、ここをしっかりとやっていただき、それが情報の集積につながり、船員保険法の改正や、救済立法につながっていくんだと思っております。

高等裁判所でも地方裁判所でも、早く国や行政が動くように。結局、室戸、幡多が被災の中心ですよ。高知県は全国の3分の1、船員が占めていたわけです。この1つの県にですね。

ですから、ここから立ち上がらないと、全国は動かないと思っております。

お金も決してかかるものではないと思います。そういった視点、宣言をしながら、ケアに移っていくというのは、ぜひ心強い支援になると思いますので、前向きに考えていただきたいと思うわけです。

よろしく願いいたします。

続いて、宿毛市学校教育について、教育長に伺いたいと思います。

全国で教職員のブラック労働の実態が報告されています。

宿毛市の教職員の労働実態をどのように把握しておられるか、教育長に伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番、今城議員の一般質問にお答え申し上げます。

教職員の勤務時間についての御質問でございますけれども、教職員の勤務時間につきましては、1日7時間45分が基本となっておりますけれども、議員も御承知のことと思いますけれども、学校によって、勤務開始時刻、終了時刻が異なりますので、出勤時刻や退庁時刻も、当然それぞれ異なってまいります。

また、児童生徒の登校時間でありますとか、朝の運動、あるいは部活動の朝練など、教員の担当業務によって、早く出勤していただいている先生も多くおられます。また、放課後の部活動や学習支援、そして事務処理等で、遅く退庁されておられる先生方もおられます。

本市におきましては、教員の働き方改革の取り組みの中で、勤務時間の管理を行っているところでございますが、本年11月について見ますと、月45時間を超える超過勤務をされている教職員が全体の55%、うち80時間を超える方が8%という状況になっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

45時間以上55%、80時間以上8%ですか。

私は、先日、数名の中学校教員と話をしました。そこは新採受入学校ですので、大体、規模はわかると思いますが。

大体、朝の7時半にはほとんど来ていて、晩の7時半にはまだ半分ぐらい残っている、これが普通ということです。

初任者は大体、9時ぐらいまで残っており、

こういう日常を過ごしています。

ということは、これを簡単に計算すると、1日3時間の超過勤務ですよ、普通でね。それで、週5日で4週間と見ると、それで60時間になります。60時間の、月の超過勤務。

これに、土日の部活動。土日3時間ずつしても、4週間で24時間。ということは、その規模の中学校教員の平均的な勤務日数が84時間という計算になってしまいます。

過労死ラインですね、既にね。私、決して驚きません。

これもずっと経験して、さらに、授業の準備は朝4時に起きて準備して始めるという状態を続けてきましたので。

初任者でこれを見てみると、9時ぐらいまでいたら、1日4時間半の超過勤務となり、同じように計算したら、100時間、110時間とか超しますよね。これは尋常じゃない状態です。本当にいつ職場から亡くなる人が出てもおかしくない。

これは、本当に何とか対応しなければならないというところに来ているということです。都市部ではなくてもね。

ということで、市として、教職員の労働過重の実態に、どのように対応しようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほども御答弁させていただきましたように、本市の学校でも超過勤務をされる先生方も多くおられるという現状がございますし、教員の多忙化問題とあわせて、教員の働き方改革については、全国的な問題として課題となっているところでございます。

本市におきましても、当然、重要な問題であるというふうに認識をしております、先生方

に過度な負担を強いることがないように、働き方改革を進めてまいらなければならないというふうに考えております。

一方で、学校教育の質の向上や、子供たちの健全育成などのために、授業の準備や、教職員みずからの研修、児童生徒に向き合う時間の確保など、それも当然、同様に重要なことでございます。

教員の働き方改革につきましては、国、県、自治体が連携をしながら、取り組みを進めてまいらなければ解決できない問題でありますので、教員が過剰な労働とならないよう、軽減策についても、引き続き検討してまいらなければならないというふうに考えております。

そういった中で、長時間勤務を改善するために、どのような手だてをやっていくかということでございますけれども、宿毛市では、スクールソーシャルワーカーでありますとか、特別支援学級の支援員、不登校対策の支援員及び学校支援員などを配置をいたしまして、教員の負担軽減を図る取り組みを、既に行っているところでございます。

そういう中でも、先ほどの現実があるわけでございますけれども、また、各学校においては、地域学校共同本部、これは地域の皆さんの御協力をいただいて組織しているものでございますけれども、その共同本部の事業を推進する中で、教員以外の人材や地域の力を活用して、地域の方々による登下校の見守りや挨拶運動、学習支援や部活動における地域人材等の活用等を行っているところであります。

あわせて、昨年度からは、夏季休業期間中に学校閉庁日を設定をいたしまして、先生方が休暇をとれる環境づくりにも努めているところでございます。

また、学校の部活動につきましても、昨年度から、週のうち平日に1日、土曜日または日曜

日のいずれか1日、週のうち2日間は部活動を休養するという休養日を設けることにいたしておりまして、このことは、先生方だけではなしに、生徒の体調管理にもつながるものというふうに考えているところでございます。

今後におきましては、来年度より教員の負担軽減、これは事務的な部分ですけれども、負担軽減につながる校務支援システムを導入をいたしまして、業務の合理化や効率化を図っていく予定といたしております。

国におきましても、御承知のように、変則労働時間の導入などの取り組みも検討されているようでありますので、国や県、他の自治体の状況も踏まえる中で、教職員が働きやすい環境を整備し、子供たちが心身ともに健やかに成長することができるよう、学校教育の質の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 宿毛市は支援員の手だてとか、非常にいいというか、努力していただいているという実感は持っています。

問題は、そういう努力プラスアルファの仕事が過重になっているということが問題です。ぜひ、現場の具体的な声というのを取り入れてもらうということが大事なんです、私の経験から言えば、実はこの10数年、学力テストの成績を上げるということが、学校の中心的課題になってしまっている。それによって、学力テストの取り組みが授業づくりのシステム化だとか、あるいはそれによる研修だとか、さまざまなことで、現場が追われることになっています。

まず、現場は子供も含めて過去問の練習に追われています。これはよろしくないことなので、過去問の練習というのはね。教師からも異論が出ています。

放課後学習も学力テスト対策が多いですね。

時期になると、特にね。

不登校率は、今、全国2位まで上がっています。成績が上がっていくと、不登校率も上がると、こういう傾向も出てきていることも間違いないです。

毎年の全国学力テストというのは、小学校6年と中学校3年なんです、その得点を上げるということが、さまざまな評価の対象に、教員の評価の対象にも、学校評価の対象にもなるということで、そこでさまざまなストレスがかかっているわけです。

県版学力テスト、全員に行われて、子供の生活に教師が向き合う時間がなくなり、子供の体験的学習の機会も過去と比べたら減ってきているというのは実情です。

つまり、テストの体験はふえる。似たような問題をして、似たような問題の得点力は上がるんだけれども、果たしてそれが本当の学力につながっているのかというのが教員の悩みでした。

確かに学力テストには通るけれども、入試には通らないぞとかという部分が出てくるわけですね。

だから、本当に学校現場として、子供を育てるとか、健やかな成長を目指すという、あるいは教員の労働の問題を考える意味では、もっと本質的な現場の声を吸収して、できることからやっていくということが必要じゃないかと思っています。

12月10日、土佐町議会は、学校現場はテスト漬けにされているということで、全国学力テストは抽出式にするべきだという意見書を可決しました。全国でも話題になっています。賛否あがっています。

けれども、現場の感覚からいえば、真っ当な意見だと、私は思っています。調査ですから、学力テストというのは、いわゆる調査ですから、本来の営みの中でやって、そのことを調査すれ

ばわかるわけですから、学力テストのための点を上げるということとは、また違った問題になるろうかと思っておりますので、真っ当な意見だと思っております。

教育長に再度お尋ねします。

言にくいかもしれませんが、県版学力テストの異常なまでの取り組みについて、是正すべきとは考えませんか。何かそのあたりで意見がありましたら、聞きたいと思っております。

お願いします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

県版学力テストについての見解ということでございますけれども、学力を子供たちにしっかりと身につけさせるということは、基本的には、第一義的には、先生方に課された大きな使命であろうと、私は考えております。

と申しますのは、子供たちが自分の夢や志を持ち、それに向かって努力していく。そういう中で、そのベースとなるものというのは、一定の学力は求められてくるんじゃないかなというふうに考えております。

学力は当然、議員も御指摘ありましたけれども、学力テストだけではなく、学校における日ごろの授業でありますとか発表、他の学力調査等から、多面的、多角的な、総合的に評価をされるべきものだというふうに考えているところでございます。

そうした中で、高知県では、独自の学力定着状況調査を、平成24年度から実施をいたしておりますけれども、その学力テストによって、それぞれの学年で身につけるべき学力の定着状況を、1年間ごとに調査把握する中で、それぞれの習熟に合わせた、きめ細かな学習支援につなげていくとともに、一人一人の子供の強みや弱みを強化、補強した上で、次の学年へと進級

をさせようとするものであるというふうに考えております。

あわせて、この調査結果を教員や学校の授業改善に資することも、大きな目的でございます。

本市におきましても、そういった意味から、県版学力テストの実施とその成果を活用することによって、宿毛の子供たちが、しっかりと、どのような社会でもみずから判断をし、行動できる、生きる力を持つ子供たちの育成につなげてまいらなければならない、そういったものに資するというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） そういう論議は当然、教育行政としてはするんですね。けれども、現実的に、現場として子供は育つ過程を見ていくという場合において、もっと育てる基礎になる時間がなくなっているよと、そういうことですので、バランスということが重要になるろうかと思っております。

次に、教育費負担、これが非常に問題になっております。入学時の負担の大きさ、中学校の部活費用は莫大な額になっております。経済状況によって入部希望が閉ざされてしまっているという部活も、当然あるわけです。

教育長は、教育費負担軽減のために、どのような対応をしようと考えておられるか、何か案がありましたらお願いします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

教育費が保護者の皆さんに負担になっているということでございますけれども、家庭における教育費の負担軽減についてでございます。

まず、進入学時に必要となる費用につきまし

ては、要保護、準要保護の世帯、並びに基準に該当する児童生徒に対しましては、宿毛市新入学準備金といたしまして、一定額を入学前の3月に支給をすることといたしております。

また、先ほど御指摘のありました部活動等における、特に大きな負担となります遠征費用につきましましては、これは中学校体育連盟が主催をいたします大会に限定をされますけれども、大会参加費及び生徒の移動費に係る交通費、それから宿泊費についても、参加する全ての生徒に対して補助をするということにいたしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 部活の遠征費、非常に助かりましたね、宿毛市はね。

あとは結局、学校単位になることもあろうかと思いますが、例えば制服、学用品、部活ユニホームなんかは、学校独自、顧問独自で卒業生から譲り受けて引き渡すところもあるんですけども、ぜひ、市が関与して、譲受制度、こういう市町村もありましたね。そういうものがあれば、非常に助かる家庭があるということは、私もわかっております。

そういう必要なところに預けたい、預ける。受け取ってくれるところがあればという家庭も当然あって、それが必要なところに回っていくという制度があれば、確実に助かる家庭がありますので、ぜひ検討してみてください。よろしくをお願いします。

次に、奨学金制度についてお伺いいたします。

パネルもつくってききましたが、一応、聞いておきます。

宿毛市奨学金制度について、簡単に制度の概要、金額、利用状況を教えていただけたらと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

宿毛市の奨学金制度及び利用状況について、御質問いただきました。

宿毛市奨学金は、教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず、経済的理由により、修学が困難な方の中で、一定の要件を満たした方に対して、奨学金を貸与して修学させることを目的とするものでございます。

奨学金の貸与額につきましては、高等学校及び高等専門学校への入学支度金として1万円、高等学校の修学金といたしまして、離島地域の方は月額3万円、離島地域以外の方は月額5,000円となっております。

また、高等専門学校の修学金につきましては、第1学年から第3学年に在学する方は、月額5,000円、第4学年から第5学年に在学する方は、月額1万円となっております。

そして、大学の修学金につきましては、月額1万円となっております。

なお、奨学金は無利息となっており、貸与期間の終了した月の翌月から起算をいたしまして、1年を経過した後、10年以内に年賦、半年賦、または月賦の方法により返還をしていただくこととなっております。

現在の利用状況につきましては、高等学校に通う生徒1名のみ利用となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） そうですね。宿毛の奨学金は変わりませんね。

私も25年宿毛市で勤務して、3年生も相当もちましたけれども、宿毛の奨学金を借りようという生徒は非常に少ない。

それは、なぜかというのはわかります。金額、他市町村と比べてみましょう。

四万十市は、高校、自宅通学生1万5,000

0円以内。それから、自宅外通学は2万5,000円以内。大学、4万円以内。こういうたてつけ。

土佐清水市は、高校1万3,000円以内、それから、短大、専修大学が3万円以内、大学4万円以内。

ということで、大体、これは、例えば中村高校に行きたい場合、定期券を買うぐらいの金額を設定しております。ですから、現実的な価格として、借りたいという額に設定すべきではないかと思えます。

実はこれ、僕の高校にいた時分の金額そのままです。40年、50年手をつけていない金額です。ぜひ、借りたくなる金額に設定するということをしていただければと思います。

それは目的に沿う形になると思います。ぜひ検討してください。

それと、給付型奨学金の提案です。

土佐清水市で始まっている給付型の奨学金があります。それも宿毛市でやるとして、どういうことか。

例えば、宿毛市の高校を出て、大学に進学し、宿毛市に居住した場合、宿毛市に戻った場合、奨学金返済額を市から給付する。だから、全部返済じゃなくて、その都度、返した金額を届け出れば市が返すというような方法であれば、人数をふやす必要も、それほどはないかと思うのです。

借りるということであれば、返すという前提があります。あるいは、これはもう給付でいくんだという意味があれば、宿毛市で働くという意思が働きます。ということは、進学時にも宿毛市で働くのに役に立つ勉強をしていくわけですね。ですから、こういう制度というのは、例えば3人とか、ひよっとしたら2人ぐらいでもいいかもしれません。こういうところに希望者が集中するとなれば、優秀な人材が宿毛市に帰

ってきて、宿毛市で働いてくれる、こういう可能性が出てくると思いますから、ぜひ検討いただきたいと思います。

何かありましたら。

○議長(野々下昌文君) 教育長。

○教育長(出口君男君) 教育長、再質問にお答え申し上げます。

御指摘のありました土佐清水市の制度につきましては、私も承知をいたしております。この制度につきましては、修学支援ということもございませぬけれども、さらに言えば、先ほど御指摘ありましたように、地域への定住、若い世代の人口増加につながるということ、あるいは地域の活性化につながっていくという考え方もございませぬので、本市でも同様の制度を導入することができるかどうかについて、市長部局とも十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(野々下昌文君) 1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) 土佐清水市で3年生を受け持ったときに、こういったものを希望する生徒がいましたので、ぜひ考えてみてください。

次のところに移ります。

奨学金預金口座差し押さえについて、市長に伺いたいと思います。

10月に宿毛市管轄の納税滞納者より、大変困惑して、長男の奨学金口座の差し押さえがあったという相談を受けました。奨学金の差し押さえは、憲法で保障されている教育を受ける権利を奪うものだという点で、質問をしたいと思えます。

奨学金の差し押さえについて、市の考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

奨学金制度は、教育の機会均等という理念のもと、経済的な理由等により、修学が難しい学生に金銭の貸与や給付を行うものでございます。

奨学金自体は、児童手当のような差し押さえ禁止財産ではございませんが、滞納者名義の奨学金の振込口座が確認された場合は、修学の機会を脅かさないうか、安心して学業に専念できるか。ほかの収入や入金履歴がないかなど、慎重に判断し、処分の方法を決定しているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 一定の配慮がなされたということですね。

確認しておきます。平成25年の広島高裁の判決です。児童手当預金の差し押さえについて、違法判決がくだりました。

これは、振り込まれた児童手当を差し押さえたという問題でした。判決では、実質的に児童手当を受け取る権利自体を差し押さえたものとかわりはないということで、滞納処分による差し押さえが違法とされたものであります。

当然ですよ、児童手当に対するものが全部抜かれると、それが受ける権利がないと同じになったということです。

これを受けて、総務省は通知を出して、滞納者の個別具体的な事情の把握の上での適正な執行を求めているということで、宿毛市にも通達がきていると思います。

それで、今回の滞納者の長男、奨学金の差し押さえはこれと同様に、実質的に入れた後すぐに、入る日にすぐに全額抜かれてたということでありましたので、これも奨学金を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがなく、不適正な執行に当たるものだと私は考えたわけです。

それで、四万十市の租税債権管理機構に申し入れに行きました。話は聞いていただきました。

11月分は引かれてなかったということで、状態を見ている可能性もあるのですが、今後、奨学金の差し押さえが起これぬように、租税債権管理機構に要請、ぜひしていただきたいものです。そして、市として、滞納者の実情に可能な限り寄り添って、滞納原因の解消に努めてほしいと思うわけです。

問題は、滞納の原因が取り除かれて支払いが進むということが大事だと思いますので、その点について、市の姿勢をお聞かせ願えればと思っております。

先ほどと重なるかもしれませんが、再度お答え願います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほどと重なる答弁にはなりますが、それぞれの事情、それぞれの案件によって、ケース・バイ・ケースだというふうに思いますし、慎重に判断して、処分の方法を決定していかなければならない、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） また相談者と会って、こちらからも支払計画なんかも一緒に考えたらという話もしておりますので、また協力していきたいと思っております。

ただ、奨学金というのは、債権とは言えない部分があります。借金ですから、借金に手をつけて、これで、この方も就職も内定し、もうすぐ卒業というところで、結局やめなければならないという状況がくるということで、あせって相談があったわけです。

これで借金だけがたまって、就職も、卒業もできなかったとなると、むしろマイナス効果になると考えておりますので、その点も含めて、二度とこんなことが起こらないという形をとっ

ていただきたいと、そういうことになります。

次の質問に移ります。

最後に、災害時の情報伝達について、お聞かせください。

まず、今、なされている携帯電話用の宿毛市防災アプリ、これは非常細やかな情報、非常にいいものだと思っていますが、夏の区長会でも、携帯を利用していない方、あるいは防災無線の聞こえない地域の方々への対応が急がれると思います。その対応をどうされようとしているか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

当市では、平成27年度に整備をいたしました防災情報伝達システムを活用しているところでありますが、これまでの運用や、昨年7月豪雨を経験する中で、携帯電波が届かないエリアに住まわれる方や、携帯電話をお持ちでない世帯に、どのように防災情報を届けるかということが課題となっているところでございます。

現在、この課題解決に向け、検討を重ねておりまして、その一つの対策といたしまして、固定電話等を活用した情報伝達ができないかと考えているところでございます。

宿毛市防災アプリは、登録いただいた携帯電話に、文字情報を伝達するものでありますが、固定電話等を活用した情報伝達では、電話番号を登録することで、情報伝達時にシステムから電話をコールし、受け手に受話器をとっていただくことで、音声によりまして情報伝達をしようとするものでございます。

まだまだ検討段階ではありますが、課題解決に向けて、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 災害弱者は情報弱者というところも重なっているという部分が大いにあります。

どれだけの方に情報が届いていないのか、現状把握は必要になってくるとされるんですね、その対応をするに当たって。

その情報把握の方法、どのようなことを考えられているか、よろしくお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 担当課のほうよりお答えをさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、今城議員の質問にお答えさせていただきます。

防災情報が届かない方への情報把握の方法をどのようにやっているかとの質問だったと思います。

現在、実際に防災無線放送のときに、職員が回ってみて、聞こえ方にはかなり、個人差があると思います。気象の状況などもありますので、実際に職員が市内を回ってみて、聞こえやすさとか、そういったことを確認しております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 実際に現場を見てみると、非常に重要なことかと思えます。

それに加えて、当然でしょうけれども、各地区、区長さんを経由してというか、各集落の中で担当者というか、区長さんがしっかり把握して届け出をすとかいうようなことも、当然、していただきたいと思うわけです。申し出制も当然あってもいいと思います。

本当に、宿毛市全員が情報が聞き取れる状況をつくるというのは、基本であろうと思いますので、わしら知らなかったということがない状態をつくっていただくということが、原則かと思っております。

次の質問に移りたいと思います。

大地震など、発災後の停電は、恐らく数カ月に及ぶと思うんですね。物資を運ぶ道が切れる、それから電線が切れる、高圧電線が切れる。2カ月、3カ月は電気が切れた状態で生活するということを、私は想定しなければならないと考えています。

ということで、携帯電話は大体、電源が切れるとバッテリーで3時間ぐらい、小さな中継局が切れます。大きな、中心となる中継局は、大体1日で切れます。防災無線もバッテリーですから、これは常時、大パワーは要りませんので、それでも数日で切れているのではないかと思います。

そうすると、行政機関の持っている情報通信網というのは、非常に困ったことになるということになると思いますが、長期停電時の情報伝達方法、どのような状態になっているか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

停電や携帯電話基地局の電力喪失による災害時の通信手段といたしまして、市役所本庁舎や消防署、運動公園、各支所など、災害対応の拠点となる施設には、衛星携帯電話を備えているところでございます。

また、津波浸水区域外にある28カ所の避難所のほうには、特設公衆電話を設置している状況でございます。

この特設公衆電話につきましては、電話回線を通じて、電力の供給を受けているため、停電時にも回線が生きていれば、利用が可能でございます。

また、通信規制の対象外として、優先的に取り扱われることから、混線による通信困難も少ないとされているものでございます。

しかし、大規模災害時におきましては、さまざまな事態が想定をされますので、今後も関係機関と連携する中で、対応につきまして、協議検討をしまいたいと、そのように考えております。

いろいろなケースがあると思いますので、これからも協議を進めていきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） そこでですが、あと、消防団とか警察とか、無線があるかと思いません。業務無線というのがあろうかと思いますが、非常に、例えば小筑紫なんかであれば、大月町のほうには渡れなくなるだろうし、沈みますから、予定としてはね。本当に離れ小島になる場所が各地で起こってくると思います。

そういったときに、提案なんですけど、ソーラーパネルとバッテリー蓄電による非常用電源、これはもうよく街灯でついていますね。あれ一つ、ほんの小さいのを聞きましたら、一つ50万円ですよとか、70万円ですよと、こういう金額設定になっています。

ただし、電気の能力からすれば、5万円もあれば、大体同じものができてしまいます。ということで、これはアマチュアレベルの話ですけども、ぜひ市の防災企画として、定期的にワークショップを開くということで、こんなものを、市民が欲しい方が一緒につくりませんかという企画があれば、照明はずっと、24時間つけっ放しという状態がつくれます。LED電球2個ぐらいなんか十分いけます。

それにアマチュア無線という、ちょっと趣味的な領域になりますが、アマチュア無線、今、とる若い者がいなくなって、老人クラブ状態になっていますが、非常におもしろいものでもあります。

これは、電波の状況によって、特定の個人を

狙うということは難しいこともありますが、ただし、海外にまで届くということもありますし、東京、九州って、こんなのは平気で届く、電波の帯域によって。

こういうものが宿毛市内で、例えばこれから10人、アマチュア無線を始めたいという者がいれば、バッテリー電源と、車でも当然いいですよ、アマチュア無線で交信が始まるわけですね。

これは、福島の大震災のときに、アマチュア無線家が救済したという事例がかなり出てきています。

県外に、あるいは遠く離れた九州の方に電波が飛んでいって、そこから中央部に指令がいった、こういう状況が生まれてくるはずなんです。ですから、ある意味では楽しみながら、市の防災企画として、定期的にワークショップを開いて、蓄電式ソーラー電源の製作や、アマチュア無線局開設の支援、そのほかまきストーブや簡易トイレをつくることとか、そういうのを各課いろいろ工夫しながら進めていくというのは、私はおもしろいのではないかと考えています。

アマチュア無線というのは、例えばことしは何回、1回高知でやって、次の半年後には徳島でやって、こういうような無線の免許の講習の受け方になりますから、非常に初めから目指してないととりにくいんですね。

ただし、20名ぐらいそろえば、講師が来てくれますよというのを、かつて相談したことがあります。中学校でクラブでも、つくってみようかなと思って、そういう人数が集まればということで、確認をとったことがあります。

こういう支援というか、企画してそれに乗ってくる方々がいれば開設できる、というような形をとれば、アマチュア無線が宿毛市の中から広がって、週に1回ぐらい、何時から何時まで交信しようかと、そういう感じのことが起こり

始めれば、非常時に、宿毛市の中の離れたいろんな地域で情報交換が始まっている。

実際に被災に遭ったときに、そこが地域の拠点にかわっていくという可能性が、私はあると考えています。

こういう話ですが、この案というか、そういう方法を検討していくということ、いかがでしょうかということでも聞きたいと思います。

お願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

大規模災害における通信手段や、電源の確保につきましては、本市でも重要な課題と認識をしております。先ほど答弁しました各避難所の直接公衆電話の設置のほか、電源確保につきましては、市内54カ所の津波避難場所に発電機を設置し、避難所への設置についても、順次進めているところでございます。

また、少し議員のほうからも御紹介ございましたが、一部のソーラー避難誘導灯は、電源として利用できるものを導入し、取り組んでいるところでございます。

しかし、議員も言われますよう、行政だけでなく、地域の力を活用することも重要でありますので、宿毛市におきましても、自主防災会や学校の主催によりまして、ダンボールトイレや新聞紙スリッパ、サバイバルキャンプなどを実施しているところでございます。

市民の防災の取り組みが広がることにつきましては、非常に大切なことでございますので、これからも進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 以上、雑多なことを言いましたけれども、ある意味では、これが動き

始めれば、市民的な活動として、市民が自分で走り始めると、非常に大きな力が起こってくる可能性がありますので、その火つけ役として、市が関与していただくというのは、非常に大事なことではないかと思えますから、ぜひ前向きに検討していただきたい。

以上で、今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時40分 再開

○副議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 10番、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、平成30年7月豪雨について、お伺いをいたしたいと思えます。

平成30年7月豪雨が発生をいたしまして、約1年5カ月が経過をいたしました。いろいろな場所で復旧が進んでいると感じられる場所、まだまだ復旧が進んでいないと感じられる場所があります。

平成31年2月末日現在で、復旧の進捗率は約32%でありました。現時点で公共土木施設、農地農業用施設、林業施設の復旧についての進捗状況をお伺いいたしたいと思えます。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 岡崎議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

平成30年7月豪雨や、台風災害の復旧状況について、お答えをさせていただきます。

まず、災害復旧事業の応急工事を含めた全体の件数及び金額は、河川や市道の公共土木施設は145件、約24億8,000万円。農地農

業用施設で37件、約3億9,000万円。そして、林業施設で3件、約2,000万円、合計185件の約28億9,000万円となっております。

これまで、発災直後より応急工事として河川に埋塞した土砂の撤去や、道路の崩土撤去等を行い、本格的な復旧に向けた工事は、本年1月下旬より緊急度の高い箇所から、順次発注を進め、12月10日現在、公共土木施設は77件が完成し、35件が施工中、農地農業用施設は29件が完成し、4件が施工中。林業用施設は、3件とも完成しておりまして、未発注は公共土木施設が33件、約7億2,000万円、農地農業用施設は4件、約930万円となっております。

なお、施工中を含めた進捗率は、件数ベースでございますが、こちらで約80%となっております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今、市のホームページで入札の結果をみますと、入札不調の件数が多いように思われます。理由としては、工事件数が多い、または建設業者が一時期に比べて少なくなったためではないかと、素人考えで思うわけではございますが、同じ工事で入札不調が複数回もあると、工事を早くしてほしいと願って待っている方々もいらっしゃるかと思います。

市として、入札不調に対して、どのような対策をしているのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市の入札におきましては、夏ごろより不調が目立ち始めまして、現在では入札の7から8割で不調が発生している、そういった状況でございます。

不調の原因といたしましては、議員御指摘のとおり、市内業者の数に対し、高知県幡多土木事務所宿毛事務所を含めた全体の工事件数が多いことや、建設業界の技術者及び作業員の人手不足が挙げられます。

宿毛市としては、7月から宿毛地区建設協会と協議を重ねまして、標準工期に余裕期間を60日程度加算設定することにより、柔軟な工期の設定を通じて、受注者が建設資材や建設労働者等が確保できるよう、宿毛市余裕期間設定工事に関する事務取扱要領を制定したほか、市内業者での指名競争入札で不調が続いた工事につきましては、市外業者を対象とした制限つき一般競争入札ができるよう、「制限付き一般競争入札の施行に関する要領」を制定をいたしたところでございます。

また、受注額が高い現場や、多数の建設工事を同時に受注し、円滑な資金運用に苦慮している業者に対しまして、工事請負代金債権を担保として融資を受けることができるよう、「宿毛市が発注する建設工事の債権譲渡の承諾に関する取扱要領」を制定したところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。
○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

先ほど、12月10日現在で復旧の進捗率は80%とお聞きをいたしました。また、先ほど入札不調対策についても、市側の見解として、答弁をいただきました。

現在、まだ約20%の工事が発注をされてない現状でございますので、今後の復旧の見通しについてをお伺いいたしたいと思っております。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、施工中の現場の早期完成を図るとともに、公共土木施設と農地農業用施設を合わせて

37件、約7億3,000万円の工事を発注する必要があります。

今後、宿毛市の災害復旧工事以外の工事があることや、高知県幡多土木事務所宿毛事務所も、事業費の大きい工事発注が多数見込まれるため、不調不落が続くことも考えられますが、先ほど述べました余裕工期の設定や、制限つき一般競争入札の実施を、適宜検討しながら、早期の発注に努めまして、早期復旧を目指してまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いをしたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。
○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

一日も早い復旧を願っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、地域おこし協力隊について、質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊の趣旨として、人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、地域力の維持、強化を図るためには、担い手となる人材の確保は、特に重要な課題となっております。

一方、生活の質や豊かさへの思考の高まりを背景として、豊かな自然環境や、歴史、文化などに恵まれた地域で生活することや、地域社会へ貢献することについて、いわゆる団塊世代のみならず、若年層を含め、都市住民のニーズが高まっていることが指摘されるようになっております。

人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化にも資する取り組みであり、有効な方策と考えられます。

この制度は、2009年度から総務省によって制度化され、2018年度には、全国1,0

61の自治体で5,359名の隊員が活動をされており。

そこで質問をいたします。

現在、本市では何名の地域おこし協力隊がどのような分野で活動されているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化などの進行が著しい本市におきまして、地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持、活性化及びその定住、定着を図ることを目的とした制度でございます。

現在、本市におきましては、8名の地域おこし協力隊の方に、それぞれの分野で活動をしていただいているところでございます。

活動の内容といたしましては、沖の島地区では集落活動センターの運営に関する活動や、集落の維持、活性化に係る活動に1名、同じく沖の島地区での看護業務や地域の健康増進に取り組む活動に1名。そして、スポーツによるまちづくりを推進するため、合宿誘致や施設等の情報発信にかかわる活動に1名、自伐型林業の実践と普及に取り組む活動に5名となっております。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今現在、宿毛市においては、8名の地域おこし協力隊の皆様が、それぞれの分野で、それぞれの地域で活動をされていることを、今、お聞きをいたしました。

それでは、現在までに何名の地域おこし協力隊が本市で活動されたのかをお伺いしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市におきましては、現在、活動していただいている隊員8名を含め、これまでに13名の方々に、地域おこし協力隊として活動をしていただいております。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

総務省が平成29年9月22日に地域おこし協力隊の定住状況など、調査に係る調査結果を発表をしております。

その中で、平成29年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊の定住状況について、546自治体で地域おこし協力隊員の累計は2,230名、約4割が女性で、約7割が20代、30代でした。

任期終了後の隊員の動向として、約6割の隊員が同じ地域に定住しているとの調査結果が報告をされております。

そこで、現在、地域おこし協力隊の任期終了した後、本市に定住している方はいらっしゃいますか。また、どのような仕事をされているのでしょうか。

また、地域おこし協力隊の方で、任期終了後に本市に定住されなかった方の理由がわかれば、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地域おこし協力隊任期終了後の定住についての御質問でございますが、これまでに任期を終えた地域おこし協力隊5名のうち、3名の方がそれぞれ起業、就業等をされ、本市に定住していただいているところでございます。

仕事の状況等につきましては、地元の方と結婚された方や、活動しておられました地域で、現在、集落支援員として、地域行事や有害鳥獣対策、そして見守りサービスなど、引き続き地

域の支援活動に携わっていただいている方もおられます。

また、もう一人の方につきましては、個人事業主として、市内で起業をされているところがございます。

なお、任期終了後に定住されなかった方の理由につきましては、身内の介護のため、やむなく帰られた方や、従前の住居地へ、住居を構えつつ、現在も本市と行き来をし、交流を続けている、そういった方もおられます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 本市においても、5名の任期終了された方が3名、今、宿毛市において定住をされているということでございますので、全国平均の約6割の方が、この宿毛市に定住されていることがわかりました。

そこで、再質問をいたします。

任期終了後の相談体制は、どのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地域おこし協力隊任期終了後の相談体制についてでございますが、多くの隊員の場合、なれない地域において活動しているため、活動任期中におきましては、隊員それぞれが悩みを抱えてしまうことも予想されます。

そのため、日常的に隊員が抱える悩みに気軽に相談できる人間関係の構築が重要であると考えておりまして、所属する担当課などを初め、相談体制づくりに積極的に取り組んでいるところでございます。

任期終了後につきましても、任期中にこういった形で構築したサポート体制を継続させ、相談していただきやすい環境づくりに努めている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今、担当課を含めてサポート体制については、きちんとできていることをお伺いをいたしました。

次に、任期終了後の起業、定住、定着に向けた支援体制はどのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

任期終了後の支援体制につきましては、活動中より、それぞれの隊員に任期終了後のビジョンについての意向を、定期的に確認するとともに、県などが開催しております起業や、事業化に向けた研修会などにも、積極的に参加する機会を充実させるなど、任期中から、それぞれの活動におけるサポート体制の構築に取り組んでいるところでございます。

また、任期終了後の地域おこし協力隊の起業を支援するため、起業支援補助金を創設するなど、任期終了後も本市に定住していただくため、さまざまな支援体制づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 任期終了後の起業、定住、定着に向けた支援体制は、宿毛市においてきちんとしているということでございますので、了解をいたしました。

現在、宿毛市において、8名の地域おこし協力隊の皆様が活動されていますが、今後、どのような人材を求めているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地域おこし協力隊の制度につきましては、それぞれの知識やスキル、ノウハウを生かしながら、地域の維持、活性化に向け、取り組んでい

ただき、最終的には、地域内に定住、定着していただくことが目的となっております。

現状といたしましては、地域農業の実践と、プロモーション事業や、自伐型林業の推進及び実践など、各分野において、地域活性化につながるさまざまな取り組みを実践していただける人材を募集しております。

本市といたしましても、新たな視点、発想により、本市の地域資源等の魅力を再発見していただき、地域力の向上、評価に積極的に取り組んでいただけるような、そして私たちと一緒に頑張って本市を盛り上げていただけるような方に、ぜひ来ていただきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） わかりました。現在、本市における地域おこし協力隊の方々が、どのような活動をしているのかを含めて、活動報告会等をしてはどうかと提案をいたしますが、その点についてお伺いをいたします。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、地域おこし協力隊の方々の活動につきましては、宿毛市地域おこし協力隊のフェイスブック等におきまして、日々の活動内容や、地域の情報について発信させていただいており、活動報告会といった形式では、現在、開催はしていない状況でございます。

しかしながら、地域おこし協力隊が地域の中で活動を行っていくためには、地域の皆様を初め、広く地域おこし協力隊の制度や、どんな隊員が、地域でどんな活動をしているのかを知っていただくことは、地域おこし協力隊の活動や地域の活性化のためにも、有効であると認識をしておりますので、御提案いただきました活動報告会の開催につきましては、ほかの市町村の

事例も調べさせていただき、地域おこし協力隊員とも協議を行う中で、今後、ぜひ検討をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 報告会については、検討していただけるということでございますので、十分、各市町村の活動報告について、勉強していただいて、活動報告をするほうがいいのか、しないでもいいのか、検討していただきたいと思います。

次に、2期目を迎えた市長の政治姿勢について、質問をいたしたいと思います。

(1)で、今後4年間の具体的な政策、方針についてということでございますけれども、この1つ目の質問に対しましては、午前中、三木議員のほうから質問がございました。重複をいたしますし、内容についても、十分わかりましたので、割愛をいたしたいと思います。

それでは、私のほうは、(2)の4年間で必ず実施したい施策についてをお伺いをいたします。

市長は、高知新聞の私の訴えの中で、市の最優先課題については、南海トラフ地震対策に加え、近年、頻発している豪雨災害などへの防災対策や、人口減少を抑制するための子育て支援、教育振興、産業振興などが喫緊の課題と考えている。

これまで培ってきた人脈を生かし、国、県としっかりと連携した取り組みを進めていく。

当選後に実行する公約3つについては、庁舎や保育園、給食センターなど、公共施設の高台移転を進め、災害に強いまちづくり、高齢者が集える拠点整備など、健康長寿社会の実現、幼児への英語教育の充実や部活動への支援など、教育振興と子育て支援を推進すると述べられて

おります。

そこでお伺いをいたしたいと思います。

この4年間で必ず実施する施策についてでございますが、いろいろとしなければならない事業が多くあるかと思っておりますけれども、その中で一つだけ、この任期中に実施する施策について、お伺いをいたしたいと思っております。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

2期目の4年間で、必ず実施したい施策の一つだけと、大変難しい質問でございます。

三木議員の一般質問で答弁いたしました施策につきましては、全て実施しなければならない重要な施策でありまして、その実現に向けて、全力で取り組んでまいらなければならないと、そのように思っているところでございます。

その中でも、特に重要かつ喫緊の政策は、市役所庁舎の完成、そして庁舎移転後のまちづくりを示す都市計画マスタープランなどをしっかりとつくり上げまして、誰もが安心して暮らせる宿毛の将来ビジョンを市民の皆さんに示していくことだと、そのように考えているところでございます。

将来のまちづくりにとって、大きな要素となる市役所新庁舎は、住民説明会やアンケート調査など、多くの議論を経て、高台への移転が決定し、令和4年の完成に向けて、現在、高台造成工事等が進んでいるところでございます。

この庁舎の建設を順調に進めることはもちろんのこと、同じく高台へ移転する統合保育園などの、公共施設を含めた災害に強いまちづくりを進めなければなりません。

庁舎等公共施設の高台移転や、高規格道路の開設、開通などによりまして、宿毛のまちの形が大きく変わる中、今後の既存市街地の活性化案も含めた、宿毛市のまちづくりのグランドデ

ザインをしっかりと描き、誰もが住みよく、若者が夢を、そして高齢者が生きがいを持てる、そういったまちづくりに全身全霊をかけて、取り組んでまいります。

そういった形の中で、一つだけというのは非常に厳しいところではあります。今言ったような形で、まずしっかりと取り組みをしていかなければならないことを、少し述べさせていただきました。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 大変難しい、一つだけというのは、いろいろ今、問題が山積している中で、実施している事業等々ございますので、今、進んでいる事業を前進させるためにも、一步一步、頑張って4年間していただきたい、そのように思っております。

次に、副市長に対して、質問をいたしたいと思っております。

副市長は、市長と違い、市政について自由なものが言える立場にないことは、重々承知をしておりますが、任期満了が間近になった時期でもありますので、この4年間で振り返って、率直な感想をお話しいたしますよう、お願いをいたしたいと思っております。

初めに、副市長の職務をどのようなものと考えているのか、お示しいたきたいと思っております。

○副議長（川村三千代君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 副市長、10番、岡崎議員の一般質問にお答えをいたします。

副市長の職務をどのように考えているかとの御質問でございます。副市長の職務につきましては、地方自治法第167条に規定をされており、その内容を読み上げますと、「副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の内任

する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長のサービスを代理する。」となっております。

要は、市長の補佐役であり、政策ブレーンであり、そして職員の監督役であり、場合によっては市長の代役を務めるのが、副市長の仕事であると考えております。

以上、副市長の職務についての答弁とさせていただきます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、副市長の答弁の中で、副市長の仕事の一つは市長の補佐役、または政策ブレーンということでございましたが、この4年間、中平市長のもとで仕事をしてきた率直な感想をお答えください。

○副議長（川村三千代君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 岡崎議員の再質問にお答えします。

中平市長のもとで仕事をした率直な感想についてという御質問でございます。

中平市長は4年前、47歳の若さで市長の職に就かれました。そして、若い市長らしく、スピード感をもって、目の前の課題解決に積極果敢に取り組んでいかれました。

市長の市政運営につきましては、一部から拙速過ぎるとの批判があり、真摯に受けとめなければならないことと考えております。が、その一方で、停滞していた市政を打破し、前に進める推進力こそ、この若い市長に求められた資質だったのではないかとの思いも持っております。

庁舎移転もPFIの導入も、災害に強いまちづくりや財政負担の軽減、よりよい教育環境づくりのために決断されたものであり、目の前の課題から決して逃げることなく、市民のために必要であれば、断固として実行する覚悟を持った市長だと思っております。

この4年間は、市政が大きく変動した時期で

あり、大変なこともありましたけれども、実にやりがいのある4年間だったと考えております。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 次に、副市長の仕事の一つは、職員の監督役ということでございますが、職員に対しては、市民から厳しい声も聞こえてきております。

このことについての、率直な感想をお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（川村三千代君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 再質問にお答えをいたします。

職員の仕事ぶりについては、市民から厳しい御意見があり、まだまだ市民の御期待に応えられていない点があることは、十分に承知しております。

このことにつきましては、ひとえに職員の監督役たる自分に大きな責任があり、深く反省しなければならないと考えております。

どうすれば市民に好感をもたれる接遇が定着するのか、また、前例にとられない効率的な事務執行ができるようになるのか。特定の職員やセクションに仕事が偏ることなく、必要があれば、係や課の垣根を越えて、相互に連携する体制がとれるようになるのかなど、私なりに日々模索する中で、業務に取り組んでまいりましたが、確たる答えにたどり着くことができず、自分の非力さを思い知らされる4年間でありました。

ただ、身びいきと言われるかもしれませんが、個々の職員を見れば、非常に優秀で、高い意欲を持った者が多く、私が監督するところか、むしろ支えてもらうが多かったと考えております。

至らない点について、批判を受けるのは当然でございますけれども、職員によい点があれば

御評価もいただき、おほめの言葉をいただきますようお願いして、答弁いたします。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど副市長からお話がありました。

職員に対しては、その都度その都度、よい点があれば、副市長じきじきにほめるとか、そういうことも大切ではないかと。悪いことがあったら、悪いと言っていた方がいいと思うので、よろしく願いいたします。

次に、今任期中、多くの事業にかかわったと思われませんが、特に印象に残った仕事があれば、お示しいただきたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 再質問にお答えします。

任期中、特に印象に残った仕事は何かという御質問でございます。

今任期中に携わった事業は、庁舎移転や宿毛小中学校改築、7月豪雨災害への対応など、多数ございますけれども、中でも林邸の改修は、個人的に強い思い出がある事業でございます。

これは、幕末維新博の補助金を受けて実施したものでありますが、補助金を受けるための事業期間に制限がある中、近隣移転交渉やコンセプトづくり、設計改修工事、寄附金の募集、カフェ運営者の選定など、さまざまな課題に対し、関係各課の職員が知恵を絞り、汗をかく中で、一丸となって取り組んだ結果、何とか期間内に完了にこぎつけることができました。

工事が進行する中、崩れかけた古い屋敷が、宿毛の新しいシンボルとして生まれ変わっていく姿を眺めることは、宿毛の街区で生まれ育った人間として、この上ない喜びだったことを思い出します。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 次に、議会との調整も、副市長としての大事な役割ではなかったかと考えておりますが、副市長として、元議会事務局長として、議会に対して何か思いがあれば、お示しいただきたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 再質問にお答えします。

議会に対する思いということでございますけれども、その前に、先日御逝去された山岡議員に対し、この場をおかりして心から哀悼の意を表します。

山岡議員におかれましては、生前、私に対しましても、お気軽にお声をかけていただき、何かと気にかけていただいておりますこと、本当に感謝をいたしております。

高い見識とユーモアのセンス、そして何より温かい人柄をお持ちの、すばらしい議員を亡くしたことが残念でならず、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、答弁いたします。

議会に対する思いということでございますけれども、まず初めに、議員各位に対しましては、この4年間、私の配慮が足らず、大変御迷惑をおかけしたことを、この場をおかりしておわび申し上げます。

御質問議員からは、時折、ミスター議会軽視とまで言われることもありましたが、これは私が議会事務局長当時の、ある尊敬する職員につけたあだ名でしたけれども、まさか私のほうが、そういう言われ方をするとは思いませんでした。

さて、今さら言うまでもなく、地方自治の基本は、議会と執行部を車の両輪として、双方の抑制、均衡の中で運営される二元代表制であります。

その意味で、議会において、質の高い、生産的な議論がなされることが執行部のレベルアップにもつながり、ひいては市民福祉の向上につながるものと考えております。

去る9月定例会で、御質問議員を委員長とする議会改革調査特別委員会が設置されましたが、副市長として、また前回同じ名称の特別委員会が設置されたときの元議会事務局長として、今回の特別委員会がすばらしい成果をもたらすことを期待して、私の答弁とさせていただきます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 私が副市長に議会軽視と言ったのは、愛情を持つての議会軽視でございますので、その点、十分、配慮のほうお願いいたします。

最後にこの点、1点だけお伺いをいたします。

4年間を振り返ってみて、自分に点数をつけるとするならば、何点だと思いますか。素直な採点をお願いいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 再質問にお答えします。

素直に点をつければ、40点か50点くらいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 最後に失礼な質問をしまして、大変申しわけございません。

私は、4年間、副市長の仕事ぶりを見ていて、それは大変、市長の補佐役として十二分に活躍をされたのではないかと思っておりますので、私自身は及第点以上の点をあげたいな、そのように思っております。

以上で一般質問を終了させていただきます。

○副議長（川村三千代君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時18分 延会

令和元年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和元年12月17日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	和田 克哉 君
長寿政策課長	桑原 一 君
環境課長	岡本 武 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川島 義之 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	平井 建一 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	中山 佳久 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	楠 目 健一 君
学校給食 センター所長	山 戸 達朗 君
農業委員会 事務局長	岩 田 明仁 君
選挙管理委員会 委員長	土 居 利充 君
選挙管理委員会 事務局長	児 島 厚臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） おはようございます。早速ですが、質問に入らせていただきます。

会計年度任用職員について、臨時職員のことなんです。

私、今までずっと臨時職員の処遇改善について、沖本市長のときから、いろいろ御提案申し上げたり、お尋ねしてきたわけなんですけれども、実はその当時、本当に困ってたんです。

臨時職員の処遇の問題について、何を根拠に進めていったらいいのか。言うならば、闇夜に羅針盤も持たないで、広い海を船で行っているようなもので、どうもこの部分がおかしいんじゃないかと言いながら、基準がわからないんです。隣の船に比べたら、うちの船はどうだと。

それは例えて、今、言ったんですけれども。土佐清水市とか、あるいは四万十市に比べて、というような形の追求しかできなかった。

市長はそれに応えて、いろいろやってはくれたんですけれども。

ところが今回、この条例案が出されて、宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例と、この条例案が出されて、私はこれ、いい羅針盤ができた。これをもとに、これからは臨時職員とされてきた人たちの処遇について考えていける。

私自身は、非常に有力な羅針盤ができた。ここに盛られていることから、どれだけ離れているか、どれだけ狂っているかによって、いろんなことが、是正を求めたり、あるいは改善を求めたりすることができるかということで、非

常に楽しみにしているわけなんですけれども。

大体、この臨時職員というのが、官製のワーキングプアと、ずっと今まで言われてきました。そうした中で、今、私が言いましたように、会計年度任用職員という制度が始まるわけなんです。聞きなれない内容で、その背景や趣旨について、市長はどのように把握されているのか。

従来との大きな変更点は何かということで、確認のためにお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

全国の自治体における臨時的任用職員や、非常勤職員について、本来の趣旨に沿わない運用が見られることから、適正な任用を確保する目的で、地方公務員法、及び地方自治法の改正が行われたところでございます。

内容につきましては、通常の事務職員などを非常勤の特別職として任用している実態があるため、特別職の定義を厳格化すること、また、臨時的任用職員は、緊急の場合などに任用する制度ですが、法の趣旨とは異なる実態が見られるため、任用の要件を厳格化し、常時勤務を要する職員に欠員を生じた場合においてのみ、任用を行うこととなりました。

新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことで、これ先ほど議員おっしゃった制度ですが、これが創設されたことで、これまでの臨時的任用職員や、非常勤制度の運用を抜本的に見直し、会計年度任用職員制度へ移行することとなります。

会計年度任用職員の給与に関しては、職務給の原則、均衡の原則などに基づき、職務の内容や責任の程度、地域の実情等も踏まえ、決定することとされ、期末手当等の支給も可能となり

ます。

少し列記してお話をしたのでわかりにくかったかもしれませんが、そういった内容となっているというふうに承知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 市長今言われたように、非常にわかりにくい。何のことやら、こんなことを聞いても、一体どうなるんだという気がしている。何でこんなややこしいことを言わないかんのか。

ひょっとして、私が今言った羅針盤だというのを、骨抜きにするためではないかと、ちょっと心配しているんですけれども。

同一労働同一賃金ということが長いこといわれてきました。臨時職員の処遇を、同じような仕事をしてながらも、正規の職員と大違いじゃないかということで、同一労働同一賃金ということを視野に入れた形で、話が進められる中で、私は、会計年度任用職員制度というのが始まったと、そういうふうに認識しているものですから、何かそういうことで、今、市長が答弁されたようなことを聞くと、けむに巻かれたような感じがするんですけれども。

私が言ったことの内容については、これから確認していきたいと思えます。

まずは、現行の事業の執行体制ですね。会計年度に移行する前の、現在の状態なんですけれども。

現時点での職員の種類別について、いろんな職種、種類といいますか、分類、再任用の方とか特別職の方とか、いろいろあると思うんですけれども、この分類について、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

答弁のほう、できるだけわかりやすく答弁をさせていただきたいと思えます。

宿毛市の職員といたしましては、常勤職員、そして再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員、非常勤の特別職の任用の形態があるところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） いろんな方が働いておられるということですが、その中で、特別職の方、1日、2日とか、あるいは限られた、非常に短い時間とかいう方もおられると思うんですけれども、そういうのではなくて、あるいは単発であつたりとかいうのではなくて、市の全体に占める臨時職員と言われる方々の数と、そのパーセンテージといいますか、比率、全国では3分の1が臨時職員だとかとって言われるような、そんな大きな数字が出ているんですけれども、宿毛市の場合は、どれくらい的人数とか、何%ぐらいの比率で、臨時の方が働いておられるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

令和元年12月1日現在の数字でございますが、臨時的任用職員的人数は70人で、比率といたしましては18.8%となっているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 宿毛市は、ほかに比べて非常に少ないということだろうと思うのです。それだけ正規の職員で対応されておられるということだろうと思うんですけれども、現行の非正規の、いわゆる臨時職員の、どの範囲までが会計年度任用職員となるのか。

先ほど言われました特別職とか、いろいろあ

るわけなんですけれども、どれくらいの範囲までが会計年度任用職員ということになるのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

会計年度任用職員に移行をする職員といたしましては、臨時的任用職員及び非常勤の特別職の一部の職員が移行することとなります。

例を少し挙げさせていただきますと、現在、臨時的任用職員として、任用している一般事務の職員や、保育所職員、また家庭相談員などの非常勤の特別職が、会計年度任用職員へ移行することとなります。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 今の御答弁に対する再質問になりますけれども。

現在、保育園の調理師さんの方で、再任用で働かれている方がおられるんですけれども、こういう方はどのような扱いになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

市の職員として、長年にわたって働いていたいて、その後、再任用になられた職員についてでございます。

公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢が、段階的に引き上げられることに対応いたしまして、60歳定年後も、継続勤務できる任用制度となっております。

そして、任用の内容が、臨時的任用職員とは異なりますので、会計年度任用職員制度が導入されましても、特段の変更はなく、再任用職員としての任用となります。

以上、今までと変わらない、そういった任用となるということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 大体の、現在から、こんなふうに変っていくのだよというのをお尋ねしました。

これからは、会計年度任用職員制度そのものについて、お尋ねしたいと思います。

この新制度によりますと、フルタイム任用職員というのと、パートタイム任用職員と、2種類があるんです。

その中で、フルタイムとパートタイムという、聞くと、そうだろうなというイメージがつかめるんですけれども、具体的に、フルタイム任用職員の基準勤務時間数は何時間を想定しているのか。また、パートタイムの場合、フルタイムとはどれだけの差を想定しているのか。例えば、15分の違いで、これはパートタイムだというようなことになってしまうと、非常に変なことになりはしないかと思うので、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

フルタイム会計年度任用職員の基準勤務時間数につきましては、常勤職員と同様の、週38時間45分となります。また、パートタイム会計年度任用職員については、従事する業務内容により変わってきますが、例えば週31時間勤務などが想定をされます。

しかしながら、先ほど議員おっしゃったように、15分程度で変わるということは、可能性としてはあるという実情でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） このフルタイムとパートタイムということで、給与とか処遇の面でかなりの違いが出てくる部分があるんですけれども、条件面での大きな相違が考えられる。

その中で、これは職種による振り分けという
か、現在、働いておられる方が、自分がパート
タイムになるのか、フルタイムになるのかで、
非常に心配されるところだろうと思うんですね。

どのような方が、どうフルタイムとし、ある
いはパートタイムとするのかということについ
て、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

パートタイムとフルタイムの判断につきまし
ては、業務内容や業務量を精査した上で、個別
に判断していくこととなりますので、職種によ
る振り分けは行わないというところでございま
す。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） そのパートタイムの方
の処遇の問題なんですけれども、議案第10号
の第18条に定めます、今回出されている基準
月額、そのパートタイムの方々の給与の月額は、
フルタイムの職員と同じ、別表1といわれる給
料表に記載された額が、時間数の違いによっ
ては差がつくんですけども、ベースは、フルタイ
ムも一緒なんだと、そういうふうに読めるん
ですが、その解釈でよろしいでしょうか、お尋
ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

そういった解釈でよろしいかと思えます。

パートタイム会計年度任用職員の基準月額は、
フルタイムの職員と同じ、別表第1を使用いた
すところでございます。

その別表第1に記載された基準月額から、勤
務時間の割合によりまして、減額した金額を支
給することとなります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） これまで、職場で正規
職員と同等、あるいは大差のない業務を行っ
ていた職種でも、わずかな勤務時間の差をつけて
パートタイムとすれば、一種、財源の圧縮が図
れることになる反面、雇用される側は不利益を
強いられることになりはしないかと、そういう
可能性がある、上に、不足する時間分の、正規
職員へのしわ寄せやサービスの低下が懸念され
ることになりはしないかと、そんなことを心配
するわけです。

その点、市長はどのような考えでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

パートタイムとフルタイムの判断につきまし
ては、先ほどもお答えしましたが、業務内容や
残務量を精査した上で、個別に判断をしていく
こととなります。

必要性を十分精査をした上で、勤務時間を設
定しますので、議員が御心配、懸念されてお
りますような正規職員へのしわ寄せや、サービ
スの低下については、影響がないものというふう
に考えておりますし、またそういったことが起
こらないように、しっかりとしていきたいとい
うふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） この会計年度任用職員
の件は、今回、提出されている議案の第11号
にも関係してくるんですけども。

議案の第11号に定める特別職、英語指導助
手、会計年度任用企業職員以外の職員、つまり
臨時的任用職員、または非常勤職員と任期付職
員の処遇、特に給与の基準については、これは
どうなっていくのかというのが気になるんです。

つまり、会計年度任用職員でない方が、今言

いましたように臨時的任用職員、あるいは非常勤職員と、任期付職員の処遇ですね。こういう方の給与とか、基準は一体どうなっていくのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

会計年度任用職員制度の導入によりまして、非常勤の特別職や、任期付職員の給与が変更となることはございません。

また、これまで臨時的任用職員として任用されてきた職員につきましては、任用の要件を厳格化することで、会計年度任用職員へ移行しますが、臨時的任用職員の制度自体は今後に残りますので、会計年度任用職員と同様の基準を設定する予定となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 非常勤の特別職や、そういう任期付職員以外の職員については、会計年度任用職員と同様の基準で対処。その点、また後でお尋ねしますので、了解しました。

基本的には、市の一般的な業務に従事する者は、会計年度任用職員と同様の基準ということで、了解しました。

これからフルタイムの任用職員の給料・手当についてお尋ねしたいと思います。

というのは、パートタイムのほうも扱いたいですけれども、時間的なものとか、煩雑になり過ぎますので、先ほどもお伺いしたように、フルタイム任用職員の基準というのが、パートタイムにも適用される部分があるということなので、まずフルタイムの任用職員の給料・手当に絞ってお尋ねしたいと思います。

この議案書に出てきますけれども、別表で、行政職給料表とある、この表ですけれども、これには、1級、2級とあって、号給がずっとあ

るわけですね。これが職員の給料の基準になるということなんですけれども、1級と2級の違いについて、具体的にはどのようになるのか。

例えば、1級の場合は、1号で14万6,100円、2級だったら、1号でも19万5,500円という、大きな差がある。これは、どういう基準でなるのか。

例えば、保育士や調理師、看護師や保健師など、資格を有する職種の人もいるわけなんですけれども、こういう方たちはどういう扱いになるのかも含めて、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

どの職種におきましても、原則1級での任用としているところでございまして、現時点では2級での任用の想定はございませんが、今後、相当な知識や経験が必要となる職種を任用する際には、2級の任用もあろうかと、そのように考えているところでございます。

また、1級、2級の細かい話につきましては、担当課のほうから説明をさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、山戸議員の質問にお答えします。

先ほど市長から御説明申し上げましたように、基本的には、1級、2級の給料表を設けておりますが、原則1級の給料表の適用というふうに、運用を考えております。2級の場合については、先ほど御説明申し上げましたように、相当な知識や経験ということで、例えばドクターであるとか、そういった専門性の高い方を雇用する場合の想定をしております、一般的には、そういう運用は想定外であろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） どうも、総務課長、ありがとうございます。

議案質疑であったら、直接というあれもあるんですけども、市長の口から、私が冒頭言いましたように、羅針盤になる、大事な条例でございますので、市長の直接のお言葉をお聞きしたいということでお願いしているわけです。

中平市長になってから、臨時職員、特に保育園の臨時職員の給与に、経験年数を反映している。ちょっと差をつけていただくという形がとられました。

それから、任用された方を、この給料表に従って考えていかれるんだろうと思うんです。

それで、経験年数の給与への反映というのはどんなふうに考えておられるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

経験年数の反映につきましては、本市における同一職種の経験を、初任給基準に加算する予定としております。

また、資格を必要とする職種につきましては、本市以外での同一職種の経験についても加算する予定としておりまして、そういった形の中で、経験というものはしっかりと盛り込んでいきたい、そのように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 臨時職員の方々は、何年勤めても昇給しないという、そういう部分があって、1年契約だから、また1から振り出しみたいな感じできたわけなんですけれども、この経験年数の反映に続いて、今度は昇給の規定なんです。

正規の職員の昇給規定は、原則どうなってい

るのか。また、この会計年度任用職員も、雇用更新が継続した場合には、どういうふうになるのか。正規の職員と同様の昇給がなされるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

常勤職員の昇給につきましては、通常であれば、年に4号給の昇給となっております、会計年度任用職員につきましても、同様の昇給を想定をしているところでございます。同様にということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 会計年度任用職員についても、同様に昇給するということでした。

この行政職給料表、別表1というのを見ると、この1級でも最高93号、物すごい数ですね、93号まであるんですね。

会計年度任用職員の昇給が行われるとすれば、最高到達級は一体幾らぐらいまでいくのだろうか。それだけ、いっぱい上まであるんだけど、途中でとめられるとか、あるいは高くなったら切られるとかいうような、そういうことがありはしないかと、そこら辺の基準についてお尋ねしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

級と号の関係、細かくは、また必要であれば担当課のほうから御説明をさせていただきたいと思いますが、給料につきましては、職種ごとに、初任給等上限を設定することとなりますので、最高号給は職種により異なるところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 年齢の問題なんですけれども。

正規の職員は、定年というのがありますね。会計年度任用職員については、能力に応じて、あるいは資格とかいうようなものに応じて、採用するかしないかを決めていくということなので、定年の対象にはならないんじゃないかと思いますが、その年齢は何歳まで任用できるのか。対象にはならない、定年とか何とかないとしたものなのか、ちょっと確認のためにお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

会計年度任用職員につきましては、常勤職員のように、定年というものがございませんので、年齢による制限はなく、能力の実証を行った上で任用することとなります。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 頭から定年というあれはないということで、了解いたしました。

今度は、いろんな手当の問題になるんですけれども、期末手当の支給基準について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

給与条例の第18条。給与条例で正規の職員に適用になる。

最大、6月に100分の130、それから12月に100分の130という形で記載されているんですけれども、これは、会計年度任用職員にも同じような適用がされるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

期末手当につきましては、常勤職員と同様に、6月、12月に100分の130を乗じた額を支給する予定となっております。

ただし、基準日以前の在籍期間によりまして、

支給割合が設定されており、在籍期間が6カ月であれば10割、5カ月以上6カ月未満であれば8割、3カ月以上5カ月未満であれば6割、3カ月未満であれば3割といった支給となるところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 今回の条例案には、退職手当のことは触れられてないのですけれども、これはまた別の基準が適用されるということなんでしょうかね。

総務省の資料によると、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び退職手当、フルタイムのみについて、適切に支給すべきというふうに、記述が見られるんですけれども、宿毛市の場合、退職手当はどうなるのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

退職手当につきましては、常勤職員の勤務時間以上勤務した月が、引き続いて6カ月を超えるに至った職員について、支給することとしているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） いろんな手当については、これは条例にもありますのでいいとして、それで結構だと思うんですけれども、フルタイム任用職員の各種の保険ですね。健康保険、年金保険とか、労災、それから雇用保険といった種類。こういうふうな種類の保険については、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

健康保険の適用につきましては、基本的には、これまでと同様に、社会保険や雇用保険への加入となります。

ただし、常勤職員の勤務時間以上勤務した月

が、引き続いて12カ月を超えるに至った職員で、その後も引き続き同じ勤務時間で任用される職員につきましては、その時点から常勤職員と同様に、共済組合及び地方公務員災害補償へ加入することとなっているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 保険制度については、よくわかりました。

次は、フルタイム任用職員の休暇について、お尋ねしたいと思うんですけれども。

有給休暇にはどのようなものがあるのか。正規の職員の休暇、これは有給休暇とされる分と、病気休暇、特別休暇、介護休暇。介護時間及び組合休暇があると、こういうふうに、ほかの部分、条例の部分で見ているんですけれども、フルタイム任用職員に適応されるものは、一体何が適用されるのか、有給休暇は、一体どういう形で、年間何日となるのか。

また、忌引の場合、取り扱いはどうなるのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

休暇につきましては、非常勤の国家公務員の休暇を基準に、整理する予定としております。

内容としましては、年次休暇、特別休暇の一部、忌引を有給休暇として、想定をしているところでございます。

年次休暇につきましては、労働基準法に定める10日を基準とし、継続勤務期間により、算定される日数を付与する予定としております。

また、忌引につきましては、常勤職員の日数を基準に付与する予定としているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 休暇についてはあれな

んだけれども、念のために、議案第10号の第17条の記述が気になるのです。

これ、休暇の部分なんですけれども、かいつまんで読み上げますと、第17条、「フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは国民の祝日に関する法律（中略）による休日（中略）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。」

これを読むと、国民の休日のところである場合というところで、祝日である場合というところで切れているものですから、引かれるのかという、この部分。そういう読み方ができるように思うんですね。

ちょっとそこはおかしいんじゃないかと思うので、確認のために。これは私の読み方が間違っているんだろうとは思いますが、もしそうなったら、休日のたびに全部引かれるぞということになりますので。あるいは有給で埋めるか、方法がなくなってしまうので、ちょっとおかしいなと思うので、念のために確認したいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） この経緯につきましては、担当課のほうから御説明をさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、山戸議員の質問にお答えします。

条例、規則等の技術的な、独特な表現ということで御説明をさせていただきたいと思います。

議案第10号、宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第17条中の「休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日である場合、有給休暇による場合その他

任命権者が定める場合を除き」という条文の解釈でございますが、その他を用いて語句を結ぶ場合には、その他の直前の語句は並列で接続されていますので、「を除き」は、これら並列で接続されている語句の全てにかかると解されております。

したがいまして、祝日や年末年始の休日については、給料の減額対象から除かれます。

一般職員と一緒に除かれるということで、技術的な表記になりますが、以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） どうもありがとうございます。ありがとうございました。

私の読み方が、素人なもので、そのまま読んだらこうなりはしないかということで、念押しのために、それから引かれることはないんだということで、お尋ねしたわけです。

これで、今は市長から答弁いただいたことを見ますと、これまで不明瞭だった基準が、非常に明白になる。臨時職員としておった時分と、何を基準に処遇の改善を求めたらいいのかというのが、はっきりしてきました、これで。

市の正規職員の処遇との差、ずれ、この部分を、一体どういうことなのかなという形で是正をお願いしたり、あるいは検討をお願いすることが、あるかどうかわかりませんが、こういう羅針盤ができたということで、当初申し上げた話につながっていくわけです。

これ、方向が大分変わってきましたので、このことを、会計年度任用職員の採用によって、これだけ変わるんだということを、どういう形で周知を図っていくのか。

職場のいろんな部署によって、いろんなあれがあるんでしょうけれども、それと同時に、組合だとか、あるいはこれまで臨時職員で来られて、これからは臨時職員になられて、会計年度任用職員として働きたいと思っておられる方々

への周知、情報公開、どういうふうにされるつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

制度の概要につきましては、これまでに係長以上の職員へ向けた勉強会を行っておりますが、今後も関係職員や職員組合へ説明を行った後、移行が予定されている職員へ説明会を開催し、制度の周知を行う予定としているところでございます。

しっかりと周知してまいります。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） よろしく願いいたします。

そうして、この問題の最後の質問になるんですけれども、委託業務に従事しておられる方が結構いらっしゃいます。

例えば、図書館、それから給食センターとか、あるいは児童館も委託という形でやられている。

先ほどの御答弁の中で、会計年度任用職員の基準が、特別職や、特殊なあれを除いた部分には、同様の基準が適用されるという話でしたので、この委託業務をなされている方々も、当然、この会計年度任用職員と同じような基準が適用されてしかるべきではないかと思うんですけれども。

特に、人件費なんかでは、委託業務の大きな比重を占める。この人件費について、どんなふうな反映されるお考えか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、宿毛市が発注しております委託事業につきましては、それぞれの事業内容に応じた積算によりまして、予定価格を算定しており、算定の基礎となる人件費につきましても、事業の内容に応じて、さまざまな積算となっているところでございます。

そのような状況の中、今回の会計年度任用職員の条例改正による変更が、委託料の算定における全ての人件費に反映されるものではありませんが、これまで臨時的任用職員と同様の方法で、人件費の積算を行っていた委託事業につきましては、今回の条例改正に伴い、会計年度任用職員制度に沿った積算方法に見直される、そういうこととなります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） どうかよろしくお願ひします。

一連の答弁をいただいて、輪郭が見えてきました。

中には、賞与が大きくふえますね。1. 3カ月ということで。その分、給与で払っていた分を下げて、余り負担にならないようにしようというような、そういう考え方を疑う記述なんかを見たりもするんですけども、そういうことのないように、現在、支給されている給与水準から下がることのないような、基本給の部分を配慮していただきたいと思います。

そうしないと、相殺されて、賞与は上がったんだけど、差し引きされたら元のもくあみみたいなことになってしまう、それじゃああんまりことじゃないかと思ひます。

それと、今回はあえて財源の問題について、質問してありません。

国のほうからどんな対応が出てくるのか、まだわからない部分もあろうかと思ひますので、財源については質問してありません。

それから、先ほど言いましたように、パートタイムの職員については、質問してありません。このパートタイムの部分で気になる部分があれば、委員会の場でまたお尋ねしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

これで、会計年度任用職員に関する質問は終

わります。

続いて、市庁舎移転先の高台造成事業に関する一連のトラブルについてということで、お尋ねいたします。

私の知る範囲でも、高台造成に関しては、入札のやり直し、それから開発許可の遅延、用地の買収漏れ、それから土を運ぶ搬土計画の遺漏、計画から抜けている。それから、伐採木の処理受入先、これらの調整不足といった形で、一連のトラブルと思われる事柄が、こういうふうに発生しているわけです。

行き当たりばったりというか、仕事を始めて、初めて気がつく。まあずさんきわまりない事業遂行体制。こんなふうには言わざるを得ないんですね。

一体どうなっているんだと。あれだけいろいろな、やり玉にもあげられている、しかし期待の大きい高台造成に関して、こんなことでいいのかという、私は心配でたまりませんが、このことに対する市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

高台造成工事につきましては、昨年度、造成工事に係る修正設計を行い、本年度から本格的に工事を進めていく中で、御質問のような事態が発生をしているところでございます。

まず、御質問にありました入札のやり直しにつきましては、今年の第2回定例会の川田議員の一般質問で答弁してまいりました。

また、用地の買収漏れという点につきましては、昨年度の修正設計に基づき、追加で買収が必要となったものでありますので、御質問のような、未然に防ぐことができたトラブルという認識は持っていないところでございます。

しかしながら、開発許可の遅延や伐採木の受入先の調整、そして本議会にも議案として提案

させていただきました土砂運搬の工事内容の変更に伴う契約変更などにつきましては、直接的に、市に損害を及ぼしたものであることではございませんが、未然に防ぐことが可能なトラブルではなかったかと、反省をしているところでございます。

今回の高台造成工事のように、大型事業を進める中では、さまざまな課題が出てきますが、これらについての予見や、対応策の検討は、経験値によるところが大きく影響をします。

このことから、今回の事業におきましては、コンサルタントへの開発申請の書類作成や、積算チェックなどの業務を委託をし、職員の経験不足を補う体制整備を図ってまいりましたが、結果としてトラブルが発生したことは、大変申しわけなく思っております。

今後は、職員のスキルアップはもとより、関係機関や委託先との連携を円滑に図れるよう、人材育成の面からも、しっかり対応できるよう取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 市長としては、そういうふうに言うしかないんだろうと思うんですけども、ちょっと、今更という印象ですね、これ。

今から、経験値の問題だから、人材育成、こんな話かねと思うんですが。

例えば、経験値の不足を補うためのコンサルタント、一体何して、こんなこと見落としたのか。それから、入札に応じてくれた、業者の方たちも、自分たちが土切って運ばないかのに、入札の時点で気がつかなかったのかね。

本当に、何もかも抜かっとなんじやないかという、これは市の職員だけじゃなくて、何かたるとでしまっているんじゃないかという印象が

あるわけです。

市長、副市长ともに、しっかりと、本当に大事な事業ですから。市長がせっかく意欲的に取り組んでいる、そして軽重を問われるような大きな事業だと思う。本当にふんどしを引き締めて、しっかり頑張ってもらいたいと思います。

それから、今議会で、工事契約の変更増額分という形で、議案第22号に1億2,000万円余りが、土砂の運搬に係る工事費だろうと思うんですけども、出てますが、それから今後、買収予定の農地もありますね。転用許可が出た場合には、用地買収に係る費用、そういうものも必要になってくる。

ただいまの答弁では、現時点では、直接に市に損害を及ぼしたのではないということ、それはそうですね。見落としだから。何かをやっではいけないことをやったとか、そうして修復しなくてはならないとか、余計なことをしなくてはならないとかで、これは当然、やらなくてはならないことを見落とししたわけですから、当然、費用は発生してくる。

次から次へと、こういう形で追加の費用が発生して、総工事費が結果的には当初の予定を大きく超越したものになってしまう、これを一番心配するわけです。

なんだ、最初にあんなこといって、結局、高いものについたやないかという話にもなりかねないんですね。

そこら辺、工事費が増額になって、大きく膨らんでいくような、そういう心配はないかという点でお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

高台造成工事は、当初見込みで10億7,000万円を計上しております。今回の追加費用の発注による変更は、この範囲内での変更とな

りますので、予算増額は伴っておりません。このことをもっていたしまして、直接的に市に損害を及ぼしたというものではないという答弁をさせていただいているところでございます。

工事を進める中では、現場条件に応じてさまざまな変更が生じますので、その都度、設計内容を変更することになります。

この変更内容には、増額になるものや減額になるものがありますので、変更に際しては、工法や単価の比較検討を行い、より経済的な施工となるように、執行管理に努めてまいりたい、そのように考えているところでございまして、議員から御指摘のあった点についても、しっかりとしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 私としては、これ以上、この件については申し上げません。非常に、みんな心配しているんだということを肝に銘じていただきたいと思います。

次に、宿毛小中学校建設のPFI事業についてですが、広報では、来年の1月から、現場の作業にかかるというようなことを書かれておりましたけれども、現在、進捗状況は一体どんなふうになっているのか。

契約は結んだけれども、全然動きがないんだが、どうなっているんだ。

私のほうとしては、基本設計とか、そういう設計のほうをやっているから、まだ現場は動いていませんよという説明をしてきているわけなんですけれども、現状について、お尋ねいたします。

それで、グラウンドにある暗渠水路ですね。宿毛水利土木組合との調整、これはどのようになっているのか。

また、懸案事項としてありました、建物を建

てる上での地盤の調査はやったんだけど、その結果について報告を受けておりませんので、それが今どういうふうになっているのかということについて、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

小中学校整備事業の進捗ということでございます。

現在、設計等に関していろいろ協議を進めている中で、一定、議員の皆様方にお示しをした模型ですが、あちらのほうも市役所の1階ロビーに展示をさせていただきました。また、今回、市長選挙を通じて、誤った情報が流れていたということもございましたので、広報等にも一定載せていますし、また市民の皆さんも、ぜひ関心を持って御確認をしていただければというふうに思っているところでございます。

本事業につきましては、事業契約を締結して以降、主に設計に関する協議を行っておりまして、現在は、基本設計が固まり、SPCにおいて実施設計を行っている段階でございます。

そういったことでお示しをさせていただいたということでございます。

今月中には、建設に係る確認申請を行いまし、来年早々には新校舎の工事へ着手をする予定でございます。

次に、宿毛小学校、宿毛中学校のグラウンドの間にある暗渠水路を管理している宿毛水利土木組合との調整について、お答えをさせていただきます。

これまで、学校施設の建設に向けまして、SPCも入る中で、宿毛水利土木組合との協議を続けてまいりました。協議を行う中で、暗渠水路には、建物の荷重がかからない、そういった工事を行い、当該水路が新校舎の中庭に来るよう、建物を配置することを御説明する中で、一

定の御理解をいただきまして、設計への落とし込みが完了したところでございます。

また、協議の中で、水路をより管理しやすくするための工夫がないかも、検討を進めておりまして、例えば、宿毛保育園側から、落ち葉などが水路に入り込まないように、格子を取りつけたり、今もそうでございますが、グラウンドの土が大雨などの際に、水路に流れ込むのを、一定、防ぐために、排水弁を加工するなど、管理がしやすい施設となるよう、今後も検討を重ねていく、そういったこととしております。

次に、建設場所の地盤調査の結果についてでございます。

事業契約締結後、SPCによりまして、校舎の建設場所に対するボーリング調査を行った結果、当該地盤の支持層での傾斜が、最大43度となっており、極めて急傾斜な支持地盤となっていること。また、当該支持層が通常の支持地盤と比較いたしまして、とてもかたい地盤であることが判明しております。

調査結果を踏まえ、幾つかの基礎工法について、SPCによる検討がなされ、本市とも協議を行う中で、安全性、経済性、工期を考慮する中で、最善な工法で施工するよう、SPCに依頼をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 着々と進んでいるということなんですが、今言われた地盤の件については、傾斜角が最大43度とか、それから支持層がとてもかたい岩盤であるとかいうような、いくら聞いてもぴんとこない。

また場を改めて、この地盤の状態とか、あるいはどういうふうに改良するとかいうようなことについて、また説明をしていただければ、私たち議員のほうも理解できるんじゃないかと思えますので、よろしく願います。

それで、これ工事費、先ほど高台の件でも申し上げましたけれども、地盤対策によって、またこれ、大きく工事費が膨らむんじゃないか。契約書では、不測の事態が生じた場合の条項もありますよね。

この場合は、市の負担が全額ということになるんじゃないかと思うんですけれども、この工事費が大きく拡大していくようなことになりはしないか、これもまた気にかかる場所ですので、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど申し上げました基礎工法に対する費用につきましては、SPCとの協議の中で、当初見込んでいた基礎工事の額よりも増額になるとの話を受けているところでございます。

額の精査につきましては、実施設計に基づく積算が完了し、その後の建設中の建設費に係る費用の増減を加味しながらということにはなりますが、来年の2月ごろには、概算金額の報告を受けるといった予定となっておりますので、報告を受けた金額の精査をしながら、対応する方法を検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

また、わかりましたら、議員の皆様方にもしっかりと御報告、御説明をさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 地盤の改良については、来年の1月から着工するという、パッと聞くとあれっと思うんですけれども。着工といってもいろいろな準備があるということだろうと思います。準備段階に1月から入ることだろうと思います。

そういうふうに進んでいるということで、今、市長が言われましたように、また説明していた

だくということをお待ちしておりますので、よろしくお願ひします。

次に、きのう、今城議員からも質問があった、重なる部分があるかと思うんですけども、事業の管理体制ですね。

この事業の管理が、行政側の管理がしっかりしてないと、どんなことになるやら、底抜けになりはしないかというのを、以前から私、指摘して心配しているわけなんですけれども。

プロジェクトマネジメントを担当するフージュアースとかいう会社が、SPC側における事業管理を行っているわけなんですけれども、市としての管理体制はどうなっているのか。

現在までに、契約締結からこの間、SPCとの協議はどのように行われ、どのような頻度でなされてきたのか。また、これは今城議員の質問と重なりますけれども、今後の市の管理体制はどのようにとっていくのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

昨年度、契約相手方であります宿毛学校PFI株式会社との契約を締結して以降、事業を円滑に遂行していくために、月に1度、SPCとの連絡会を開催をしているところでございます。

連絡会は、市からは総務課、学校教育課、都市建設課、そしてアドバイザーが出席をする中で、主に設計に関する内容を議題として、SPCから提案されている内容に関して、施設配置や、それから部屋の配置、こういったものなど、具体的な協議を行ったり、SPCからの確認事項に関する協議等を行ってまいりました。

また、連絡会とは別に、学校の現施設の調査や、移設備品の確認、教室の使い方に関する教職員へのヒアリングなどを随時行うなど、維持管理についての協議も行っておりまして、事業を円滑に遂行していけるよう、調整をしている

ところでございます。

今後の監視体制につきましては、今城議員からの同様の質問に対してお答えしておりますとおりでございますが、学校教育課と都市建設課のチェック体制に加えまして、外部の専門家や有識者を入れたほうがよいのかなど、アドバイザーとも、体制の構築について協議をしているところでございまして、これからしてまいります。

いずれにいたしましても、モニタリングで不備が起これないような、万全の体制を構築したいと、そのように考えているところでございます。

慎重に、しっかりと検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） どうかよろしくお願ひしますと申し上げて、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田栄子。一般質問をさせていただきます。

私は、再び野良猫問題解決について、お伺いをいたします。

野良猫はえさやり行為が増加することで栄養状態がよくなり、繁殖能力が高まった結果、生息数が増加し、近隣住宅でのふん尿や、食べ残したえさなどの衛生面での問題や、繁殖期の鳴き声などによる生活環境面での問題を引き起こ

し、社会問題化しております。

一方、世の中の動物愛護に対する意識は年々高まっており、動物との共存が強く求められるようになってきていることから、人間にとって都合が悪いとの理由で、短絡的に処分を行うことは許されません。

県では、飼い主のいない猫と、飼い猫のみだりな繁殖を防止することを目的に、平成26年度に都道府県レベルでは、全国で初めて猫の不妊手術の助成事業を導入するなど、特に不幸な命を減らすよう、野良猫の不妊手術の推進に、ボランティアの方々の協力を得て、積極的に取り組んでいることから、最近では、複数の市町村で、県の助成事業に上乘せもできる形で、独自の助成制度を設けるようになっております。

当市でも、平成30年度から50匹分、25万円の予算を組み、事業に取り組んだのは喜ばしいことであります。

不妊手術事業について、この事業を活用された方は14件と、今の時期、昨年と同数と聞いております。

昨年は、市の予算25万円のうち、17匹分、8万5,000円を使い、予算を残したが、県費で宿毛の猫は四万十市で手術をした経過があり、合わせて51匹でありました。

平成31年度は減額しないと、3月議会で触れながら、実際は15万円に減額となっております。今の時期、昨年と同数であるということに疑問を持っております。

この事業はどのような効果を求め、どのような思いを持って取り組み、解決しようと、意欲を持って問題解決につながるよう、住民に呼びかけや行動を行った結果なのか、疑問を持っております。

この昨年時期と同じという現状の利用状況について、市長の御所見を伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

お答えをする前に、3月議会で減額をしないと言いながら減額をしたというお話をいただいて、内容がちょっとわかりませんので、内容について、あれでしたら、後からまたしっかりと御説明をしていただきたいなと思います。

3月議会というのは、議員も御承知のように当初予算ですので、そこに議案として上程をしておりますので、その場において、減額をしないとかじゃなくて、その金額について、皆さん方の議決をいただいて執行しておりますので、その時点で減額をしないという話ではなかったというふうに理解をしておりますし、また、その議決行為の中で、それは十分理解された上で、議員の皆さん方は判断をしていただいたというふうに、自分としては理解をしているところでございます。

質問の内容、ちょっとわからないので、そこについては御説明をいただければというふうに思います。

まず、令和元年度、飼い主のいないメス猫不妊手術費補助金の利用状況について、御説明をさせていただきます。

一定、議員のほうからも御説明がりましたが、本年度は、現時点では4名の方から申請をいただきまして、14件の飼い主のいないメス猫の手術費用といたしまして、7万円の実績となっております。

昨年度の同時期と比べまして、1匹増となっております。14件と、まだまだ少ない実績とはなっていますが、本年度補助金を利用された方は、昨年度とは違う、新たな方が申請に来ていただいております。昨年度の実績は17件となっており、この補助金の制度が始まって、現在までに31件の不妊手術が実施されていることは、事業の周知が浸透してきているのではないかと、

そのように考えているところでございます。

今後もメス猫の不妊手術の実施を推奨し、猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすため、事業の周知を、広報やホームページ、回覧、ポスター掲示などにより、引き続き啓発に努めてまいります。

なお、本年度の飼い主のいないメス猫の不妊手術の申請期間は、令和2年3月13日（金）までとなっております。

飼い主のいない猫の不必要な繁殖を抑えまして、不幸な猫をふやさないためにも、ぜひともこの補助金を御利用いただきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 予算が減額になっているということは、3月議会の一般質問で、減額をしないと市長が言っておりますことは議事録に載っておりますけれども、後で担当課長に聞きますと、15万円に減らしたものを、必要ならば補正で組むということになっておりますので、そのことについての説明は、私もそれで次へ進んでおりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

事業の効果について、お聞きいたします。

住民からは、倉庫で子供を産んだとか、ふん尿の苦情、鳴き声、けんかなど、また街に出されたごみのネットの上には、たくさんの猫が集まっているのをよく見かけます。

平成31年度は、25万円から15万円へと減額ですが、その政策制度の実際のありようと、本来の政策目的や制度設計、それらの根拠を検討されたのか、疑問であります。

この事業が、より効果があるものとするのが、行政の役割と考えます。それがうまく機能しているか、期待されている政策効果が出たと

いうことです。

野良猫問題は予算だけの問題ではありません。その問題がどの事業によって、またどの事業がないことによって起こっているか、その根拠を検討されているか疑問です。

この政策がどんな意義があり、市民にとってどんな価値があるのか。社会にとって、なぜそれをする必要があるのか、さまざま根拠の上、現状の効果の状況をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

一般質問を受けておりますので、質問さえしていただければお答えをしますが、そういった形の中の間いかけでございました。

3月議会、ちょっと理解ができなかったのが、予算減額をしないとって減額をしているという、それだけの答えでしたので、3月議会、同じ場所において、それを議決をいただいているので、それは十分理解をさせていただいて議決行為をしていただいたというふうに、自分は市長として理解しておりましたので、その点についてお話をさせていただいたところでございます。

そのときに、一般質問の答弁でもお答えをさせていただいたとは思いますが、平成30年度の実績をもとに、予算を組まさせていただきました。なぜ不妊の数と、宿毛市の補助金を使った数が合わないかについても、御説明をさせていただいたとは思いますが、うちの補助金を使うまでもなかったというような内容のものもあるということございまして、そういった形を精査する中で、もし予定の15万円を超えた場合は、補正でも対応できますよというお話をした部分でありまして、あくまでも当初予算において減額したことにつきましては、十分御説明をした上で、議決をいただいているというふうに理解をさせていただいているところでご

ざいます。

そういった形の中で、非常にこの不妊というのは必要でございます。いろんな周知をする中で、先ほども御答弁させていただいたように、これをしっかりと補助金を使ってくださいということで、宿毛市としてもPRをしておりますので、趣旨については十分理解した上で、行わせていただいているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） しっかり検討して、対処しているということでございます。

そうすれば、平成29年度の殺処分された猫の数は720匹、これは全国で24位であります。高知県のランクであります。最も多いのは長崎県、2,888匹の4分の1とはなりますが、高知県の殺処分率は全国1位ですが、これは分母となる、収容される猫のほとんどがミルク猫であり、やむを得ず殺処分を行わなければならないということが原因となっております、各都道府県の施設の事情のほか、歴史的背景など、さまざま事情がかかわっており、他県と数値で簡単に、単純比較できないものとなっております。

行政や民間ボランティアによる動物愛護活動がうまく機能しているか、期待されているものが低調であると断じられるものではないと、県はおっしゃっています。

殺処分を減らすためには、地域活動を盛んにし、野良猫の不妊手術が進むようにすることで、より効果を上げることになるのではと考えます。

殺処分を減らすには、野良猫が新たに子猫を生まないようにするのが最も効果的とされますので、この制度を利用するに当たり、猫を外飼いされている方が、まだ多くいるため、持ち込まれた猫が本当に野良猫なのか、飼い猫なのか、判断が難しい等の問題があります。

野良猫へのえさやりは、そこに向かう有効な手段というのが、動物愛護団体の間では一般的な見解であります。

野良猫を捕まえて、不妊・去勢手術をし、元の場所に戻すTNR活動が、地域猫活動として広く行われております。

TNR活動を進めるためには、地域にいる猫の数を把握し、捕まえられるように人が近づく必要があります。そのため、えさをやり、信頼関係を築く行為が欠かせません。県の今年度の助成頭数を1,200頭から1,300頭にふやし、それとは別に、野良猫が散見されるエリアを対象に、市町村、ボランティア、住民協力で、集中的不妊手術をする200頭分、合計1,500頭のメス猫に不妊手術を実施する予定であります。

県は、動物愛護意識の向上、遺棄、虐待をしない、させない社会づくりの実現として、殺処分ゼロを目指すとしています。

動物愛護行政、特に野良猫対策については、県民の皆様との協働がなければできない取り組みであり、県は御理解と御協力を、要請しております。

高知市の地域猫の事例では、地域猫という活動をして手術の補助が出る。ルールを守って、えさやふん尿の管理をと呼びかけ、近所をきれいにするに協力をしてくれませんかと声かけをすると、えさを置きっ放しにしていた方も、ふん尿の掃除をしたり置きえさをしないなど、1年ほどで15匹の野良猫を捕獲し、手術に協力し、近所では、2カ月以上、迷い猫はいません。

地域猫の会は、10数個のトイレを設置し、近所の女性も加わり、ふん尿の始末など、猫好き、猫嫌いの歩み寄りが始まっていると、紙面にありました。

高知市が推す地域猫とは、町内会や自治会が

同意して、市に登録した住民全体が野良猫を捕獲し、不妊・去勢手術を受けさせ、目印の切り込みを入れ、地域猫として登録。野良猫の増加を防ぎ、ふん尿やえさへの管理ルールを決め、環境美化を図ります。

市も、団体には上限12万円を助成しています。

また、土佐清水市の例も紙面に出ておりましたので、しっかり皆さんも記憶するところでもあります。

地域猫活動で成功しているのは、行政の指示のもと町内会が一丸となって、野良猫問題に向かい合ってくれたという、そこで生まれたのが地域猫というものであります。

実際に猫のふん尿被害に困っている地域の方が、行政側に相談を行い、地域猫への取り組みを、一丸となり実施した地域の効果は絶大といっております。実施してみると、猫の数がふえず、行動範囲が狭まり、ふん尿の管理がしっかりできれば、3年後には必ず成果があらわれます。猫の被害で困っている人も、納得できる結果が出たといっております。

行政が一緒になって解決しようにも、飼い主のいない猫の問題は、その猫にとっての問題に思う地域の人たちの協力がなければ解決できません。

誰かがやればと、人任せの、押しつけの地域では、絶対に成功も解決もありません。官民協働の姿勢が大事だと思います。

地域猫の取り組みについて、所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

るる御説明いただきました。最終的に、地域猫についての所見ということでございます。

地域猫活動とは、地域の問題として、飼い主

のいない猫を、住民やボランティアなどが共同管理をすることで、最終的に飼い主のいない猫をなくすことを目的とした活動だというふうに理解をしているところでございます。

平成30年度は、県が地域猫活動を推奨する補助金の制度がありましたが、本年度からは、地域猫活動の補助金にかえて、飼い主のいないメス猫集中不妊手術枠の補助金となっておりますのでございます。

この集中枠の補助金は、市町村が飼い主のいないメス猫不妊手術の実実施計画を策定をいたしまして、地域のボランティアなどの協力を経て、一斉に、——一斉にとということでございます。大切なところは、——25匹以上の飼い主のいないメス猫の不妊手術を実施した場合に、対象となるものになっていところでございます。

この実施計画の策定には、集中的に不妊手術を実施する、地域の飼い主のいない猫について、事後管理のためのデータ化する必要がありまして、ボランティアの方々の協力がなければ実施が難しい、そういった事業内容となるところでございますので、現時点で飼い主のいないメス猫不妊集中手術枠を利用できる、そういった状況にはございません。

しかし、先ほど答弁でも申し上げてきましたが、本市の飼い主のいないメス猫の不妊手術を実施していただいている方もおられますので、その方々に、申請時等にふん尿の掃除、その他の環境改善を行っていただけるよう説明をする中で、この集中枠の実施についても御説明をさせていただいているところでございます。

くどうようでございますが、県の補助金を使って、不妊手術を現在もやっております、以前もそうでした。そういったところで、足りない部分を補いたいという思いで、本市、平成30年から、それに上乗せをする形での補助をさせていただいております。

あくまでも、県の補助を受けたものに対しての上乗せでありまして、県の数字を超えるものではございません。

ただ、そのときに同数にはならず、県の補助だけで不妊手術ができるということで、県の補助金は使っているけれども、市の補助金を使わずに、実施ができましたよという方々がかなりおられました、市の補助金までは使わなかったということで、実数が伸びなかったというのを、その3月議会で御説明させていただいたと思います。

そういった形の中で、いろいろな形の中で、できるだけ多くの不妊手術をしてもらおうということで、先ほど言ったように、広報とかお願いとかを、現在、進めている状況でございます。

まずは、ボランティアの方々としっかりと協力しながら、進めていかないといけない事業でございますし、また、地域には、猫が苦手な方々もおられますので、そういった市民の方々のお話も聞く中で、地域猫問題、考えていかなければならない、そういったデリケートな部分もあるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ボランティアの協力ができないと、これは本当に官民協働でございますので。しかし、全国では、本当に官民が一体となって取り組んでいるというデータも載っておりますし、参考事例もたくさんあります。本当に取り組む気があるのかということになれば、皆さんも動きますし、行政が声をかけていくのが最も大事なことではないかと思っております。

ぜひ、協力ができないと言われても、ボランティアの方はたくさんいらっしゃいます。ぜひ呼びかけを進めてください。

3番に参ります。

猫問題は地域の環境問題ということも、皆さんよくおわかりになると思いますけれども、まちの猫問題は、猫に対して助けたいと思う人、また迷惑に思う人など、いろいろな思いの人が生活をしております。

迷惑を受けている人や、嫌いな人との妥協点を話し合い、周辺住民の理解を得た上で、野良猫、飼い猫問題を解決するために、飼い始める前に考えること、最後まで面倒を見ることや、室内で飼うとか、不妊・去勢手術をするとか、名札をつけるとか、区別がつくように、野良猫と区別するための身元表示をすることも重要ではないかと考えます。

御近所とのつき合いを大切にするなど、考えておくことも忘れてはいけないポイントです。

猫の世話をすると、困っている人、まちの猫問題は多くの方がともに地域の環境問題として、所有者不明猫をこれ以上ふやさないなど、幾つもの課題を抱えています。

猫問題は環境問題として捉えることについて、市長の御見解を伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

当然、予算も議決をいただいて、大切な市民の税金を使わせてもらって、取り組みをさせていただいております。当然、本気で取り組んでいるところでございます。

また、ボランティアの方々、多くおられますということでございますので、ぜひそういったことも、担当課のほうにつなぐようなことも、ぜひ川田議員のほうでしていただいたら、助かるというふうに、改めて思っているところでございます。

ボランティアの方々も、いろいろな方おられて、本当にいろいろな活動をしていただいております。

ります。そういった中で、不妊という部分については、いろいろと大変な部分もありますので、全てのボランティアの方々がそれに対応していただけるというふうなものではないというふうにも感じておりますが、そのあたりはぜひ御理解をしていただいて、御協力いただけるように、市としても努力を進めていきたい、そのように思っているところでございますので、ぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

猫などによります、ごみステーションなんか荒らされるということであるとか、ふん尿のトラブル、そういったものも多くございまして、地域の困りごととしての相談を受けることも、多々ある現状でございます。そういった形の中での環境問題ということでの御質問だというふうに捉えました。

特に、飼い主のいない猫の増加も、この問題を大きくしているのではないかとというふうに、私自身も感じておりまして、本市で行っている飼い主のいないメス猫の不妊手術の補助金も、そのような問題をなくす一つの取り組みとして、考えているところでございます。

飼い主のいない猫にえさを与えている方に対しては、責任を持ったえさの与え方や、そしてトイレの設置をしてもらうこととともに、メス猫に対しては、不妊手術をしてもらうことをお願いをしている、そういった現状でございます。

また、飼い主のいない猫に限らず、飼い猫に関しましても、適切に飼育をしていただけるよう、引き続き啓発が必要であるというふうに考えておりまして、そういった活動もさらに進めて、取り組んでいかなければいけない、そのように感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 認識を共有できれば、

課題に対しても、しっかり向き合える対策や、ルールづくりが必要ではないかと考えます。

人と動物が共生できるまちを目指して、動物の生態、習性、及び生理を理解し、愛情と責任を持って、終生飼いましょう。また、近隣住民や、動物を苦手と思う人にも配慮して飼いましょう、ということなど、共通認識をすることが重要となるので、地域住民や関係者の理解を得るルールやマナーづくりを支援、助言者としての役割を、行政としても果たしていくことになるのではないかと考えております。

猫を飼うとき、飼い主が責任と自覚を持って、適正に動物を飼養、管理することで、動物による近隣、他者への迷惑行為を防止し、動物が地域の一員として共生することを目指していくためにも、ガイドラインを示し、共有していくことを御提案申し上げます。

猫、犬を飼うときは、例えば1、屋内飼育を。近隣への生活環境被害を防ぐためです。交通事故や感染防止を防ぐためです。

2番として、去勢・不妊手術をしましょう。特有の問題行動を抑えます。雄は放浪癖を抑止します。けんかや尿スプレーなども抑止します。不妊手術後4カ月から可能となります。

3番として、終生飼育をということです。

遺棄は犯罪、100万円の罰金。介護が必要になるまで、最後まで、終生飼いましょう。これは動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項にあります。

4番として、所有明示を。名札やマイクロチップは、災害のときなど役に立ちます。飼い主として、社会的な責任を明確にするとあって、これは愛情の目印でもあります。

迷子や事故、また緊急連絡にも役立ち、近隣への配慮にもなります。

毛やふけ、アレルギーの人もいますので、野良猫との区別に役立たせていただきたいと思います

ます。

そして、5番としては、災害への備えであります。

災害時に動物の適正な飼育、またはほかの準備が必要です。ガイドブックは、猫の好きな人、嫌いな人、またこれまで猫の問題に関心がなかった人も、それぞれの立場で猫の問題に理解を深めていただくとともに、地域に暮らす皆さんの団体や行政等と連携をして、問題を適切に解決する一助となり、またそれぞれの地域で、人と猫が共生できるまちづくりを進めるためにも、活用できます。

何より野良猫を減らすために、共通認識をすることが重要であります。このような考え方が対応となって、ルールづくりとなり、ガイドブック作成となれば、社会の皆さんの中で共通認識ができるのではないかと考えております。

市長の御所見を伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ガイドラインということでございますが、猫の飼い方のガイドラインでよろしいのでしょうか。すごくグローバルな話になってしまって、ちょっとそのあたりが、もし間違っていれば、また御指摘願いたいと思います。

それから、あと、人と動物の共生というお話もありました。やはり、考え方、どちらの視点から見るかという部分で、猫をペットとしてのお話をさせていただいていますので、その共生の部分であるとか、いろんな部分になれば、またそれぞれ人によって考え方も違うし、取り組み方も変わってくるのかなというふうに思ったところでもございます。

あくまでも、環境省が、家庭動物等の飼育及び保管に関する基準というものも出しておりますし、また、先ほど、愛護に関する話もありま

した。そういった観点からの答弁をさせていただきたいと思っております。

国では、動物の愛護及び管理に関する法律第7条第4項に基づきまして、家庭動物等の飼育及び保管に関する基準を作成をしております。

市、県とも、この基準に基づきまして、命あるものである動物の飼い主としての責任について、啓発をしているところでございます。

この基準の中には、猫の飼育及び保管に関する基準も定められておりますので、本市でも室内飼育等を啓発する回覧を作成し、必要に応じて、各地区に配布を行い、適正な飼育のお願いをしているところでございます。

今後も、国の基準に基づきまして、広報や回覧等において啓発していくことと考えておりますので、宿毛市独自で、こういったことに対してのガイドラインということについては、現在のところ、作成について考えているところではございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ちょっと聞こえなかったんですけども、ガイドラインは作成する予定はございませんということですかね。再質問でございます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

質問していただければ、お答えさせていただきますので。

ガイドラインの作成は、現在のところは考えていないということでございます。

先ほども説明させていただきましたが、国がつくっている基準についてのガイドラインは、作成をするつもりがない。国のガイドラインでございますということでございます。

それ以外のガイドラインは、何かつくったほ

うがいいということであれば、明確に質問していただければ、またお答えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 国のガイドラインの問題ではなくて、宿毛市の問題でございます。適正な飼育のガイドライン。これはどうなんですかということを、私が1番から5番まで申し上げたところでございます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 同じことになりましたが、国のガイドラインをガイドラインとして、県も市も使っているという説明をさせていただいたつもりでございます。

そういった形の中で、同じものをガイドラインとして使っている以上、改めてガイドラインをつくる必要がないということで、考えてはいないということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） やはり、外飼い、それから家屋内で飼い猫、これは野良猫の手術の問題になってくると、どちらが野良猫で飼い猫かわからないというような状況にもなっていますので、そういうことをきちっと選別していくためにも、猫は屋内で飼いましょうということなんかを入れた、宿毛市民向けのガイドラインですね。所有明示は災害のときには非常に役に立ちますし、名札をきちっと、飼い猫にはつけていくこと。また、マイクロチップの、皮膚への入れ込みもできますので。それは一生、名札のように取れることはございませんので、それだけの愛情を持って、猫を飼育をするということは、そういうガイドラインに沿ったものが、宿毛市民にきちっと届くためには、ガイドラインが必要ではないでしょうかと申し上げてい

るところですが、もう一度お聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 川田議員に申し上げます。

同じ答弁になろうかと思しますので、議事の進行の妨げになりますので、気をつけてください。

市長。

○市長（中平富宏君） るる御説明がありましたが、本市でも室内飼育等の啓発に回覧を作成し、必要に応じて、各地区に配布を行い、適切な飼育のお願いをしていると、先ほど答えたとおりでございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解しました。

次、ASFウイルス侵入防止緊急支援事業について、お伺いいたします。

これは、今度、議案にも出ておりますので、質疑でもよかったかもわかりませんが、予算も使っていくわけですので、市民の皆様にも、こういう大変な病気を、養豚農家の方が抱えているということで、一般質問をさせていただきます。

ASFウイルスとは、ASFウイルスが豚やイノシシに感染する伝染病で、致死率の高い伝染病ということでもあります。

まだ日本では見られてないということですが、日本では平成30年以降、各地で野生イノシシにおけるCSFウイルスなどがあると聞いております。

いずれにしても、イノシシや小動物の侵入の防止用の策などを設置して、家畜を守る方策が必要となり、養豚農家にとっては、体力的、経済的な面と、さまざまな家畜を守る方策が必要となります。

また、農家には、アメリカ通商条約、TPPの豚肉の価格も低迷する中、この柵の設置は国が2分の1、市は5分の2、実施主体が10分

の1となっています。農家の方も、十分納得された内容となっているのか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今回、議案としても出ていることでございます。

予算を使うということでございますが、議案に出ているものは、予算を伴うもの伴わないもの、たくさんございます。そういった形の中で、議案質疑にも、ぜひ市民の方々にも見ていただけますので、そちらのほうでもしっかりと質疑を受けさせていただきたいと思っているところでもございます。

このASFについてでございますが、昨年8月以降、アジア地域で急速に拡大しており、現在、有効なワクチンがないため、日本国内へのウイルス侵入を防ぐための対策が重要であると考えているところでございます。

そのため、国が行う本病の予防及び蔓延防止対策に加え、ウイルスが養豚場へ侵入することを防ぐため、養豚農家が行うイノシシなど野生動物の侵入を防止するための柵を設置する経費について、補助するものでございます。

内容としましては、養豚場の周囲を金網の柵で囲むことで、イノシシなどの野生動物が養豚場に侵入することを防ぎ、豚と野生動物の接触を遮断することで、豚へのウイルス感染が減少するものと考えられます。

そういったことでございます。

ASFは日本国内では発生しておりませんが、これらの取り組みは国内で感染の広がりを見せているCSFの蔓延防止策としても、効果的であると、そのように、あわせてということでございますが、考えているところでございます。

そして、本事業の実施につきまして、農家さんとは話ができているのかといったような内容

の質問だったというふうに思います。

既に市内2件の養豚農家と、事業内容や補助率について、協議済みでありまして、実施についての支障はないものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解しました。

次、3番の選挙の投票率の低下と対策について、お伺いしてまいります。

12月8日の選挙において、低投票に驚いたのは、私一人ではなかったと思います。自分たちのまちを運営する首長を選ぶ選挙だからです。

2015年、71.01%、2011年、73%と、緩やかな下降でした。今回、58.1%、全国どこでもそうだからと片づけるわけにもいかないのではないかと考えます。

再選されました市長、低投票について御所見をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 川田議員に申し上げます。

ただいまの発言は、一般質問の通告の範囲を超えております。注意をいたします。

選挙管理委員会の委員長が答えるようになっています。今、市長と言いましたが、よろしいですか。

○4番（川田栄子君） 間違いました。

○議長（野々下昌文君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） 初めに、ことしは選挙イヤーで、春の統一地方選挙に始まり、夏の参議院議員選挙、先月の高知県知事選挙、そして先日行われました宿毛市長選挙におきまして、市民の皆様の御協力のもと、無事に各選挙が終わりましたことに対しまして、感謝を申し上げます。

そして、議会におかれましては、先日お亡く

なりになられました山岡 力議員の訃報に際し、深く哀悼の意を表しますとともに、謹んでお悔やみ申し上げます。

それでは、4番、川田議員の一般質問にお答えいたします。

12月8日に行われました宿毛市長選挙におきまして、58.10%という過去最低の投票率となりました。選挙は、民主政治の基盤を支える重要な制度と考えておりますので、今回の結果に、非常に憂慮しているところでございます。

選挙に行かない、棄権するということは、市民の皆様の思いや、棄権することなく、自分の意思として投票してもらうという取り組みがますます重要であると考えております。

今後とも、投票参加の重要性を訴えていき、選挙啓発の活動をさらに進めていくことが、非常に重要な、私どもの役割だと強く感じております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市長と選挙管理委員会委員長と間違えましたこと、済みませんでしたお断り申し上げます。

続きまして、対策について、お聞きいたします。

2010年土佐清水市市議選で、昭和29年度以降初の無投票となり、新聞紙面にある言葉があったのを記憶しております。

市民は、恥をさらした、とつぶやいていました。市民は市政に関心がない。市民は、市の発展を諦めている。無投票はいけないとの声が、若い人からあがったものの、自分がかえるとの行動には至らなかった。市民の代表としての責任が欠落していると、みずから言う議員もいるのは確かで、市民もそれには辟易しています。それは、市政の関心の薄れと、批判へとつなが

ったとの声は多いと、当時の新聞報道にありました。

今回の市長選、無投票こそは免れましたが、誰がなっても同じという諦めの文句、どちらにも投票したくないと、紙面にもございました。

しかし、そうはいつでも政治家の姿勢が問われているのが選挙であります。私の耳に入ってきたのは、小さなまちの選挙に、国会議員や県議、また元知事など、総勢を集めてもこの評価しかなかったか。……（発言一部取り消し）……しよせん自民党のお祭りだったとの声も聞きました。

革新の本領は幡多からと、民主主義の歴史を持ちながら、政治が追いついていない現状と言う人もおられました。

対する候補者には、誠実な人柄にひかれたとの声が多くありました。

無投票ではいけないと、奔走しての果ての出馬と聞いています。準備不足は大きかったとの声。選挙は人を集めるより、その人の考え方や思想にひかれ、そこに人が集まってくるのが選挙であります。

そこに集まる友人や関係者も問われるのが選挙でしょう。宿毛の未来、次世代のために懸命に考え、勇気と希望を奮い起こして立候補の道を選んだと聞いております。

さて、市民は選挙という重要性に気づき、自己責任と自覚を持って、それぞれが考え、よりよい方向に変えようとする意欲が原点であります。そこには、投票しない選択はないのではありませんか。

市民には、じっくり考えてもらい、次の選挙に備えてもらいたいと思います。

……
……
……
……（発言一部取り消し）……

.....
.....
.....
.....
.....

人々の暮らしからは無限の課題が生まれ、対応には政策制度の見直しや廃止、改善が求められます。

その政策には、資源の配分が伴うから、配分された人は得をし、されなかった人は損をする。さまざま利害関係が納得するためには、回答にたどり着いた過程が見える必要があります。

情報公開は市民の知る権利であります。議会軽視とにならないように、しっかり情報提供して、信頼される市政運営に対して、御所見を伺いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

----- . . . -----

午後 2時00分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、川田栄子君から、先ほどの一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、その一部を取り消したい旨の申し出がありましたので、この際、発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 先ほどの私の発言の中で、表現が不適切なところがありましたので、「この評価しかなかったか」の次から、「しよせん自民党」の前まで、並びに「次の選挙に備えてもらいたいと思います」の次から、「人々の暮らしからは」の前までの発言について、取り消しをお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申し出を許可することに決しました。

質問を続けます。

川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 選挙投票率の低下と対策について、お伺いいたします。

政治に関心がないから投票に行かないというのが、選挙に行かないから政治に関心がないのではないか。意識を変えることは難しいが、行動を変えることができれば、政治に関心がないことより、社会への責任を果たさないことのほうが問題とわかってくるのではと、期待をすることであります。

このことは、教育の中でもしっかりと伝えてもらいたい。権利は執行されて初めて権利。それは自分の尊厳を守ることに繋がります。

さらに、ワースト投票率の町なんか住みたくない。なぜなら、政治家が無視するようになるので、公共サービスが停滞しそうなデータもあるとなると、自治体は選挙教育をするように、教育委員会、学校指導も含めて、何とかしようと思います。

ここが大事で、教育が変わりだす。さらに、自分のためなら、絶対投票に行かない人たちも、恥ずかしい町になるのは嫌だ、資産価値が下がると困ると感じる住民や友人たち。地縁などのつながりのためなら、仕方なく行くかもしれないけれども、とりあえず行くのではないかと考えます。

住民が投票に行かない心理的な問題がある背景を探り、解決の方法を考えていただきたい。そして高齢化の問題も深刻になるのではないのでしょうか。投票所までの距離のある人も、免許返納となれば、選挙に行けなくなるとこぼす市民の不安の声を聞きます。

山間地域の住民の投票について、自治体の責務と、近い将来、問題になるのではないかと危惧しています。

山間地域の住民の投票について、選挙管理委員会委員長にお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） 4番、川田議員の一般質問にお答えします。

投票率の影響を与える要因としましては、選挙の争点や、候補者の顔ぶれ、当日の天気など、さまざまな事情が考えられますが、有権者、特に若年層の投票率の低下が、見過ごせない重要な課題であると、改めて認識しているところでございます。

投票率の向上に向けた取り組みは、選挙管理委員会の主要な職務の一つでございます。

有権者の投票行動の変化に合わせ、投票しやすい環境を一層整備するとともに、若年層の政治への関心を高め、選挙に対する意識、動機づけを図ることが、まず重要な考えであります。

今後の対策についてでございますが、これまでも各種選挙啓発活動を実施してまいりました。しかしながら、即効性のある対策を見出せない現状であります。今後も市の広報や、ホームページ、フェイスブックなどを活用した、効果的かつ積極的な情報発信を行うことにより、選挙の周知に努めながら、投票率の向上に向けた啓発活動を、地道に続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 出井とか都賀川、それから還住藪とか、遠く離れた山間地域のことをお聞きしたいということを伝えてありましたけれども、一般的な話となっています。

3番目、参ります。

下がる投票率について、さまざまな対策を考えますが、今回、山間地域の住民の高齢化などを考えると、沖の島はゆるりんバスが走っており、はなちゃんバスの利用等はどうでしょうか。四万十市では、状況によってタクシーの提供をすることもあると聞いております。香美市や、また島根県浜田市の移動期日前投票所が、軌道に乗っているとのこと。

山間部の問題、高齢者の問題、立会人の問題、30人以下の投票所がふえてきたり、投票所の統合などがあって、住民サービスも考えたと聞いております。予算面の経費もかかることはないとのことであります。

宿毛市も、もっと深刻になると、今考えているデマンドバスや、タクシーで迎えに行くなど、参考になる話ではないかと思えます。

山間部や高齢者の方が、安心して選挙に行ける環境を整えるサービスについて、将来、期日前移動投票所について、選挙管理委員会委員長の御見解を伺います。

○議長（野々下昌文君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） 4番、川田議員の一般質問にお答えします。

投票率向上に向けた、新たな取り組みといたしまして、御提案をいただきました巡回式移動期日前投票所の導入につきましては、3年前の参議院議員選挙において、全国で初めて、島根県浜田市で導入がなされました。これは、地域の有権者が減少し、地元の立会人の選任も困難となった投票区を統廃合したことによる代替案として実施されたものと承知しております。

高知県におきましては、ことしの高知県議会議員選挙から、初めてのいの町と香美市において、移動期日前投票が導入されました。

夏の参議院選挙から、越知町でも新たに導入されたところでございます。

本市選挙管理委員会といたしましても、御提案をいただきました移動期日前投票所の導入につきましても、各投票区の有権者の状況などを勘案しながら、研究を重ね、有権者の皆さんが、より投票しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ありがとうございます。

市民が政治に向かう力が大きくなると、自分たちのまちを守る意識が変わります。市民に元気が出ます。喜びが増します。楽しくなる、市民から適切な知恵が出ます。などなど、それだけ投票率を上げることが重要と考えております。

以上で、川田栄子、一般質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） この際、5分間休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時17分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 13番、一般質問を始めます。

まず、中平市長、2度目の御当選おめでとうございます。多くの市民からの付託を受けたとはいえ、先ほど来ありました、投票率の低下等で考えてみれば、有権者の3分の1程度の方の得票であったというふうに思いますので、これからは、より詳しい説明、丁寧な説明に心がけて、市政運営していただきたいというふうに思います。

それでは、通告に従って、質問に移りたいと思います。

まず、支所機能の充実についてということで、

通告をさせていただきました。

市長は、今回の選挙戦の争点にもなりましたが、宿毛市本庁舎の移転後の現市街地の支所機能を残すということで、公約をしております。その内容については、まだ3年後ぐらいのことですので、確たる固まった話はしてないかもしれませんが、現在、市長として、市街地に残す支所に対して、どのような機能を残そうとしているのか、このことについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

本庁舎移転後の、現市街地の支所機能についてでございますが、今後、検討会を立ち上げまして、そして街区の住民の方々の御意見もしっかりと受けとめながら、充実した内容となるよう、検討をしております。そのように考えているところでございまして、内容については、細かいところは現在、こういうものを残してというような話ができるような状況ではございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） わかりました。まだ決まっていないと。ただ、現在、市街地に住んでおられる皆様の意見を聞きながら、よりよい支所にしていきたいという市長の意欲を受けて、よりよいものにしていただきたいというふうに思います。

次に、現支所、東部と小筑紫の、沖の島も支所ですかね。沖の島を除いて、東部と小筑紫とあるわけですが、この支所の業務内容について、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在の各支所における業務内容につきまして

は、宿毛市支所及び支所連絡所事務分掌規則第2条第1項各号に規定をしているところでございます。

中でも、日常的な主な業務といたしましては、戸籍住民票の発行や、市税等の収納、こういったものを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 現在、支所で行われる主な業務というのは、そのような形になっているということは、私も承知しているわけなんですけど、今回の選挙戦を通じて、地域の皆さんからよく聞かれたのが、高齢者であったり、交通手段を持たない方たちが、どんどん地域でもふえているということ踏まえて、例えば高齢者医療の申請であったり、相談窓口、こういうことで困っているということの相談窓口を望む声が、結構あったんですね。

支所機能の充実というの、これから市街地に支所をつくるのであれば、それと並行して支所機能というのを見直し、再構築まではいなくても、条例上は、今、市長が言われたように、ほぼ、どんなことでもできるような条例にはなっているんですが、実質、現在の2名体制でできるという業務に限られてくる。限られてきたことが、結局、納税であったり、証明書の発行というところになっているんだろうというふうに思うんですが、この支所の機能というのを、もう一度見直して、充実していくということについて、市長のお考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在の各支所に対して、さまざまな御要望をいただいておりますことは、私も承知をしているところでございますし、また、今回の選挙戦を通じまして、そういった各支所の近隣の方

からの声も聞いたところでもございます。

御質問いただきました件につきましては、高額医療の申請を初めとするさまざまな申請対応は、現状でも支所で受付可能となっているところでございます。そういったことでございますので、ぜひ御利用をさせていただきたいというふうに思います。

窓口での相談対応につきましては、多様化する住民ニーズに応え、住民に寄り添ったサービスを提供することができるよう、職員のスキルアップを図っていくことで、各それぞれ支所機能の充実に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） わかりました。支所機能も充実していくという思いを聞きましたので、これに努めていただきたいというふうに思いますが、なかなか今の市役所の職員の人数からいって、支所にこれまで以上の人員を配置するという事は、難しい状況にあるんだろうなということも考えたりもしますが、やはりそこに住む住民にとっては、支所に行って、できることであれば、本所まで来なくてもできるということ考えると、今、市長の言われた職員の資質向上にも努めていただいてやっていただきたいし、できれば2名というよりも、もう1名おれば、職員の休日であったり、休み時間であったりというのとやすくなる。なかなか現金を扱う部署でもありますので、一人の職員で運営するわけにはいかないということは、一人が休んだときには、本所から補充で行っているという現状もわかっていますが、できることならば、3人態勢ぐらいにできれば、今よりもより充実したことができるというふうに思いますので、庁内での御検討をお願いして、この質問については終わりたいというふうに思います。

次に、防災対策ということで、通告をさせてもらいましたが、主に今回は、ブロック塀のことについて、お聞きをさせていただきたいというふうに思います。

公共施設といっても、学校から始まって、保育園、各支所等、公共物は市内至るところにあるわけなんです、その中で、小学校とか保育園については、高いブロック塀のあるところは撤去していったというふうに認識をしているんですが、まだ撤去が必要なのに、されていないブロック塀がどれだけあるのかということについて、執行部として把握をしているのかどうかについて、お聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

昨年発生した大阪北部地震で、ブロック塀の倒壊によりまして、これにつきまして問題になった後に、各課の保有する公共施設のブロック塀につきまして、調査を行いました。

その後、そのブロック塀が建築基準法の基準を満たしているかどうか検証し、満たしていなかった場合の対応につきましては、担当課で検討をしているところでございます。

全てのブロック塀を撤去できている状況ではございませんが、市営住宅や学校施設の一部につきましては、順次、撤去を実施しておりまして、来年度で撤去を検討している、そういったものもあります。

以上のような状況になっております。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 市内、順次撤去していくということですので、ぜひ、より危険度の高い、また住民の避難道であったり、隣接する住民の住居等があるところについては、早急に対応していただきたいというふうに思います。

私が今回、この質問をするに至った原点は、現在の文教センターの周辺に、文教センターの

駐車場として、旧法務局跡と坂本図書館の入り口、そして以前のタイガーの前の駐車場ということで、3カ所が、パッと考えて、思い当たるわけですが、どの駐車場にも2メートル近いブロック塀があります。

そのブロック塀の1カ所、私が特に危惧したのは、旧法務局跡のブロック塀にクラックが入っており、非常に危険だなというふうに思いました。

これはやはり、隣接する民家もありますから、視界ということも考えないといけない部分もあるとは思いますが、早急に撤去をし、もしものときの車、また人に迷惑をかけないような状況をつくっていくべきではないかというふうに思いますが、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

林邸前の駐車場につきましては、利用頻度も高く、また敷地の3面がブロック塀となっており、危険度も高いため、撤去の予算化を検討しているところでございます。

西側にあります図書館前の駐車場及び臨時職員の駐車場につきましては、それぞれ3面がフェンス化されておりますが、1面のみブロック塀が残っておりますので、今後、隣接地地権者と協議をする中で検討していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 1カ所は、予算化をする予定になっているということですので、早急にまた対応していただきたいというふうに思います。

残る2カ所についても、順次、隣接の地権者と話し合いながら、予算化に向けて取り組んでいくということをして市長から聞きましたので、頑張っ、早く予算化できるような形にしていた

だきたいと思います。

残る箇所についても、先ほど聞きましたので、できるだけ早く対応していくということで、承知をいたしましたので、これ以上、このブロック塀についてお聞きをいたしません。

次に、3項目めの農耕トラクターの公道走行についてということで、お聞きをいたします。

私自身も農業を営んでますので、ある農協職員から、1カ月余り前に話がありました。内容は、ロータリー幅が170センチを超えるトラクターを使用している農家には、大型特殊自動車免許の取得が必要になりますよ。これは、全国的な流れであるし、道路交通法の関係ですので、もし取らずに、警察車両にとめられた場合には、無免許運転になりかねませんのでということで、話がありました。

そこで、私は警察署、または自動車学校等にも、この件についていろいろと問い合わせをしたところ、もろもろお話が聞こえてきました。

市として、農耕用トラクターの大型特殊自動車免許が必要だということは、市の産業振興課は把握してたのかどうかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、把握はしていたということでございます。

農作業機を装着した農機トラクターの公道走行の基準の見直しについてでございますが、農耕トラクターの後ろの機械ですけれども、ロータリーやハローなどの作業機械を装着したままで、公道を走行することが可能となったものでございます。

そういったもので、トラクターや作業機の大きさや幅が規定を越えた場合には、灯火装置や反射器の取り付けが必要となったり、場合によ

って、大型特殊自動車免許が必要となるといった、そういったものでございます。

今回の作業機つき農耕トラクターの公道走行に関する規制緩和ということになってはいますが、規制緩和につきましても、農協が中心となりまして、農家の方々に対して、周知等を行っていただいていると、そういった現状でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） そうなんですよ。規制緩和で、作業機をつけたままでの走行が可能になった。今までは、トラクターの道路走行は認められていたんですが、作業機がつかないということが前提での走行の免許だったと捉えたほうがいいのかもかもしれません。

ただ、今回、大型特殊車両の免許が必要だということで、先ほど言いました、自動車学校にも問い合わせをしました。農協を初めとする農機具メーカーにも、全部その通達がいつているようなので、現在、宿毛自動車学校で、一つの時期に10人から15人ぐらいしか受け入れができないということで、お話がありました。

それと、現在、12月の、1週間ちょっと前ぐらいに問い合わせをしたところ、現在で80名以上の待機者があります、申し込みをして。ということでした。

それも、ちょっとびっくりしたんですが、大型特殊自動車免許を取得するのに必要な金額、これが今月中に申し込みばということを前提に話されましたが、9万1,400円。これから3月の中旬以降ぐらいまで、高校生の卒業に合わせてということにもなるんでしょうが、免許シーズンに入るので、9万5,800円になります、ということでした。

なかなか、年にそんなに何日も使わないトラクターを運転するために、この免許を取得する、また持っていなければ無免許運転で自動車免許

まで無くなるということを言われると、農家の中には、もう小規模農家、特に高齢な農家が、結構、宿毛市内も多いので、この際、農業をやめようかという農家がふえてくるんじゃないかという心配を、このときに僕はしたんですよ。

やはり、今、宿毛市の農家の中で、70代、80代という方が、まだまだ主力で仕事をしている。ひょっとしたら半数以上が、その年代じゃないかというふうにも思うんですが、その方が、だんだんと農機具の性能というのはよくなって、馬力でいうと25馬力前後の機械から、ロータリーは1メートル70というか、ロータリー幅の165センチとかというのをつけると170を超すということになるようなので、そういう機械に乗っている方が大半だろうというふうに思うんですよ。

なかなかそうなると、免許を取りにいくのは二の足を踏む、ということになるというふうに思います。話は変わるかもしれませんが、生ごみ処理機のとときに、4万円が上限でしたか、半額補助をして、生ごみの電気処理機を普及させたという例があります。このように、ある程度のハードル、条件をつける必要はあると思うんですが、特に高齢の小規模農家の方が、例えば自動車学校へ入校する、または大型特殊自動車免許を取ろうかという方が入校するときに、市から幾らかの補助を出してあげたらどうかかなというふうに考えたんですが、そういうことを今後、宿毛市として検討してはいかがでしょうか、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、今回のことについて、少し自分のほうで整理をさせていただきたいと思います。

今回の農耕トラクターの公道走行の基準の見直しは、先ほど申しましたように、規制緩和と

基準の明確化であります。

今まで、トラクターで公道を走行する際には、作業機械を外して走行していたものを、一定の要件を満たすことで、作業機械を装着したまま公道を走行することが可能となったものでございます。

今までどおり、作業機械を外して走行する場合には、トラクターの大きさにもよりますが、普通自動車免許での走行が可能となります。

宿毛自動車学校の予約待ちの状況を鑑みますと、農家の皆様にも、このたびの農耕トラクターの公道走行につきましては、一定の御理解をいただき、必要な対応ということで、免許の取得に行かれているんじゃないかなというふうな、そういった対応に取り組んでいただいているというふうな、自分としては認識をいたしているところでございます。

また、周知につきましても、既に農協を中心に取り組んでいただいておりますが、市としましても、周知啓発には努めてまいりたいというふうに思っております。

そして、先ほど御質問のあった免許取得費の助成、補助ということに関してでございますが、現在のところ、宿毛市としては、考えていないという現状でございます。

今回、農耕トラクターの公道走行の基準が明確になりまして、一定の緩和がなされたということで、危険性が指摘されてきたトラクターと一般車両の追突事故などの抑止や、農作業の作業性の向上にもつながるものと考えております。

そういった形の中で、農家の方々には、農耕トラクターの交通ルールと運転のマナーを遵守していただいて、長く農業を続けていただきたいというふうに考えているところでございますが、その一方で、議員御指摘のように、そのことによって、少し厳しい取り締まりといいますか、そういったことがあるんじゃないかという

ふうな御心配をされている方もおられて、逆に言ったら、しっかりそこは明確化されたことで、今までもそうだったんですが、乗れないということで、今後、農業を続けるに当たって、それが一つの農業をやめるきっかけになるのではないかと御心配でもございます。

そういったことも、また担当課のほうで、また農協のほうともしっかりと連携をもちながら、またお話も聞きながら、そういったことが起こらないように、ケアも含めて、しっかりしていきたいというふうには思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） もう1点、答弁は出てこないかもしれませんが、市としての方向性は、やはり集約営農であったり、市内のやる気のある農家に、より多くの農地を耕作してもらって、農業だけで生計が立てられる農家を育成していくという方向にしているというのかわかっているんですよ。

ただ、反面、構造改善がしっかりなされていない農地、また中山間で面積が狭かったり、農地と農地が離れていたりというところを、農地を守る、田は自然のダムだといわれるぐらい、保水力であったり、洪水調整の作用をしている農地を守っていかなければならないということで、高齢ながら、むち打ちながら、農業を営んでいる農家が中山間にいっぱいいる、その人たちは、なかなか人に任すにも受け手がない、そこを、トラクターに乗って作業に行くことができないということになると、もう離農するしかないというところに追い込まれていくというふうに思うんですよ。

そこはやはり、さっき言った、いろいろな条件をつけてということを行ったのは、そういうことで、そういう農家がいるところに対しては、

宿毛市として、少しでも温かい手が差し伸べてあげられれば、その方が農業をできる限りはやってみようか。免許センターにも、大型特殊へ行ってみようかというふうに、心が動くということがありはしないかということで、今行っている方、また待っている方というのは、まち中心のトラクターをよく公道で使う方が多いと思うんですよ。

そういう人じゃなくて、今は行きたくても行けない人に対して、光を注いであげることが、市としてできる仕事ではないかというふうに思うんですが、このことについて、もう一度、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

いろいろな実情があると思います。

今回は、免許の規制緩和という形で、逆に農業をされている方にとっては、出費が重なるような状況になったというお話でございます。

いろいろな形で、それぞれの小規模農家、それから漁業も一緒だと思いますが、いろんな方々それぞれ、いろんなことに悩まれながら、続けられていると思います。

そういったものを、全て支えることができればいいんですが、補助みたいな形で。そういったことも、限界もありますので、どういった形が一番有効で、そして皆さんのためになるのかということも、しっかりと考えていかなければならない、そういった時期でもあろうかとは思っています。

また、農機の話になりますと、私も余り詳しくはないですが、機械自体が非常に高額なものになって、機械の買い替え時期に、なかなか続けようか、やめようかということで悩まれるというお話もある中で、現在、集落営農等も、宿毛市としては推進、進めております。

そういった形の中で、グループをつくっていただいて、そういった機械を所有していただいて、そういった形の中で、オペレーターとして、若い人に機械を使ってもらい、また運んでもらう、そういったことも、一つ考えるべきではないかなということも、少し考えています。

また、ある一定のお年寄りであれば、高齢者には運転免許の返納制度の問題もありますが、同じように、特に、特殊自動車ということで、危険な部分も多いと思いますので、高齢者の方々がそういった機械を運転されて移動されるということ自体が、どうなのかということにもなるかと思っておりますので、誰かが運んであげられるようなサービスができないかどうか、そういったことも含めて、トータル的にまた考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 市長から、また追加で答弁をいただきました。市としても、見て見ぬふりはしないということをお願いしたいというふうに思いますので、これから先、農業だけでなく、農林水産という、高齢化しているという一次産業に対しても、しっかりと目を見張っていただくということをお願いして、このことについての質問は終わりたいと思います。

次に、教育行政について、教育長にお聞きをいたします。

小中学校再編計画の進捗状況についてということで、通告させていただきましたが、現在の進捗状況について、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、13番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

小中学校の再編計画に関しての御質問でございますけれども、教育委員会では、児童生徒教

の減少に伴います学校の適正規模、適正配置の問題や、安心・安全な施設の整備などの課題を解決し、子供たちによりよい教育環境を提供することを目的といたしまして、宿毛市立小中学校再編計画を策定しているところでございます。

今回、今後発生する南海トラフ地震への対応や、義務教育の9年間を見通した系統的な教育活動により、教育効果を高める小中一貫教育を推進する観点から、再編計画の見直しに着手をいたしているところでございます。

現在、再編計画案をもとに、市内全ての小中学校で、保護者の皆様を対象とした意見交換会を開催をいたしましたところでございます。今後は、意見交換会で出た意見を含めまして、再編計画案を、教育審議会にもお諮りをし、今年度末には、新たな再編計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） このことについては、案の部分では、せんだって議会にもこういう形で進めていきたいという説明はされていたので、ある程度はわかっているんですが、実は、ある地域の小学校5年生ぐらいの子供の保護者から、どうなるのかという質問があつて、今、再編計画を進めている最中であるということを説明すると、例えば、中学校2年で統合になるとかかわれると、最初から統合になる学校へ行ったほうがいいのではないかと。途中で転校させるということについて、保護者として、非常に危惧をしているということだったので、市として、どのような説明をしたのかなというのが、ちょっと心配になったので、今回、質問させていただきました。

P T Aというか、保護者に対しては、こういうことになっていくということで、小学校、中学校には、説明に行っているというふうには思

うんですが、それがこうなりますよという説明ではなくて、こうしたいと、皆様の意見も聞きたいというようなことで、言っていただきたいというような思いもあって、今回、させていただきました。

保護者には、そういうことで説明はしていると思うんですが、やはり小学校、中学校というのは、地域のコミュニティーのかなめにもなっているというところもあると思うんですよ。

せんだって、11月に私たち総務文教常任委員会として、総社市にも行かせていただきました。あそこは英語教育ということで、視察に行かせていただいたんですが、小中学校にそういう特認校を導入したきっかけというのが、地域に学校を残すということが基本で、話が進んでいました。

地域に学校がなくなると子供たちがいなくなる。ということは、そこで生活する若者がいなくなる。ますます地域コミュニティーの衰退に拍車をかけるのではないかとということで、こういう動きが岡山だけではなく、全国でもいろいろと、そういう流れで統廃合に対する見直しがかかっているところがあるというふうにも聞いているんですが、宿毛市としては、先ほど、教育長の言われた、あくまでも文部科学省の言われる適正規模に近い形の学校にしたいということで、進めているのかというふうに思うんですが、やはり地域への説明というのを、もう少し丁寧にやっていくべきではないかというふうに思うんですが、このことについて、教育長の御見解をお聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

学校再編計画案につきまして、先ほど御答弁申し上げましたように、保護者の皆様には、全ての学校にこれまで説明をしてまいりました。

議員御指摘のとおり、当然、地域の皆様にも大いに関係のあることですので、教育委員会としては、今後、地域の皆様にも説明をし、御理解もいただく努力を、これから重ねてまいらなければいけないというふうに思っております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、今はあくまでも保護者の皆さん、あるいは今後、教育審議会の皆さんの意見をお聞きをする中で、最終的にこういう形が望ましいのではないかと、教育委員会としての意思を整備をする必要があると思っております。

その教育委員会の考えなしに、地域の皆様はどうでしょうかというのは、今の教育委員会としては、そうあるべきではないというふうに考えておりますので、まず教育委員会として、こういう方向でいきたいというものは、今年度中に方向づけをしてまいって、その上で、当然、保護者の皆さんも含めて、改めて、統合対象になっている地域の皆様に、御説明に入りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） わかりましたというか、教育委員会というか、教育長の今の答弁について、理解をするわけなんです、ただ議会もそうですが、何もかも杵というか、こういう形で進むというのが決まってから、話がくる。

地域もそうですよ。地域としては、統合が決まってから、こういう形で統合しますよと言ってきて、意見が出せるような状態にないところでられて、住民はどうしたらいい、どうしようもないじゃないですか。

やはり、そこに何らかのアクションを起こすなり、考えをまとめる時間を与えて、こういうことで進もうと思っているけど、どうでしょうねというところで言ってもらおうと、住民として

は、保護者の意見というのは、余りにも小規模になるとかわいそうだということが先に出るんですよ。一人二人ではかわいそうやけん、もう大きい学校に行かそうか。どうせなら、より多くの生徒のいるところへ行こうかというふうに、保護者はなりやすいんですよ。

地域でいえば、ノスタルジーかもしれませんが、地域の中に子供の声が聞けなくなると、急に元気がなくなる、寂しくなるという声は、どうしてもあるんですよ。

それは、それを全部聞いて、そしたらそれに沿うていけという話じゃないですよ。そうじゃなくて、もう少し議論が固まる前に、こういう形で進みますよ。地域の方には、こういう形で進んでいくことに御協力、御理解をしてほしいということ、教育委員会としては言うていくべきじゃないかな。議会にも、教育審議会にこういう形で答申しますというんじゃないで、教育委員会としては、教育審議会に答申しましたという形でしか報告はないと思うんですよ。

そういうところが、議員としては、そこに意見を挟む間はないというふうに思いますので、できれば、いろんな議員にも意見ありますよ。今の教育委員会が考えている以上に、もっと進んだ、統廃合をすべきだという意見を持った議員もいるとは思っていますよ。

そんないろんな意見を、戦わす場なんでね、議会というのは。市内2万人の代表の14人がここにいるわけですから、その議会での議論というのも、ひとつ教育委員会としては、参考にしてほしいというふうに、私は思うんですよ。

そういう点で、教育審議会へかける前に、もう少し、こういう形で進みます。今の現状はどうですということを、途中経過を含めて、教育委員会として議会に示すべきではないかというふうに思うんですが、このことについて、教育長、お考えをお聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、今現在は、教育委員会の方向づけをするためのたたき台として、保護者の皆さんの意見をお聞きしています。

ですから、ある学校では、今、議員御指摘のように、この際、もっと大胆な再編計画をつくるべきではないかという保護者の御意見も多数ございました、実際に。

それから、逆に、御質問議員が御指摘のように、地域地域に、小規模であっても学校を残すべきではないかと、そういう御意見もいただきました。

そういったものを含めて、たたき台としては、さらに教育審議会の皆さんの御意見もお聞きする中で、教育審議会からは、教育委員会のほうが答申をいただいて、その答申も踏まえて、最終的な教育委員会の計画を策定する。

ただ、それはあくまでも教育委員会の意思決定でございます。ですから、計画ができたからといって、新たな再編計画ができたからといって、そのとおりになるということではございません。先ほど申し上げましたように、これからは地域地域、直接その関係のある地域の皆さん、保護者の皆さんに、さらに丁寧に説明をして、御理解をいただく。

それから、さらに言えば、最終的には議会の皆さんに御決定をいただかなきゃいけない。この議場に議案として上程をさせていただいて、議会の意思も、そこに当然出てまいるわけでございますので、我々、計画を策定したそれを、地域の皆様、あるいは保護者の皆様に、教育委員会が策定した計画だから、必ずこのとおりやりなさいよということでは、決してございません。我々、できるだけ御理解をいただくように、

丁寧に説明もしてまいりたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 教育委員会としては、最終的には議会で議決をいただくまでが案ですよということで、これから丁寧に説明していくということも言っていただきました。

私は今回、まさか同僚の山岡議員が、このような形でこの会場からいなくなるということを想定せずにおりました。

彼とは年も近いですし、同じ環境というか、親が議員をやっていたということもあって、非常に親近感を持った形でつき合いをさせていただいておりました。

その彼がこういうことになって、ますます議場が狭くなったなということを感じる中で、今回、質問させていただきましたが、彼の意思も継ぎながら、また市民の代表として、市政運営に対して、鋭い目、温かい目を注いでいきたいと思っております。

そういうことで、今回の質問終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午後 3時02分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 3時13分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 2番、堀 景の一般質問を始めます。

その前に、山岡 力議員の御冥福をお祈りします。西地区の代表として、頑張っていこうぜ、

と声をかけていただきましたので、非常に残念であります。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、防災対策について。

ペット同伴避難についてですが、11月3日、県下一斉の避難訓練がありました。私が高台の避難場所に待っていると、一人の女性が、前は犬を抱き、本当に赤ん坊を抱くように、おいひもで固定して、背中には避難持出し用のナップザックを背負い、急な坂を登ってきました。

きょうはワンちゃんと一緒に避難してみました。何分でここまで一緒にこれるか、時間もはかってみました、と息も切らしながら話してくれました。本当に家族と同じなんだと痛感させられました。

災害時避難場所にペットの受け入れができない場所の場合、飼い主はペットとともに家にとどまってしまいます。

このたびの台風19号のときも、避難せず、被災された方が多くいたと聞きました。

ペットを助けることは、人命を助けることにもつながりますが、宿毛市において、被災時に、スムーズにペットを受け入れるために、どのような対応をとられているか、現状をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

災害時に、ペットを守るためには、飼い主による、災害が起こる前の準備が重要というふうに考えているところでございます。

その準備とは、移動用ゲージになれさせておくことや、決められた場所で排せつするようにしつけること、ペットフードやトイレ用品等の避難用品を備蓄しておくことなどがあるというふうに考えております。

また、災害が起きたときは、避難所で、他の

避難者とトラブルにならないよう、飼育スペースや排せつ物の処理など、決められたルールを守ることや、ペットのストレスを軽減させるための対策などを行いながら、飼い主が責任を持って世話をしなければなりません。

本市の取り組みといたしましては、この準備や行動につきまして、広く皆さんに知っていただくため、広報等でお知らせをしているところでございます。

また、避難所での受入体制も重要となっております。

宿毛市におきましては、南海トラフ地震を想定した避難所が、市内で29施設ありますが、それぞれに避難所運営マニュアルを作成しているところでございます。

その中で、被災時の施設の利用計画を定めておりますが、ペットスペースを設けることができない、規模の小さい避難所を除きましては、それぞれペットスペースを設けるとともに、マニュアルの中にペット避難のルールのご案内も記載をしている、そういったところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 11月17日、四万十市の具同小学校で、具同地区合同避難訓練がありました。

自主防災組織が主催で、通常の避難訓練とともに、ペットとの同伴避難訓練があるというので、私も見学に行かさせていただきました。

全体的な内容を、まず説明しますと、まずびっくりしたのは、体育館玄関の横の裏庭で、本当に1メートル以上もある大きなかまどが3つありました。婦人会の方と中学生が手伝いをして、炊き出しの準備をしていました。

体育館に入ると、開会式の後、高知大学の先生による防災ミニ講座があり、その後、体育館を4分割して、消防の方が救命救急法、AED

の使い方、傷病者搬送の仕方などの指導をし、また、市の職員が簡易テントや簡易トイレの組み立てを指導していました。

230人以上の方が参加されていると聞き、スケールの大きさに驚いたことでした。

そんな訓練の中でも、関心のあったペットの同伴避難は、2階への階段を上がった広場で行われていました。

四万十市では、昨年初めて試みたペットの同伴避難訓練からの課題を、アンケートから確認、集約して、ケージの避難ではなく、ペット同伴者のスペースをつくり、ペットが家族と一緒にいられて、テントを家族ごとに設営し、ペットと飼い主が安心できるやり方をやってみようということで、避難所でペット受け入れを想定して、簡易テントでペットと過ごすことをやっていた。

おむつをしたペットもおり、無駄ぼえもなく、本当に静かに、安心している様子でした。

こうした災害時にペットと逃げる、同伴避難、宿毛市においても、地域と一緒に計画してはどうかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ペットの同伴避難につきましては、議員のほうからお話ありましたが、ことしも他県におきましては、台風19号襲来時に、自治体側に事前の準備ができておらずに、避難を断られるなどといった事例がありまして、全国的にも問題となったところでもございます。

宿毛市におきましては、こういった事例が発生しないように、周知に努めているところであります。先ほど議員より話のありました四万十市の訓練についても、本市の職員を参加をさせているところでございます。

今後、先進的な取り組みを行っている四十市を初め、他市の事例を研究する中で、訓練の開催について、検討をしてみたい、そのように考えているところでございます。

また、参加をした職員からは、いろいろな問題があるねということをお聞かせいただいて、帰ってきているような状況でもございますし、また先ほども、無駄ぼえがなかったという話もありましたが、かなり意識が高い飼い主の方々が参加されての、今回、避難訓練だったというふうに聞いておりますので、皆さんが逃げたときにどうするのかも含めて、しっかりとした避難所の運営マニュアルに位置づけて、そこら辺もしっかりと計画の中に入れておかないと、実際起こると、いろいろな問題が出てきて、パニックになるのかなということも、逆に想定をしているところでございます。

非常に難しい問題だとは思いますが、しっかりと取り組みをしていきたいというふうに、本市としても考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） こうした災害時にペットと一緒に逃げて、しっかりと受け入れする避難場所、全国的にも拡大しつつあるようです。ぜひ、宿毛市でも実現できれば、飼い主もペットも安心できると思います。

続きまして、小筑紫ヘリポートの活用方法についてですが、10月16日に総務文教常任委員会のメンバー全員で、大海地区と小筑紫地区のヘリポートの視察に行きました。

大海地区へのヘリポートは、現地まで車で、急な坂はありましたが、すんなりと行くことができました。

小筑紫地区のヘリポートは、道路から歩いて厳しい階段を上り、やっとついたところにヘリポートがありました。

このヘリポートをどのように活用していくのか、なかなか難しいかなと思いましたが、どのように活用していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ヘリポート、活用できるか疑問ということでございます。どういった点が疑問なのか、またお聞かせ願えたらというふうに思いますが、まずお答えさせていただきます。

小筑紫地区及び大海地区の緊急ヘリポートについては、平成28年度に大海・小筑紫の両地区長連名によりまして、南海トラフ地震時に伊与野川と福良川にかかる橋の落橋によって、両地区が陸の孤島となることを想定し、七日島頂上と、大海地区の高台に、避難拠点となる施設の整備要望をいただいたことを契機に事業化をし、平成30年度に整備が完了したものでございます。

南海トラフ地震時に孤立が想定される集落はほかにもございますが、特に両地区におきましては、浸水区域以外に避難所はもちろんのこと、住宅がほとんどなくて、山越えなどによる移動も困難になると想定しているところがございます。

こうした状況を踏まえまして、共助での対応は困難であると判断し、少なくとも物資の運搬や、傷病者の運送手段を確保するために、整備をしたものでありまして、被災時にはそういった用途を基本として活用することとしております。

現状の中で、可能な限り考えた形の中で、活用が十分できるということで、整備させていただいた事業となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 小筑紫のヘリポートは、先ほども言いましたが、あがるだけでも大変でした。また、おりの途中に神社があり、そこに避難場所もありましたが、患者さんの緊急搬送などを行う場合、なかなかあがりおりが大変だなというふうに、私は感じたところであります。

小筑紫の皆さんに役立てられるヘリポートで、広く小筑紫の皆さんに使えるヘリポートであつたらいいなというふうに思います。

次に、西地区の防災コミュニティセンターの活用ですが、この場所も、先ほどのヘリポートと一緒に日に視察させていただきました。

西町の高台に建設されていますが、管理方法と、西地区の、名前がついていますので、ほかの地域の方も活用できるものと考えますが、ほかの地域への周知はどのようになっているか、お聞きします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁をさせていただきます。

何点かにわたって話が進みましたので、少し説明をしながら、答弁にかえさせていただきますと思います。

まず、車であがるような道がないということで、あがりにくいということでございます。小筑紫ヘリポートでございます。

こちらにつきましては、私といたしましても、ヘリポートまで車であがれる道があれば、より有効な施設になるという認識は、当然持っているところでございますが、当該ヘリポートへの取付道路につきましては、検討段階で検討はいたしました。当該地の山の大きさや形状によりまして、道路の整備を行うと、ヘリポート自体の面積がとれなくなる、そういったおそれや、また整備費用が膨大にかかるというような状況もございまして、断念をした経過もあります。

また、さらには、保安林となっていることか

ら考えますと、事業の実現は非常に困難だったという事業になっております。

そういった形の中で、陸の孤島とするわけにはいかないという形で、ヘリポートを整備したところでございまして、先ほど申しましたように、病人であるとか、物資の搬送であるとか、そういったものには十分活用できるというふうに考えているところでございます。

また、西地区の防災コミュニティセンターについて、少し説明をさせていただきたいと思えます。

こちらは、南海トラフ地震発生時に、長期浸水によりまして孤立が想定される西地区におきまして、災害活動の拠点として機能するよう、発電機やテント等の資機材、そして水、食料を備蓄し、高齢者や障害のある方などの災害時要配慮者の避難所として、一定の機能を有する施設になっております。

繰り返させていただきますが、災害時の要配慮者の方の施設、避難所ということでございます。

また、台風等の風水害時には、指定避難所として活用するほか、平常時におきましても、市民の皆様の文化活動や集会の場として、有料にて御利用していただけるようにしているところでもございます。

なお、施設の運営管理につきましては、南海トラフ地震のような大規模災害時には、行政が駆けつけることができないことを想定して、防災拠点となる当施設を、地域が日ごろから使われていることが、防災力の向上にもつながると考えまして、地域による管理もできるよう、条例の整備もしているところでございます。

それについては、議員も御承知のことだというふうに思っております。

現在は、宿毛市による直営となっているところでございます。

そして、西町以外の地区の住民への周知というところでございます。こちらにつきましては、施設オープンに合わせ、ことしの10月ではございますが、「広報すくも」に掲載をいたしたところでございます。

また、台風や大規模災害時に当施設の利用が想定される咸陽小学校区の区長への説明会を開催し、地区の皆様には、回覧文書によりお知らせをいたしているところでございます。

要するに、咸陽小学校の校区の方々には、しっかりとお知らせをしているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 西地区ということで、なかなか場所がわかりづらい面もありまして。

西地区ということは、地区長の振り分けで言いますと、大島、片島とか、高砂から新田あたりまでが西地区というふうになっていますので、そういう方も積極的に利用できるかなというふうにも感じましたので、お聞きしたわけですが。

それぞれの地域の方々に、しっかりと周知しているということですので、これから防災はもちろんです、憩いの場所としても、どんどん使ってほしいと思います。

次に、雨水排水計画について。

市長は、市長選で豪雨災害に備え、雨水排水計画を策定し、対策に取り組むと訴えられました。そこで、市全体の雨水排水計画についてですが、今年の7月豪雨では、街区を初め、西地区でも浸水が発生し、大きな被害が出ました。ああいった被害をなくすための市街地周辺の浸水対策の現状と、雨水排水計画に関する今後の方針について、お伺いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員も御存じのとおり、全国各地で台風や梅

雨前線の急激な発達に伴う豪雨が多発をいたしまして、以前にも増して、降雨量、降雨継続時間が増大する傾向にあり、各地に甚大な被害を及ぼしているところでございます。

当市におきましても、今年の7月豪雨は過去最大となる、時間雨量による記録的な大雨をもたらした、公共施設や農作物等に大きな被害を受ける結果となったところでもございます。

このような状況の中、住宅への浸水被害が深刻な街区の雨水排水に関しまして、市役所裏にございます山手幹線排水路の水位上昇に関するシミュレーション解析を、昨年度末に実施をいたしたところでございます。

この調査では、解析とあわせまして、暗渠への入孔調査や、水路構造の健全度を確認したところでございます。

この解析結果によりまして、水路本体の問題点が確認されました。例えば、水路のコンクリートのところの経年劣化や、浸水地点の流水断面の不足、要するに断面の面積というか、その不足ですね。流水断面といいますか、面積ですね。その1面。水路自体は長いものです。そちらの不足。そして水路勾配。

こういった不足など、多様な課題が浮き彫りとなりまして、この課題解決に向けた取り組みを行っているところでございます。

具体的に申しますと、桜町、萩原地区の浸水対策といたしまして、幹線水路からポンプ場までの距離が長い上に、水路の勾配が緩いことで、雨水がポンプ場へ到達するまでに時間がかかり、豪雨が長時間継続することによりまして、水路の排水流下能力を超え、越流することで、地盤の低い萩原、桜町に浸水被害が起きてしまうものというふうに考えております。

この被害を低減するためには、地区上流部に新たなバイパス水路を必要としますが、整備には多額の事業費を要するため、補助事業の導入

をしなくてはなりません。

今年度現在、補助金導入に際し、必須条件となる宿毛市雨水管理総合計画の策定に向け取り組んでいる、そういった状況でございます。

雨水管理総合計画とは、雨水による浸水対策に特化し、重点対策地区の位置づけをもって、既存ストックの活用により、効果的な施設整備を図るための計画となります。

今後の方針といたしましては、中・長期的に当市の公共下水道事業認可区域の約166ヘクタールに、西町地区の75ヘクタールを合わせた区域、241ヘクタールにおきまして、重点対策地区を定め、計画雨水の水準を上げまして、計画を見直しし、策定してまいります。

計画の策定後、事業計画に位置づけ、事業化を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

要するに、ポンプ場までの道のりが長くて、勾配もなく、そこにたどり着くまでに越流をしてしまうという状況の中で、バイパスの水路の整備であるとか、そういったものをしながら、しっかりと、ポンプ場まで早く水を運ぶというか、流れ出すような、そういった整備をしていきたいなということでございまして、それに向けて、先ほど申しました宿毛市雨水管理総合計画の策定に、今、取りかかっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 雨水による浸水対策は、津波のような、何十年に1回の対策と違い、昨年の豪雨被害や、ことしの各地の台風被害のように、毎年、来るかもしれない災害ですので、災害の対策を、スピード感を持って取り組んでいってほしいと思います。

次に、防災対策最後の質問になりますが、災害時のドローンの活用についてですが、私は昨

年の7月豪雨の際、朝早い時間に自宅から車で移動することができなかつたため、歩いて地域の状況を確認しましたが、すねまでつかった状態で見回りし、半日かけて町中を見て回るようになりました。

悲惨な光景も想像したくはないですが、非常に大変思いをいたしました。

ドローンがあれば、災害が発生した場合、すぐ災害状況、安否確認ができると思いますが、現在、ドローンの保有状況をお伺いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市でのドローンの保有状況といたしましては、平成29年度に宿毛消防署で1台を整備しておりまして、現在はこの1台のみとなっているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 消防にあるということですが、余り活躍している姿を見たことはないですが、どんな活用方法で、どんな実績があるのか、お伺いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛消防署に整備したドローンのこれまでの活用状況といたしましては、行方不明者の捜索や、昨年度発生した、先ほどお話にもありましたが、7月豪雨のときには、被災状況の確認にも活用をしているところでございます。

また、定期的な操作訓練を行い、技術の向上にも努めているところでございまして、非常に活用している、そういった現状でございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 自分たちが知らないだけでしたね。

高知県は、損保会社と協定を結んで、ドローンの活用、対策を考えているようですが、今後、ドローンをふやしていく考えはありますか。お答えください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ドローンの追加についての考えはないかという質問でございます。

災害時には、ドローンは非常に重要な情報収集手段になるものと、そのように私も考えております。

特に、南海トラフ地震発生時には、被害が広範囲に及ぶ中で、津波の浸水状況を初めとした被災状況であるとか、さらには孤立状況の把握のため、今後、ドローンの追加についても、前向きに検討をしてみたいというふうを考えておまして、近いうちに必要であろうなというふう考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ふやしていく考えがあるということですので、今後、消防だけではなくて、例えば危機管理課とか、土木課とか、都市建設課、商工観光課など、広い範囲で活用できるのではないかというふうに、期待もしているわけですが。

ドローンの数をどんどんふやしてもらおうよう、検討、よろしくお願いします。

次に、観光振興の宿毛フェリー再開に向けた取り組みについてですが、フェリーは昨年10月より運行を休止し、あれから1年以上も経過しております。

私は、片島で市長と語る会の中で、ある程度の話は聞かさせていただきましたが、地域住民は、いまだ航路再開に大きな期待を寄せております。どのような状況にあるのか、私が聞いた話と重複するようになっても構いませんので、

お話してください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛フェリーの再開ということでございます。皆さん御承知のとおり、宿毛フェリーにつきましては、昨年の10月19日から、燃料の高騰を理由に、運行を休止し、本年3月4日に宿毛フェリー側より、市に対しまして、運行再開の見込みなしとの報告を受け、現在に至る経緯となっているところでございます。

フェリー側から報告を受けた後、本市といたしましては、航路再開を目指し、航路の承継に関心を持った県外の海上運送事業者と協議を行ってまいりましたが、この海運事業者につきましては、航路の承継は困難との結論に至ったところでございます。

この結果を受けまして、本市といたしましては、四国運輸局、高知県とも協議を行う中で、6月中旬に西日本エリア内の一般旅客定期航路事業者193社に対しまして、宿毛佐伯航路に関するアンケート調査を実施いたしました。

そして、103社の航路事業者より回答をいただくことができました。

そのうち20社から、航路承継に興味がある、どちらかといえば興味があるといった回答をいただいていたことから、電話でのヒアリングや、企業訪問を行いまして、航路承継における可能性や、条件などについて、協議を行ったところでございますが、自治体での新船建造や、複数隻の運航、船員の確保問題など、運航再開に当たっては、大変ハードルの高い内容となりました。この間の取り組みの中では、航路の再開は大変難しいとの認識を持つに至っている、そういった現状でございます。

なお、高知県側、大分県側の関係自治体等とは、運行休止以降、情報の共有、連携を継続的

に行っているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、現時点では、宿毛市としては、具体的な活動は非常に難しいものはあると考えておりますが、せんだつても、近隣のフェリー事業者を訪問させていただきまして、業界の動向、需要などの情報収集を行うなどの取り組みを行っているところでもございまして、今後も引き続き、国、高知県、そして佐伯市との協議の継続はもちろんのこと、各方面から情報収集を行うなど、航路再開に向け、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

非常に当たれそうなところ、全て当たっているところでございますが、内容については、非常に厳しい内容になっているというのが、今の現状でございます。

また、そういった形の中ではありますが、高速道路の延伸であるとか、明るいきざしもありますので、諦めずに、これからも航路再開に向け、取り組みを継続してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 余談の話になりますが、ことしの7月の初めに、突如、片島のフェリー岸壁からフェリーの姿が消えました。その次の日に、フェリーがいなくなった、どこへ行ったと、私のところにも連絡があり、岸壁へ見に行きました。

近くの方にお話を聞くと、フェリーは九州の会社が買い上げ、すぐに宿毛市に貸して営業するようになると、トラックの運転手が言っていた。おまえ、市議員にもなったのに、それも知らんのかみたいな話をされましたが、うわさにすぎませんでした。

やはり住民もしっかりとした今の現状を知りたい、何とか航路を引き継ぐ事業者を探してほ

しいという気持ちは一緒だと思います。

先ほど、市長も言われましたが、宿毛市だけで解決できる問題ではないと思いますが、高知県、大分県、佐伯市とも連携して、再開に向けて、さらなる取り組みをよろしくお願いします。

次に、自転車観光の促進についてですが、何日前、テレビをつけていると、宿毛という声が聞こえたので見ていると、宿毛駅をおり、観光協会で電動自転車を借り、町を自由に走り、大島の宿泊施設に行くところまで放送されていました。

自転車でぶらりと、町をゆっくり、景色を見ながら回るというのも、何かいいなというふうに思いましたが、市長は自転車を活用した観光促進、推進に力を入れていますが、自転車による災害や救護なども視野に入れて、促進しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

いろいろな面に自転車を活用できるんじゃないかというような趣旨の御質問だと思いますが、まず、観光について、少し聞き取りもしておりますので、そちらについて、まず今の現状を含めて答弁させていただきたいと思います。

宿毛市では、自転車を活用した観光を推進するため、県の観光拠点等整備事業費補助金を活用いたしまして、先ほど議員のほうからも御説明があった、電動アシスト付マウンテンバイクもそうでございますが、まずは平成29年度にロードバイクを6台、そして平成30年度に、先ほどお話あった電動アシスト付マウンテンバイク、いわゆるEバイクといいますが、このEバイクを4台導入し、宿毛市観光協会に運営を委託して、レンタサイクル事業を実施している現状でございます。

このEバイクにつきましては、長距離の電動

アシスト走行ができるため、初心者や年配の方でも、広範囲にわたって宿毛市の魅力を味わうことができるようになります。

本年度の具体的な取り組みといたしましては、ロードバイク初心者サイクリング、そして3つのダムをめぐるサイクリング、さらに100キロチャレンジサイクリングなど、宿毛市観光協会によるレンタサイクルを活用した初心者・中級者向けイベントを開催し、サイクルツーリズムのPRを行っているところでございます。

また、本年7月に連携協定を締結した官民連携事業研究所のサポートのもと、株式会社オーシャンブルースマート、そしてNECソリューションイノベータ株式会社の両者と、シェアサイクルの活用促進に関する連携協定を結びまして、10月よりシェアサイクルの導入に関する実証実験を行っているところでございます。

市役所の本所の玄関にとめている自転車、これもそうでございます。

これは、スマートフォンのアプリを使用し、24時間いつでもレンタル、返却ができるシェアサイクルでございまして、今回、宿毛市では通常の二輪車3台と、大きな荷物などを乗せることができる三輪車5台、合計8台の自転車を用意し、駐輪ポートは、先ほど申しました市役所、そして林邸、東宿毛駅、そして宿毛駅、そして定期船乗り場の5カ所を設けてスタートをいたしましたところでございまして、特に三輪車5台につきましては、国内初のこういったシェアサイクルということで、報道機関といたしますか、そちらのほうにも取り上げていただいたところでございます。

今後におきましても、自転車を活用した観光推進の取り組みを継続し、積極的に情報発信を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、先ほどお話のあった防災であるとか、環境であるとか、こういったものもしっかりと

進めていくということで、宿毛市は自転車を活用したまちづくり計画というものを、昨年度、策定をさせていただいております。

この中にしっかりと盛り込んでおりますので、またぜひごらんになっていただきたいというふうに思いますし、また、例えば昨年7月豪雨の後もそうでございますが、なかなか、現地の名前を言いますと、京法・還住敷のほうに車で入れないという状況になったときに、徒歩では時間がかかるということで、こちらマウンテンバイクの愛好者の方々と連携をして、自転車を使って、そちらのほうに物資を運んだり、また安否確認を行ったりとかいうことも、もう既にしているところでもございます。

そういった形の中で、防災にもしっかりと資するものだというふうに考えておまして、電動アシスト付マウンテンバイクにつきましては、先ほど申しましたように、100キロ以上走行できますし、また電動のアシストがついているということで、かなり重たい荷物も運べるという状況でございますので、しっかりと活用ができるというふうに思って、整備もしたところでございます。

また、環境のほうにつきましては、先日もサイクルツーリズムの一環といたしまして、横瀬川ダムのイベント等で、森林の中に、自転車を使ってサイクリングという形の中で入る。入った中で、その環境問題について、少し学んでもらうとか、そういった活動も、既に取り組みをしているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） しっかり考えているし、現在行われていることもあるということで、安心しました。

これからも、自転車を活用して、美しい自然、戦争遺跡、フィッシングといった分野とも絡め

ながら、進めていけばいいんじゃないかなと思ったりもします。

次に、渚の交番についてですが、道の駅すくもを利活用した取り組みになると思いますが、個人的にマリンスポーツが非常に好きで、大変興味がありますので、渚の交番、体験型観光の拠点にもなるかとも思いますので、期待感がある内容を、ぜひ、私としては早く聞きたいと思ひまして。市民も一緒だと思ひますが、今の段階で、どういうふうに観光に結びつけていくのか、計画をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、渚の交番についてということですが、サニーサイドパークにつきましては、私は1期目のときから、こちらの道の駅を海の道の駅として、フィッシャーマンズワープのような形で、海に特化した道の駅にしていくべきではないかというお話を、ずっとさせていただいてきたところでもございます。

そういった形の中で、渚の交番につきましては、昨年度実施した道の駅の意見交換会での検討を踏まえまして、サニーサイドパークに新しいにぎわいと、人の流れをつくるために、NPO法人黒潮実感センターによる宿毛湾全域の海洋教育や、体験活動などを行う拠点施設の整備を進めていきたいと、そのように考えているところでございます。

この渚の交番の設置を進めていきながら、道の駅の内部の通路などのバリアフリー化や、トイレの移設、海鮮バーベキューなどができる簡易な施設の整備なども、あわせて検討し、海辺のロケーションを生かした道の駅にしたいと、そのように考えているところでございまして、来年度には、予算化をしたいと、そのように考えているところでもございます。

渚の交番につきましては、NPO法人黒潮実感センターが、日本財団の助成制度を活用して整備をする予定でございますが、施設の設計費や建築費の助成について、来年度から再来年度にかけて、当市や関係組織などと協議しながら、申請手続を進めていく、そういった予定でございます。

当市といたしましては、渚の交番ができることによりまして、マリナクティビティーなど、そういったものの体験型観光の振興につながる効果も期待しておりますので、施設整備の協議を重ねていく中で、黒潮実感センターと連携した観光振興の取り組みを進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ぜひ、素晴らしいものにしていってほしいと思ひます。

続きまして、スポーツ振興に移りたいと思ひます。

東京オリンピック関連事業について。

その中の聖火リレーについてですが、来年はオリンピックイヤーであり、全国でオリンピックの聖火リレーが行われることになっており、ここ宿毛市でも、高砂の海風公園までリレーされてくると、新聞報道で知りました。

そこで、聖火リレーの内容についてですが、現時点で公表できる情報は限られていると思ひますが、公表できる範囲で、教育長にお答えいただきたいと思ひます。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、2番議員の一般質問にお答え申し上げます。

聖火リレーの内容に関する御質問をいただきました。

東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、公益財団法人東京オリンピック・パ

オリンピック競技大会組織委員会が主催となりまして、3月26日木曜日の福島県を皮切りに、最終日となる7月24日金曜日の東京都まで、全国47都道府県を、121日間かけて実施されることになっております。

高知県におきましては、4月20日月曜日と、翌21日火曜日の2日間、実施されることが決まっております。宿毛市での実施は、4月20日となっております。

さらに、その日の聖火ランナーのゴール地点となる自治体においては、聖火の到着を祝うセレモニー、いわゆるセレブレーションイベントを行うこととなっております。4月20日が宿毛市、21日が高知市で開催をされます。

なお、聖火リレーのコースが本日午後1時に公表をされまして、本市では、宿毛まちのえき林邸前の広小路をスタートいたしまして、西へ真っすぐ進路をとり、本町、幸町、新田、高砂を通過して海風公園に至るコースとなっております。

また、本市でのセレブレーションイベントにつきましても、既にマスコミでも報道がありましたように、宿毛湾港新田緑地の海風公園で行われることになっておりまして、本会場では、最終聖火ランナーがゴールするまでの間、スポンサー企業であります日本コカコーラ株式会社、トヨタ自動車株式会社、日本電信電話株式会社、日本生命相互会社の4社が中心となりまして、さまざまなプログラムの披露等が行われることとなっております。

これを受けまして、今議会に聖火リレーやセレブレーションイベントを安全に行うための警備関連委託料を初め、コーン、ロープ等の資機材購入費、セレブレーション会場に設置するトイレや灯光器の借上料等、1,017万5,000円を計上させていただいているところでございます。

なお、聖火ランナーの情報や警備員の数、セレブレーションイベントの内容等に関する情報につきましては、テロ対策及び聖火ランナーの安全性の確保などの警備上の観点や、聖火リレー当日のサプライズ的な要素等もございますので、取り扱いには慎重な対応が求められております。

このため、組織委員会や高知県実行委員会からの要請によりまして、国際オリンピック委員会の最終決定がされて、公表されるまでは、全国統一的に非公開の取り扱いとなっております。現段階で全ての情報をお示しすることができない状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

今後におきましては、高知県や他市町村を初め、関係団体とも連携を図りながら、多くの方々へ感動していただけるような聖火リレー及びセレブレーションイベントの実施に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 本日発表されたということで、最新の情報をありがとうございます。

非公開のところもあると言われていたもので、なかなか公表できないところもあると思いますが、大変詳しい説明をしていただきました。

続いて、聖火リレーの質問ですが、市民への周知についてのことです。

聖火リレーを盛り上げるために、多くの方に聖火リレーをごらんいただく必要があるかと思いますが、市民への周知はどのように行っていくのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、2番議員の再質問にお答え申し上げます。

聖火リレーの市民への周知に関する御質問でございます。

聖火リレーはスポーツの祭典、世界平和の祭典として開催されるオリンピックの象徴といえる聖火を、直接、生で見られる絶好の機会であり、また聖火リレーの様子が放送されることで、宿毛市をPRできる、またとない機会でもございます。

このため、今後、組織委員会等から発信される聖火リレーの関連情報につきましては、ホームページやフェイスブック、広報誌等を活用し、さらに高知県や他市町村等とも連携をしながら、広く周知を図り、市民の皆様はもとより、多くの方々に聖火リレー及びセレブレーションイベントをごらんいただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ぜひ、市民も一緒になって盛り上げられるオリンピックにしていければと思います。

私の質問はこれで終わりますが、私は、令和という新しい年に議員となり、来年は東京オリンピックを迎えます。気負わず、一生懸命、これからも務めさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時10分 散会

令和元年
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和元年12月18日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第25号まで

第2 幡多西部消防組合議会議員の選挙

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第25号まで

日程第2 幡多西部消防組合議会議員の選挙

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

4 欠席議員

な し

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長	奈 良 和 美 君
兼調査係長	
議事係長	宮 本 誉 子 君

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君

市民課長	沢田美保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	谷本裕子君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	平井建一君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時04分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

ただいま議会運営委員会並びに議会改革調査特別委員会の委員が1人欠員となっておりますので、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、10番岡崎利久君を議会運営委員会に、1番今城 隆君を議会改革調査特別委員会委員に、それぞれ指名いたします。

また、総務文教常任委員会の委員長に高倉真弓君、副委員長に今城 隆君が選任されましたので、報告いたします。

日程第1「議案第1号から議案第25号まで」の25議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 皆様、おはようございます。4番、質疑をさせていただきます。

議案第22号、工事請負契約の変更について、お伺いいたします。

工事名、小深浦高台造成工事でございます。

契約金額は、変更前9億4,875万8,400円、変更後10億6,951万9,000円でございます。約1億2,000万円の増額となっております。

そこで、契約予算の変更後の金額内訳を伺います。運搬費、消費税分けてお願い申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、川田議員の質疑にお答えします。

議案第22号、工事請負契約の変更について、変更金額の内訳を説明いたします。

変更項目は2項目ありまして、1つ目は、9月議会で報告しました、掘削土を盛土区域で移動させるための押土及び運搬費1億131万4,800円の増額です。

2つ目は、消費税率改正により、消費税率を8%から10%に変更するもので、増税分の2%に相当する1,944万5,800円を増額するものです。

以上、2項目が変更内訳となります。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） どこまでブルドーザーで、どこまでダンプの仕事になるのか、それを比較したシミュレーションなどできていましたら教えてください。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、ブルドーザーで土を移動させる場合と、ダンプトラックで土を移動させる場合の比較について、説明をいたします。

設計の積算においては、工法や単価を比較検討し、より安価な単価を採用しておりますので、変更金額の算定においても、掘削と動かす距離に応じ、単価比較をいたしました。

今回の工事で、一番多い岩掘削を例にいたしますと、ブルドーザーが行き帰りをしながら、移動させることができる掘削押土の距離は30メートルと規定されておりますので、ブルドーザーで2回押せば60メートル動かせることとなります。しかしながら、土を動かす距離が遠くなりますと、ブルドーザーで何度も押す費用より、ダンプトラックに積み込み、1回運搬するほうが安くなります。

このことを踏まえ、ブルドーザーとダンプトラックの費用を比較したところ、土の移動距離が90メートルまではブルドーザー、90メートルを超えるものについては、ダンプトラックによる運搬が安くなることがわかりましたので、

移動距離が90メートルまでの土はブルドーザー、90メートルを超えるものについてはダンプトラックでの積算としております。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） このミスそのものが、どの段階で判明されたのか。判明の時期を教えてください。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、どの段階で運搬費の追加が判明したかについて、お答えをいたします。

今回の工事は、積算ミスがありましたので、結果的に入札を2回行いました。

この入札期間中は、指名業者から質疑を受け付ける期間や、入札後に疑義申立を受け付ける期間を設けておりましたが、どの指名業者からも運搬に関しての質疑、疑義はありませんでした。

都市建設課が運搬費計上の必要性を把握したのは、契約後に請負業者と行う施工打ち合わせの中で、運搬の積算が現場条件に合っていないと報告を受けたことにより、このことを把握したものです。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 設計コンサルタントと職員とのコミュニケーション、確認は十分だったといえますでしょうか、教えてください。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、職員とコンサルタントの協議について、お答えします。

積算根拠になる設計図や数量計算は、今回、コンサルタントに外注をいたしました。委託期間中に発注者と受注コンサルタントがどれだけ多くの意見を交わすかが、成果品のよしあしに影響をします。

今回の積算で、当初から運搬の認識不足があ

ったことについては、協議不足も要因の一つであったと考えております。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） こうならないためにはどうすればよかったのか、防止策をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、どうすれば、このようなことを防げたかという御質問です。

先ほど、意見を交わすことが大事というふうには答えましたが、意見もただ交わせればいいということではなくて、受注コンサルタントと対等に議論を交わせるだけの知識と経験が必要です。

また、経験が少なくても、疑問を積極的に聞くことや、みずからの考えを伝えることで、コンサルタントと信頼関係が築けていけるものと思いますので、作業自体は外注業者がやるにしても、発注者として、積極的なかわりや連携が必要であったと思います。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） これからも大きな事業に向かって、さらなる高みを目指して頑張ってください。

以上で質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） おはようございます。それでは、質疑をさせていただきます。

先ほども質疑がありましたが、議案第22号、工事請負契約の変更について、お伺いをいたします。

今、川田議員に対しての答えの中で、いつ、誰がという部分であったわけですが、契約後という部分はわかったのですが、何日に気がついたのか、日付と、誰がという部分、特定をお願いします。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、松浦議員の質疑にお答えします。

契約後の最初の業者との打ち合わせは、7月25日です。打ち合わせに出席しておりますのは、請負業者とうちの担当者、それから係長が出席しております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ということは、7月25日の段階で、こういうモレがあったということがわかったということですよね。

それと、もう1点お聞きしたいのですが、当初予算で債務負担行為として、平成32年度分として3億8,909万円あるわけですが、これに加えて、消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内とするとなりますけれども、この金額、消費税プラス地方消費税を加えた額は幾らになりますか。お願いします。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、令和2年度の債務負担行為額について説明をいたします。

3億8,909万1,000円に消費税額を掛けますと、4億2,800万円となります。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 数字がどうもつくられたような感じがしてならんわけですが、今、答弁がありましたように、平成32年度分で4億2,800万円、当初予算で議決された分が4億4,200万円、足しますと10億6,900万円。今回、消費税を加えた額で1億2,000万円を足すと、変更後が約10億7,000万円。

きのうの一般質問の中で、市長は10億7,000万円という答弁をされたわけですが、でも、どうもこの1億2,000万円というのは、そこに合わすためにつくられて、業者と打ち合

わせをされたのではないかなという疑念が浮くわけですが、そこらあたりについてお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 松浦議員に申し上げます。

質疑の場所ですので、自分の意見をしないように注意してください。

12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） それでは、再度お伺いします。

1億2,000万円、消費税が1,000万円ですか、1,900万円か、あるわけですが、この1億1,000万円の工事費の内訳、積算をした根拠、1億1,000万円になった。それについて答弁を求めます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、ただいまの1億1,000万円という質問がございましたけれども、1億100万円のことだと思います。

こちらのほうの積算につきましては、先ほど、川田議員の質疑にお答えさせていただいた内容と同じになりますが、ブルドーザーで土を動かす費用と、ダンプトラックで運搬をする費用、こちらを距離に応じて比較をしまして、90メートルまではブルドーザーで土を動かす、それより遠い距離に関しては、ダンプトラックで土を動かすという積算を、今回いたしております。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 全て土の運搬費用ということで構わんですかね。

それでは、今回、1億2,000万円を足して10億6,951万9,000円ですが、当初の運搬費用はどれぐらいを積算しておったのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、

松浦議員の質疑にお答えします。

当初のダンプトラックで積算しておりました運搬費は、造成地の一番北に位置する谷のところだけの運搬費、約230万円のみを計上しておりました。

今回の変更による追加費用が1億131万4,800円となりますので、合わせますと約1億360万円となります。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） この問題については、昨日の山戸議員の質疑の中でも、余りにもずさんであるということで提起をされた問題でもございます。

先ほど私の話した、この当初予算と債務負担行為との合計が10億6,900万円、今回も10億6,900万円、10億7,000万円以内という市長の答弁と合致している分については、質疑になじまないという部分でございますので、今後において対応してまいりたいというふうに思います。

いずれにしても、この金額、余りにもずさんな市の対応ではないかなという思いがいたします。7月25日に決定して、それから今日まで、業者とのすり合わせもあったかと思えますけれども、これについても、疑念を持ちながら、質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） おはようございます。5番、川村三千代です。

私、質疑を一括方式の質問でさせていただきます。

3項目について、説明を求めますので、それぞれ担当課長、よろしく願いをいたします。

議案第1号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）からでございます。

なお、この3項目の中には、昨日の一般質問

と重なることも多々ございますけれども、新規事業ということもあり、また昨日からテレビ、新聞等で取り上げられている注目の事業であるということから、重なる質問になりますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは、まず24ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、6目畜産業費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市ASFウイルス侵入防止緊急支援事業費補助金880万円、こちらについて、その目的や内容をお示しください。

続いて、お開きいただきたいのが、30ページになります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費、教室等改修工事費500万円、こちらについても内容をお示しいただきたいと存じます。

そして、最後の3項目めですが、その次のページ、31ページの9款教育費、5項保健体育費、3目社会体育振興費、13節委託料、聖火リレー事業委託料、こちらについても、その目的、内容等をお示しいただきたいと存じます。

また、こちらの財源がその他となっておりますけれども、その財源についても、内容を御説明お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、24ページ、5款農林水産業費、1項農業費、6目畜産業費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市ASFウイルス侵入防止緊急支援事業費補助金880万円の増額補正につきまして、事業目的、それから事業内容についてお答えいたします。

ASFは、アフリカン・スワイン・フィーバーの略称であり、ウイルスが豚やイノシシに感

染した場合に、発熱や全身の出血性疾患を引き起こす、致死率の高い伝染病でございます。

日本国内では、これまでASFの発生は確認されてはおりませんが、昨年8月以降、アジア地域で急速に拡大しておりまして、現在、有効なワクチンもないことから、日本国内へのウイルスの侵入を防ぐための対策が重要となっております。

このような状況を受けまして、ASFウイルスの養豚場への侵入防止を目的としまして、野生動物侵入防護柵の整備に要する経費を補助しようとするものです。

補助対象者は、市内で養豚業を営む2業者であり、事業内容としましては、進入防護柵約2,000メートルの整備等を行うもので、全体事業費2,200万円を予定しております。

財源内訳としましては、国が2分の1の補助率であります1,100万円を、地域協議会を通じて補助対象者である養豚農家に直接補助し、宿毛市が補助率5分の2の880万円を上乗せして補助することにより、養豚農家の負担は総事業費の10分の1である220万円となるものです。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（中山佳久君） 教育次長兼学校教育課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、30ページ。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費、教室等改修工事費500万円の事業内容について、お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、小学校におけるブロック塀の改修工事の予算となります。ブロック塀の改修経費につきましては、昨年度、

小学校及び中学校の改修工事費の予算議決をいただき、本年度に繰り越しを行う中で、改修工事を実施してまいりました。

ブロック塀を金網フェンスへ改修するに当たりまして、樹木の撤去や基礎工事のやり直しなど、当初の想定以上に経費が必要となった施設もありまして、全体の予算を見直しをする中で、不足する工事費を今回、予算計上させていただいております。

なお、財源につきましては、16ページ、21款市債、1項市債、8目教育債の小学校地震対策事業債としまして、緊急防災・減災事業債を全額充当することとしております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（楠目健一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の31ページ。9款教育費、5項保健体育費、3目社会体育振興費、13節聖火リレー事業委託料の828万7,000円を含めまして、今議会には11節、12節及び14節にも、聖火リレー関連予算としまして、合計1,017万5,000円を計上させていただいておりますが、質疑の通告をいただきました聖火リレーの目的、内容、そして財源について、説明させていただきます。

なお、昨日の堀議員の一般質問で教育長が答弁した内容と重複するものもございますけれども、御容赦いただきますようお願いいたします。

まず、聖火リレーにつきましては、オリンピックの象徴である聖火を、全国でリレーによってつないでいくことで、多くの国民の方々にオリンピックに関心を持っていただき、機運を高めていくことを目的として行われます。

その中で、東京2020オリンピック聖火リレーは、そのコンセプトの一つとしまして、震災からの復興というメッセージも含まれておりますので、東日本大震災の被災地であります福島県を3月26日、木曜日にスタートしまして、最終日となる7月24日、金曜日の東京都まで、全国47都道府県を121日間をかけて、聖火ランナーとともに聖火がめぐることとなっております。

高知県では、4月20日、月曜日と翌21日、火曜日の2日間にわたって実施されます。

また、聖火の到着を祝うセレモニーでありますセレブレーションイベントにつきましても、聖火ランナーのゴール地点となります自治体において実施されることとなっております、4月20日が宿毛市、21日が高知市で実施されます。

本市の聖火リレーのコース等につきましては、宿毛まちのえき、林邸前の広小路をスタートして、西へ進み、本町、幸町、新田、高砂を経由しまして、宿毛湾港新田緑地の海風公園に至るルートでございまして、約3.4キロの距離を17名のランナーが走行することとなりました。

なお、ゴール地点となります海風公園では、最終聖火ランナーがゴールするまでの間、セレブレーションイベントとしまして、スポンサー企業の日本コカコーラ株式会社、トヨタ自動車株式会社、日本電信電話株式会社、日本生命相互会社の4社が中心となりまして、さまざまなプログラムが披露されることとなっております。

次に、財源でございますけれども、今議会に計上させていただいております聖火リレーやセレブレーションイベントを安全に行うための警備関連委託料828万7,000円を初め、コーン、ロープ等の資機材購入費、セレブレーション会場に設置するトイレや投光器の借上料等の予算につきましては、全て一般財源での対応

となっております、補助金等の財源措置はございません。

このため、本市におきましては、ふるさと寄附金を充当することにしております。

予算を見ますと、本市の負担は大変大きいものとなりますけれども、聖火ランナーをしっかりと警護するという目的に加えまして、聖火リレーの様子が放送されることで、宿毛の町並みや自然などを、多くの方々にごらんいただき、PRができる機会でもありますので、議員の皆様を初め、市内以外の方々とも一緒になって聖火リレー、そしてセレブレーションイベントを盛り上げていきたいというふうに考えております。ぜひ、御理解、御協力をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 2つの項目について、再質問をさせていただきます。

まず、ASFウイルスについてですけれども、このウイルスに感染した豚が、万が一発見された場合の対策や対応については、お考えでしょうか。また、このウイルスというのが、我々、人類に感染するような可能性はあるものなのか、人体への、何か影響があるウイルスであるのか、それを御説明いただきたいと存じます。

それから、聖火リレーについてですけれども、大変、これに関しては、きのうからもたくさん報道されておりますので、わくわくしているところなんです、この4月20日というのが月曜日になります。月曜日というのは、ちょうど林邸の横の広小路からスタートということですが、林邸のカフェの定休日にも当たるんですが、市全体として盛り上げていきたいということであれば、市のほうからも、林邸のカフェの定休日の変更などをお願いしてもいいんじゃないかなという思いもあるんですが、担当課の方はその点、どのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

ASFウイルスが日本国内に侵入し、豚に感染した場合の処置につきましては、農林水産省の特定家畜伝染病防疫指針に基づき、CSFに準じた対策をとることとなっております。

内容としましては、養豚場でASFの症状を疑う豚が発見された場合には、直ちに家畜保健衛生所において検査を行い、仮に感染が確認された場合には、殺処分及び埋設処分を行うこととなります。

それから、人への感染についてですが、ASF、それからCSFともに、豚やイノシシ特有の病気でありまして、人体への感染はないというふうにお聞きしております。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（楠目健一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、川村議員の再質疑にお答えします。

聖火リレー当日の林邸カフェでございますけれども、御指摘のとおり、月曜日は林邸カフェ定休日でございます。

そのため、ぜひその日は開店していただきますよう、協力要請をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） どうも担当課の方々、ありがとうございました。

令和元年もあとわずかとなりました。来年も市民の皆様の胸に、夢や希望や幸せという炎がともし続け、そしてリレーされることを祈念いたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

-----・-----・-----

午前10時51分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、幡多西部消防組合議会の議員が1人欠員となっております。

日程第2、幡多西部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

幡多西部消防組合議会議員に岡崎利久君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました岡崎

利久君を、幡多西部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岡崎利久君が幡多西部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました岡崎利久君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

本日議題となりました「議案第1号から議案第25号まで」の25議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月19日及び12月20日、並びに12月23日及び12月24日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、12月19日及び12月20日、並びに12月23日及び12月24日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月19日から12月24日までの6日間は休会し、12月25日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時55分 散会

議案付託表

令和元年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (9件)</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号</p>	<p>令和元年度宿毛市一般会計補正予算について 令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について 令和元年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について 令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について 令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について 令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について 令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について 令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (10件)</p>	<p>議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第23号 議案第24号 議案第25号</p>	<p>宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について 宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市沖の島循環バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について 財産の取得の変更について 特定事業契約の変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (6件)</p>	<p>議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号</p>	<p>宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 工事請負契約の変更について</p>

令和元年
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（令和元年12月25日 水曜日）

午前10時 開議

○ 追悼の儀

第1 議案第1号から議案第25号まで

（委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第6号

第3 委員会調査について

第4 議案第26号 副市長の選任につき同意を求めることについて

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第25号まで

日程第2 陳情第6号

日程第3 委員会調査について

日程第4 議案第26号

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三木 健正 君	4番 川田 栄子 君
5番 川村 三千代 君	7番 高倉 真弓 君
8番 山上 庄一 君	9番 山戸 寛 君
10番 岡崎 利久 君	11番 野々下 昌文 君
12番 松浦 英夫 君	13番 寺田 公一 君
14番 濱田 陸紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良 和美 君
議事係 長	宮本 誉子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	和 田 克 哉 君
長寿政策課長	桑 原 一 君
環 境 課 長	岡 本 武 君
人権推進課長	谷 本 裕 子 君
産業振興課長	谷 本 和 哉 君
商工観光課長	上 村 秀 生 君
土 木 課 長	川 島 義 之 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	平 井 建 一 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	中 山 佳 久 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	楠 目 健 一 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 戸 達 朗 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

山岡 力君が、令和元年12月15日に逝去され、12月19日に葬儀がとり行われました。

山岡 力君は、平成27年4月、宿毛市議会議員に初当選し、以来、宿毛市議会議員として、市政の発展に尽くしてこられ、今後の御活躍に待つべきもの大なるものがあるとき、再び相まみえることができなくなりましたことは、まことに痛惜のきわみでございます。

山岡 力君の死去により、現議員数は13名であります。

事務局長。

○議会事務局長（朝比奈淳司君） ただいま、故山岡 力議員の御遺族が入場されますので、御起立をお願いいたします。

傍聴席のほうをお向きください。

（御遺族入場）

○議会事務局長（朝比奈淳司君） 正面をお向きください。

御着席願います。

○議長（野々下昌文君） これより、「故山岡力君の追悼の儀」をとり行います。

この際、お諮りいたします。

追悼の辞をおくるにわたり、追悼演説者は議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

追悼演説者に岡崎利久君を指名いたします。

追悼演説の前に、故山岡 力君の御冥福を祈り、黙禱をささげます。

事務局長。

○議会事務局長（朝比奈淳司君） 事務局長、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（朝比奈淳司君） 黙禱。

（黙禱）

○議会事務局長（朝比奈淳司君） 黙禱を終わります。

御着席願います。

（着席）

○議長（野々下昌文君） これより、追悼演説を行います。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） まことに僭越ではございますが、御指名いただきましたので、追悼の辞を申し述べさせていただきます。

追悼の辞。

去る12月15日に逝去されました故山岡力議員の急逝を悼み、謹んで哀悼の意を表します。

本日、ここに令和元年第4回定例会閉会日に当たり、6番議席には、ありし日の容姿と形骸に接することもできず、議員一同惜別の情を禁じ得ないところであります。

山岡さん、あなたは昭和31年11月6日に、小筑紫町石原で生を受けられましてより、今日まで天資温容にして人望すこぶる高く、誠実なお人柄の方でございました。

そして、平成27年4月、地区住民はもとより、多くの方々の御推挙により、宿毛市議会議員に立候補、見事当選の榮譽に輝かれ、以来不断の熱誠と卓越した見識をもって、市政の審議に参画し、縦横に活躍されたのであります。

2期目となる今年は、総務文教常任委員長を務められ、市政の発展に尽くされてまいられた

のであります。

あなたはまた、終始一貫、住民自治の伸展と、住民福祉の向上に活動をささげられたことは、万人のひとしく認めるところであり、多大の功績を積まれたのであります。

思い起こせば、あなたは肩が痛い、12月定例会の開会日に欠席されたので、気がかりでありましたところ、12月15日、病院にて、あたかも流星の散るごとく、ついに帰らぬ人となりました。まことに痛惜のきわみでございまして、天を仰いで、その無情を感ずるほかありません。

今、宿毛市は人口減少に歯どめをかけ、住みよい環境を確保し、将来にわたり、活力ある社会を維持していくため、未来に向かって前進しております。

これから大いにあなたの力を待つべきものがあるとき、天命とは申しながら、あなたを失いましたことは、悲しみのきわみでございまして。

深く御遺族の心中を察するとき、お慰めの言葉もございません。

今、ここにあなたのありし日の面影をしのぶとき、温厚篤実な人柄で、いつも冗談を言って人を笑わせておりました。あなたの周りには、いつも人々の笑顔がありました。

忘れもいたしません。九州に視察に行ったとき、コンビニにあなたを残し車を出発させたときも、笑って許してくれました。

今にもにっこりほほ笑み語る、あなたの姿が浮かんでまいります。

あなたの思い出はいつまでも残ることでしょう。あなたの生前の御功績をたたえ、ひたすら御冥福をお祈りいたしますとともに、御家族並びにあなたがこよなく愛されましたふるさとの山河、また宿毛市の将来に、限りない御加護を賜りますようお願い申し上げまして、追悼の言葉といたします。

ありがとうございます。

令和元年12月25日

宿毛市市議会議員 岡崎利久

○議長（野々下昌文君） これにて、「故山岡力君追悼の儀」を終わります。

事務局長。

○議会事務局長（朝比奈淳司君） 御遺族が退場されますので、御起立お願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（朝比奈淳司君） 傍聴席のほうをお向きください。

（御遺族退場）

○議会事務局長（朝比奈淳司君） 正面をお向きください。

御着席願います。

（着席）

○議長（野々下昌文君） 今期定例会に提案されております議案第21号につきましては、内容に一部誤りがありました。

よって、市長より正誤表が提出されておりますので、お手元に配付いたしました。

日程第1、議案第1号から議案第25号までの25議案を一括議題といたします。

これより、議案第1号から議案第25号までの25議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山戸 寛君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された「議案第1号から議案第9号まで」の9議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分けて、12月19日と12月20日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、12月24日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果

の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案9件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第1号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の7ページ。第3表、債務負担行為補正。宿毛市地域公共交通運行業務委託料についてであります。

本件は、現在、運行しているコミュニティバスを4月以降も継続して運行するためには、本年度中に業者選定を行う必要があるため、債務負担行為補正に追加するものであります。

委員からは、単年度の業務であれば、人員の確保が難しくなるので、複数年度での実施も検討してはどうかとの質問があり、執行部からは、業者との調整を行う中で必要性が出てきた場合には、検討していきたいと考えている、との答弁がありました。

続きましては、18ページ、2款総務費、1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金及び交付金、宿毛市住宅耐震改修促進費補助金205万円についてであります。

本件は、繰越分を含めて33件分の予算計上をしていたが、残りが2件分となっており、年度末までに予算不足が見込まれるため、設計費、10件分を補正計上するものです。

委員からは、補助金に対する市独自の上乗せは検討していないのかとの質問があり、執行部からは、三木議員の一般質問において市長から答弁があったように、本市は耐震化が進みだしたのは最近であり、実績はふえている状況であるため、まだ上乗せをするところまでしていないと考えている、との回答がありました。

委員からは、住宅耐震化をさらに促進するためには、補助金の上乗せを検討するべきである。また、産業振興の観点から、地域の大工をまき込んだ事業の促進もあわせて検討すべきである。さらに、住宅耐震化への動機づけについて、みずからの生命を守るという自助が第一ではあるが、災害発生時に公助、共助が届きやすくするという社会的な意味も含めて、周知に努めてもらいたいとの意見がありました。

続きまして、31ページ、9款教育費、5項保健体育費、3目社会体育振興費の聖火リレー及びセレブレーションイベント関連経費1,017万5,000円についてであります。

本件は、来年実施される聖火リレー及びセレブレーションイベントを実施するための事業費であり、警備用資材の購入、道路規制等を事前に周知するためのポスター等の印刷代、聖火リレールートの警備費用等となっている。

委員からは、海風公園でセレブレーションイベントが実施されるということだが、かなりの集客が見込まれ、駐車場の確保が難しいと思うが、どういった対策を考えているのかとの質問があり、執行部からは市民祭宿毛まつりでもかなりの渋滞があることは承知しており、社会福祉協議会には声をかけているところである。

一生に一度、経験できるかどうかのイベントであり、周辺の市町村からも相当数の来客を見込んでいるので、関係機関等へ協力要請をしながら、スムーズな運営を行いたいと考えている、との答弁がありました。

委員からは、海風公園でのセレブレーションイベントは、かなりの来場者が見込まれることから、駐車場の確保はもちろんのこと、シャトルバスの運行等も検討し、来てよかったと思っただけのイベントになるよう配慮を求め、との意見がありました。

続きまして、議案第5号別冊、令和元年度宿

毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の8ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、11節需用費、修繕料137万6,000円についてであります。

本件は、機器の老朽化に伴う修繕が必要となり、補正を行うものであります。

委員からは、機器の老朽化に伴う修繕が多く、施設として限界がきているのではないかとの質問があり、執行部からは、日々の業務の中で、機器の老朽化に伴う故障により、給食がとまってしまうのではないかという緊張感を持っている、との答弁がありました。

委員からは、施設改修を早急に検討するべきであるとの意見がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第1号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の21ページ、3款民生費、2項児童福祉費、5目母子福祉費、20節扶助費、児童入所施設措置費207万円について、報告いたします。

本件は、要保護児童対策地域協議会が支援していた親子に対し、この保護者からの暴力及びDVから保護するため、児童福祉法及び児童虐待防止法により、幡多児童相談所及び宿毛警察署と共同し、支援施設へ入所させるためのものです。

委員からは、DVからの避難は一時的な対策にしかなっていないが、根本的に保護者に指導するなどは、福祉事務所の業務ではないのかとの意見がありました。

これに対し、執行部からは、警察署や女性相談支援センター等の協力を得て、保護者に指導を行っている、との回答がありました。

これに対し、委員からは、世間ではいろいろな問題も起こっているのでは、心配りや目配りをしてあげてほしいとの意見がありました。

続きまして、24ページ、4款衛生費、3項清掃費、1目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金、幡多広域市町村圏事務組合負担金ごみ処理分、1,683万2,000円、及び議案第6号別冊、令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の8ページ、1款下水道費、1項公共下水道事業費、2目維持管理費、13節負担金補助及び交付金、汚泥処理費分担金79万5,000円について、報告いたします。

この両件は、幡多クリーンセンターのタービン発電機の絶縁劣化が進み、発電機を更新するための費用及び本年7月18日に幡多クリーンセンター正門付近の電柱に設置している開閉器や、その他の機械が落雷により損傷したため、修繕費用に係る負担金及び分担金になります。

委員からは、落雷ということで、自然災害であるが、保険はかけていないのかとの質問がありました。

これに対し、執行部からは、保険適用となるものとならないものがあるので、保険事業主と現在、調整中である。修繕は既に完了しており、保険料は年度末に歳入として入ってくる可能性があるという回答がありました。

次に、議案第1号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の26ページ、6款商工費、1項商工費、8目プレミアム付商品券事業費、12節役務費、通信運搬費40万円について、報告いたします。

プレミアム付商品券は、全国的に非課税世帯の申請率が非常に低いため、さらなる周知をしてほしいと、国から強く求められています。

個別通知は、各戸配布をしているが、国からは再度の個別通知を実施するよう依頼がありました。

実施するか否かはまだ判断していないが、強く求められた場合に、個別通知を実施できるよ

う準備するものです。

委員からは、通知はしていないが、その後、対象者になる方もいる、そうしたケースは多いかとの質問がありました。

これに対し、執行部からは、それほど多くはない。しかし、そのような漏れがないように、税務課とも連携し、課税者から非課税者になる方などの情報提供をしてもらうようにしている。実際の件数としては、100件に満たない程度であるが、後から税の申告等の動きもあるので、そうした方たちも漏れがないように注意していくとの回答がありました。

これに対して、委員からは、もっとプレミアム付商品券を買ってもらえるように周知徹底をしてほしい。その際には、3月8日という使用期限があるので、そのことに注意しながら販売促進を図ってほしいとの意見がありました。

次に、議案第7号別冊、令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算（第1号）の8ページ、1款国民宿舎費、1項国民宿舎費、1目国民宿舎運営費、11節需用費、施設等修繕料598万4,000円について報告いたします。

本件は、国民宿舎「椰子」の雨漏りに対して、再三にわたり部分的な屋根の修繕を行ってきたが、改善が見られず、4階客室や宴会場の使用に支障を来しており、根本的な解決を図るべく、屋根全体を修繕するものです。

委員からは、この宴会場の状況を見ると、相当長い期間をかけてこのような状態になっているのではないかととの質問がありました。

これに対し、執行部からは、4月に確認したときは、このような状態ではなく、9月に入って一気に悪化した。原因は、エアコンのダクトの結露もあると思うが、それだけではなく、雨漏りにより、たまった水分が結露にも影響しているのではないかと、業者からの報告を受け

ている。よって、根本的に屋根を直さないと、同じような状態になるのではないかとと思われる、との回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました9議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高倉真弓君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました10議案の審査結果を報告いたします。

議案第10号は、宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が、令和2年4月1日から導入されることに伴い、本条例を制定しようとするものです。

議案第11号は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、13本の条例改正が必要となることから、それらを一括で改正するための条例を制定しようとするものです。

議案第12号は、宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、運転免許証返納後における移動手段の支援策として、料金を半額とする運賃減免措置を追加するため、本条例の一部

を改正しようとするものです。

議案第14号は、宿毛市沖の島循環バスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第13号と同様に、運転免許証返納後における移動手段の支援策として、運賃減免措置を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、令和元年人事院勧告の実施に伴い、給与表等の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号は、宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第13号及び議案第14号と同様に、運転免許証返納後における移動手段の支援策として、一般混乗部分の運賃減免措置を追加するための本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第23号は、財産取得の変更についてでございます。

内容につきましては、令和元年7月3日の議決を受けた消防ポンプ自動車1台を取得する契約につきまして、消費税増税に伴う変更契約を締結する必要が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第24号は、特定事業契約の変更についてでございます。

内容につきましては、平成31年3月27日の議会議決を受け、宿毛学校PFI株式会社と契約締結をしました、宿毛市における小中学校

整備事業につきまして、消費税増税に伴う変更契約を締結する必要が生じたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更点につきましては、プロジェクトマネジメント費及び維持管理費が対象となり、消費税が8%から10%に増税するもので、総額2,150万円の増額となっております。

なお、設計、建設費は、本年4月1日までに契約が締結されているため、経過措置により、消費税は8%で据え置きとしております。

議案第25号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

内容につきましては、令和元年9月18日に議決しました沖の島辺地の総合整備計画について、同辺地の妹背山展望台の改修を行うに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため、本計画を変更する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、10件の議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもちまして可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案10件についての審査報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案6件についての審査結果を、報告いたします。

議案第17号につきましては、宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、災害弔慰金の支給等に

関する法律の一部を改正する法律が施行されましたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第18号から議案第20号までは、指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、いずれも令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、神有地区を神有多目的集会所の指定管理者に、楠山地区を楠山多目的集会所の指定管理者に、坂本地区を坂本多目的集会所の指定管理者に、3件をそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号も、指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、合同会社ドラマチックを、宿毛市林邸の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

委員からは、管理運営に当たり、地域との連携はできているのか。丁寧かつ積極的な市民への働きかけなども十分協議しているのか、との意見がありました。

これに対し、執行部からは、本年4月からこの会社がカフェを運営しているが、今までの活動を見ると、地域の人たちとさまざまな会合を開き、かかわりを持っている。

例えば、宿毛音頭を盛り上げようと踊り子を募集するなど、地域をまき込んだ取り組みをしており、今後もより一層、活発に取り組んでもらえるのではないかと期待している、との回答がありました。

議案第22号は、工事請負契約の変更についてでございます。

内容につきましては、令和元年7月3日の議会議決を受け、山本・金村・仲上特定建設工事

共同企業体と契約締結しました小深浦高台造成工事につきまして、工事内容に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

委員からは、契約後に発覚したものが有効になるのか、との意見がありました。

これに対し、執行部からは、請負契約書の中で、現場条件と合わない項目については、発注者と受注者とで、協議及び現地確認を行い、必要なものであれば変更しなければならないようになっている。

今回の場合は、現場条件を見る限り、必要なものである、との回答がありました。

また、委員からは、業者の申し立てそのままの契約変更か、との意見がありました。

これに対し、執行部からは、業者はダンプトラックで全ての土を運搬する方法を提案してきたが、ダンプトラックだけでなく、近い距離はブルドーザーのほうがより安く運べるので、こちらを採用しているとの回答がありました。

これらのことに対し、委員からは、チェック体制が十分ではなかったところがあるので、今後、このようなことが二度と起こらないよう、強く申し入れるとの意見がありました。

以上、6議案につきましては、担当課より詳しい説明を受け、慎重に審査をした結果、議案第17号から議案第21号までの5議案については、全会一致で、議案第22号については、賛成多数により、可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案につきましての審査報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第25号まで」の24議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 討論がありませんので、これで討論を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第25号まで」の24議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(野々下昌文君) 全員起立であります。

よって「議案第1号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第25号まで」の24議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第22号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) 1番、議案第22号、新市庁舎小深浦高台造成工事契約金額を9億4,875万8,400円から10億6,951万9,000円に変更を行う案に反対の立場から討論いたします。

まず、高台造成工事のこれまでの経緯の概略を述べておきます。

ことし5月24日、5つの企業グループで入札が行われ、最低制限価格で入札した2グループのうち、山本・金村・仲上建設で構成するグループ企業が落札。その直後に、設計における16万円の積算ミスのクレームを受け、この入

札は不調とされました。

改めて設計変更、6月26日に再入札が行われ、今度は5つのグループ全てが最低制限価格で入札、くじ引きによって前回と同じ山本・金村・仲上建設グループが8億7,470万円で落札しました。

今議会委員会審議の中で、都市建設課の説明で明らかになったことは、落札契約を交わした後の7月25日、宿毛市と業者、そして設計を担当したコンサルタントによる3者の打ち合わせが行われた際、切土27万立方メートルの運搬費用の積算がなされていないことを指摘され、全てトラックによる積算で運搬費用を求められたといえます。

市は27万立方メートルの土砂運搬費用の抜かりを認めるも、ブルドーザーによる約13万立方メートルの切土運搬作業を織りませ、減額補正をしたものが今回の約1億2,000万円の増額案だということです。

さて、ここから私が反対をする理由を述べたいと思います。

1つ目は、高台造成工事の入札は、予定価格9億7,189万円、これを上限にして、その9割の最低制限価格で落札されましたが、この予定価格9億6,000万円に消費税10%を加算すると、まさしく今回の契約変更額の10億6,950万円とほぼ一致し、その差は0.04%です。結果として、最低制限価格で落札し、上限の価格で契約に至ったに等しいということです。

つまり、結論ありきの増額ではないかという疑問がまき起こってきます。

2つ目です。2回の入札を通して、設計積算にかかわったコンサルタント、宿毛市担当者、高知県建設技術公社、そして入札の5つの企業グループ全てが入札時に積算ミス指摘しなかったことの不思議です。

これだけプロがそろって、基本的な抜かりに気がつかなかったのはおかしい。あるいは、当初の積算が抜かりとも言い切れないのではないか、などの疑問が起こります。

3つ目。7月、業者からの指摘を受けた後、コンサルタント、宿毛市執行部、市長、外部機関などと、問題の対応に向け、どんな論議がなされ、責任問題や法的処理や、再入札等も含め、幾つの対応案の中から今回の結論に至ったのかが不明であります。

本案の結論が妥当であるかの判断材料に欠けております。

4つ目、市庁舎の高台造成は、国庫負担7割の緊急防災・減災事業債を活用しており、会計検査院などの国の調査で水増し請求などが指摘されれば、市に大きな負担に係る心配があります。

以上、述べたごく素朴で、当然と思われる疑問や質問について、委員会審議の場で、議長は私の質問を遮りました。なぜなのかということです。

したがって、これらの論点を交えた十分な審議の上で、委員会採決がなされたとは言いがたいのです。

契約変更案に至った過程や、その妥当性を十分に検証せぬまま、やり過ごすことは、同じ間違いの繰り返しを許容することにほかなりません。

本議案への安易な賛成は許されないということです。

以上、私の意見を述べて、反対討論といたします。

○議長（野々下昌文君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに討論がありま

せんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第22号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。

よって「議案第22号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2、陳情第6号「すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

これより、「陳情第6号」について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました陳情第6号の審査結果を報告いたします。

陳情第6号は、すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書についてであります。

本陳情は、保育の公的保障の拡充を求める大運動高知県実行委員会会長 田中きよむ氏より提出されたものであります。

内容につきましては、2019年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、保育の質の確保など、子供の権利保障の観点から、懸念される事項の指摘もされています。

無償化の実施に当たっては、保育の質を確保し、地方自治体や施設に新たな負担を強いることなく、また喫緊の課題である待機児童解消や、保育士の増員とともに、処遇改善を後退させることのないよう、意見書の提出を求めるものであります。

本陳情につきましては、審査の過程で、委員からは保育士の処遇改善や施設の公費増額につ

いては、一部くみ取るところがある、との意見がある一方で、宿毛市では、待機児童も出しておらず、保育の無償化が始まっていることから、サービスが後退しているという現実もないことから、本陳情を採択することは難しい、との発言もありました。

以上のことから、採決の結果、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件につきましての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第6号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第6号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。

よって、本件につきましては、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査

の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、議案第26号、副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。追加提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第26号は、副市長の選任につき同意を求めることについてでございます。

内容につきましては、現副市長の岩本昌彦氏が、令和2年1月19日をもって任期満了となりますので、再び岩本昌彦氏を本市の副市長として選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

岩本昌彦氏の経歴等につきましては、お手元に資料をお配りしておりますので、重複は避けませんが、人格、見識ともにすぐれ、本市の副市長として適任者であると確信をいたしておりますので、御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上が、御提案申し上げました議案の概要です。よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） これにて提案理由の

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時07分 再開

○議長(野々下昌文君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより「議案第26号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第26号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第26号」は、これに同意することに決しました。

ただいま副市長に選任されました岩本昌彦君より、挨拶の申し出がありますので、これを許します。

岩本昌彦君。

○副市長(岩本昌彦君) 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

先ほどは、私の副市長選任議案に御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

4年前、浅学非才を省みず副市長に就任をし、多くの皆様に御心配と御迷惑をおかけする中、悪戦苦闘して職務に取り組んでまいりました。

このたび、再度、選任議案に御同意をいただきましたことは、まことにもって身に余る光栄で、重ねてお礼を申し上げます。

さて、目の前には乗り越えなければならない課題が山積をしております。もとより微力ではございますけれども、今後とも中平市長の目指す市政を実現するため、市長を補佐し、職員と一体となって各種事業の円滑な推進に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日まことにありがとうございます。

○議長(野々下昌文君) 以上で、岩本昌彦君の挨拶を終わります。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月10日に開会しました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げました26議案につきまして、原案のとおり御決定をいただき、まことにありが

とうございました。

今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討いたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

ことしも残りわずかとなりました。議員の皆様におかれましては、どうか健康に御留意されまして、すばらしい新年を迎えられますよう御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

皆様方、本当に健康には留意をなさってください。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和元年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

宿毛市議会副議長 川 村 三千代

議 員 岡 崎 利 久

議 員 松 浦 英 夫

令和元年12月24日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

予算決算常任委員長 山 戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 1号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 2号	令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 3号	令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 4号	令和元年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 5号	令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 6号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7号	令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8号	令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 9号	令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当

令和元年12月19日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 高 倉 真 弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第10号	宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第11号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第12号	宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第13号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第14号	宿毛市沖の島循環バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第15号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第16号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第23号	財産の取得の変更について	原案可決	適当
議案第24号	特定事業契約の変更について	原案可決	適当
議案第25号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適当

令和元年12月23日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第17号	宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第18号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第19号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第20号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第21号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第22号	工事請負契約の変更について	原案可決	適 当

令和元年12月20日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	理 由
第 6 号	すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書	趣旨採択	趣旨妥当

令和元年12月19日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 高 倉 真 弓

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和元年12月20日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和元年12月24日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

令和元年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	3番 三木健正君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>（1）2期目にあたる今後4年間の市政の基本方針について</p> <p>2 プレミアム付き商品券について（市長）</p> <p>（1）現在までの状況と取り組みについて</p> <p>（2）今後の取り組みについて</p> <p>3 住宅耐震化促進事業について（市長）</p> <p>（1）耐震化事業の進捗状況について</p> <p>（2）耐震設計及び改修の補助内容と今後の取り組みについて</p>
2	12番 松浦英夫君	<p>1 高齢者対策について（市長）</p> <p>（1）高齢者人口と子供人口について</p> <p>（2）今後の高齢者対策について</p> <p>2 津波避難計画と津波避難タワーについて（市長）</p> <p>（1）津波避難計画改訂について</p> <p>（2）津波避難計画改訂の考え方について</p> <p>（3）津波避難計画改訂の進捗状況について</p> <p>（4）地域の実情の把握と住民参加について</p> <p>（5）津波避難タワーの建設について</p> <p>（6）津波避難タワーの建設に向けての財源について</p> <p>3 鵜来島の戦争遺跡について（教育長）</p> <p>（1）文化財としての指定について</p> <p>（2）高知県補助金の内容と活用について</p> <p>4 沖の島地区の医療体制について（市長）</p> <p>（1）緊急患者の運搬体制について</p> <p>5 こども議会等の開催について（市長、教育長）</p>

3	1 番 今城 隆君	<p>1 宿毛小・中学校 P F I 事業について（市長）</p> <p>（1）公正取引委員会通知について</p> <p>（2）情報公開について</p> <p>（3）建設・整備における市の監査体制について</p> <p>2 非核平和都市宣言について（市長）</p> <p>（1）H P への掲載について</p> <p>（2）例規集への掲載について</p> <p>3 ビキニ被災者への支援について（市長）</p> <p>（1）県の健康相談のよびかけ、周知について</p> <p>（2）ビキニ被災者救済（支援）条例について</p> <p>4 学校教育について（教育長）</p> <p>（1）教職員の労働実態について</p> <p>（2）県版学力テストについて</p> <p>（3）教育費負担軽減について</p> <p>（4）宿毛市奨学金について</p> <p>5 奨学金預金口座の差押について（市長）</p> <p>6 災害時の情報伝達等について（市長）</p>
4	1 0 番 岡崎利久君	<p>1 平成 3 0 年 7 月豪雨災害について（市長）</p> <p>（1）現在の復旧状況について</p> <p>（2）入札不調対策について</p> <p>（3）今後の復旧の見通しについて</p> <p>2 地域おこし協力隊について（市長）</p> <p>（1）本市で活動されている隊員の人数と仕事内容について</p> <p>（2）現在までに本市で活動された隊員の人数について</p> <p>（3）任期終了後の対応について</p> <p>（4）起業・定住・定着に向けた支援体制について</p> <p>（5）今後求める人材について</p> <p>（6）活動報告会の実施について</p> <p>3 2 期目を迎えた市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>（1）今後 4 年間の具体的な政策（方針）について</p> <p>（2）4 年間で必ず実施したい施策について</p> <p>4 この 4 年間で振り返って（副市長）</p>

5	9 番 山戸 寛君	<p>1 会計年度任用職員制度について（市長）</p> <p>(1) 制度導入の背景並びに主旨について</p> <p>(2) 現行の市の執行体制における職員構成と変更点について</p> <p>ア 現時点での職員の種類別</p> <p>イ 新制度による変更点</p> <p>(3) フルタイム任用職員とパートタイム任用職員について</p> <p>ア 任用職員のフルタイムとパートタイムの相違点</p> <p>イ フルタイムとパートタイムの職種による振り分け</p> <p>ウ パートタイム職員の給与の基準</p> <p>エ 財源圧縮と被雇用者の利益</p> <p>オ 会計年度任用職員以外の臨時的な職員の処遇</p> <p>(4) フルタイム任用職員の給料・手当について</p> <p>ア 給料の級別</p> <p>イ 経験年数の給与への反映</p> <p>ウ 昇給規定</p> <p>エ 期末手当の支給基準</p> <p>オ 退職手当</p> <p>(5) フルタイム任用職員の各種保険について</p> <p>(6) フルタイム任用職員の休暇について</p> <p>ア 有給休暇</p> <p>イ 議案第10号の第17条の解釈</p> <p>(7) 委託業務事業従事者の処遇改善について</p> <p>2 高台造成工事に関する一連のトラブルについて（市長）</p> <p>3 宿毛小中学校建設PFI事業について（市長）</p> <p>(1) 事業の進捗状況について</p> <p>(2) 事業の監理体制について</p>
6	4 番 川田栄子君	<p>1 野良猫問題解決について（市長）</p> <p>(1) 不妊手術事業についての現状と効果について</p> <p>(2) 地域猫の取り組みについて</p> <p>(3) 猫問題は地域の環境問題について</p> <p>(4) 適正な飼養のガイドライン作成について</p> <p>2 ASFウイルス侵入防止緊急支援事業について（市長）</p> <p>(1) 対策と農家負担について</p> <p>3 選挙の投票率の低下と対策について (選挙管理委員会委員長)</p> <p>(1) 低い投票率について</p> <p>(2) 低投票率への対策について</p> <p>(3) 移動期日前投票所の導入について</p>

7	13番 寺田公一君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 支所機能の充実について</p> <p>ア 移転後の市街地支所（仮）の業務内容について</p> <p>イ 現支所の業務の内容と高齢者対策について</p> <p>(2) 防災対策について</p> <p>ア 公共施設のブロック塀の現状と対応について</p> <p>(3) 農耕トラクターの公道走行について</p> <p>2 教育行政について（教育長）</p> <p>(1) 小中学校再編計画の進捗状況について</p>
8	2番 堀 景君	<p>1 防災対策について（市長）</p> <p>(1) ペット同伴避難について</p> <p>(2) 小筑紫ヘリポートの活用方法について</p> <p>(3) 西地区防災コミュニティセンターの活用について</p> <p>(4) 雨水排水計画について</p> <p>(5) 災害時のドローンの活用について</p> <p>2 観光振興について（市長）</p> <p>(1) 宿毛フェリーについて</p> <p>ア 宿毛フェリー再開に向けた取り組み</p> <p>(2) 自転車観光の促進について</p> <p>(3) 「渚の交番」について</p> <p>3 スポーツ振興について（教育長）</p> <p>(1) 東京オリンピック関連事業について</p> <p>ア 聖火リレーについて</p> <p>イ 聖火リレーの市民への周知について</p>

令和元年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案（令和元年第3回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 3号	平成30年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月10日	認 定
第 4号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月10日	認 定
第 5号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月10日	認 定
第 6号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月10日	認 定
第 7号	平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月10日	認 定
第 8号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月10日	認 定
第 9号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月10日	認 定
第10号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月10日	認 定
第11号	平成30年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月10日	認 定
第12号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月10日	認 定
第13号	平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月10日	認 定
第14号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12月10日	認 定
第15号	平成30年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	12月10日	原案可決及び認定

議 案（令和元年第4回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 2 号	令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 3 号	令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 4 号	令和元年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 5 号	令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 6 号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 7 号	令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 8 号	令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 9 号	令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 1 0 号	宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 1 1 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 1 2 号	宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 1 3 号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 1 4 号	宿毛市沖の島循環バスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 1 5 号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 1 6 号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 5 日	原案可決
第 1 7 号	宿毛市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 5 日	原案可決

第18号	指定管理者の指定について	12月25日	原案可決
第19号	指定管理者の指定について	12月25日	原案可決
第20号	指定管理者の指定について	12月25日	原案可決
第21号	指定管理者の指定について	12月25日	原案可決
第22号	工事請負契約の変更について	12月25日	原案可決
第23号	財産の取得の変更について	12月25日	原案可決
第24号	特定事業契約の変更について	12月25日	原案可決
第25号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	12月25日	原案可決
第26号	副市長の選任につき同意を求めることについて	12月25日	同意

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 6 号	すべての子どもによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書	12月20日	趣旨採択